女川原子力発電所第2	号機 工事計画審査資料
資料番号	02-他-F-19-0009_改 5
提出年月日	2021年6月3日

地下水位低下設備に係る設置変更許可申請書の記載内容との比較表

2021年6月

東北電力株式会社

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし) 設置変更許可 工事計画認可 資料番号他 本文の記載内容 2 耐震設計の基本方針 VI-2-1-1 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 ロ 発電用原子炉施設の一般構造 (1) 耐震構造 (i) 設計基準対象施設の耐震設計 g. 設計基準対象施設は, 防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮 (10) 設計基準対象施設及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和 ・記載表現の相違 断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを 設備, 常設重大事故防止設備(設計基準拡張) 又は常設重大事故緩和設備(設 (実質的な相違なし) 踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、 計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の設計においては、防潮堤下 同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水 部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面 位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない 付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持 範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設 する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その 計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。 機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低 下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水 (ii) 重大事故等対処施設の耐震設計 位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。 i. 常設耐震重要重大事故防止設備. 常設重大事故緩和設備. 常設重大事 故防止設備(設計基準拡張)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張) が設置される重大事故等対処施設は、防潮堤下部の地盤改良等により地 下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するお それがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低 下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮 した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備 の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位 又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可 工事計画認可 資料番号他 添付書類六の記載内容 (参考 設置変更許可申請書における記載) 基礎地盤の安定性評価結果 については設置変更許可段 3.6.1.1 地震力に対する基礎地盤の安定性評価 3. 地盤 3.6.1.1.4 評価結果 階で提示済みであるため、 (1) 基礎地盤のすべり 丁事計画認可への反映事項 3.6 原子炉施設設置位置付近の地盤安定性評価 なし (略) 3.6.1 基礎地盤の安定性評価 3.6.1.1 地震力に対する基礎地盤の安定性評価 3.6.1.1.3 評価条件 (2) 基礎地盤の支持力 (5) 地下水位 (略) 原子炉建屋の解析用地下水位は、建屋の設計水位を参照の上、基礎 版中央に設定し、原子炉建屋以外(周辺地盤を含む。)は地表面に設 (3) 基礎底面の傾斜 定した。代表として原子炉建屋の解析用地下水位を第3.6.1-9図に示 (略) す。なお、地盤安定性評価は全応力解析を行っていることから建屋の 地下水位は評価に影響しない。 原子炉建屋X-X"断面* 原子炉建屋 タービン建屋 O.P.+14.8m O.P.+14.8m O.P.-11.1m 原子炉建屋Y-Y'断面 原子炉建屋 O.P.+14.8m O.P.+14.8m O.P.+3.5m ∇ OP.-11.1m ※:原子炉建屋は基礎版中央とし、タービン建屋は地表面に設定。 第3.6.1-9 図 解析用地下水位 (原子炉建屋)

3.6.1.2 周辺地盤の変状による重要施設への影響評価

耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設は、液状化、揺すり込み 沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、施設の機能が 損なわれるおそれがないように設計する方針とする。

耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の設計においては、防 潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され、地下水位が 地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一 定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及 ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水 圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲にお いては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用 地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。

耐震設計において、地震時における地盤の有効応力の変化に伴う 影響を考慮する場合には、有効応力解析等を実施する。有効応力解 析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網 羅性を踏まえた上で実施した液状化強度試験結果に基づき、保守性 を考慮して設定する。 2 耐震設計の基本方針

- 2.1 基本方針
 - (10) 設計基準対象施設及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の設計においては,防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ,地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し,同設備の効果が及ぶ範囲においては,その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては,自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。
 - (11) 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設は,液状化,揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても,その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。
- 3. 地盤の解析用物性値
- 3.2 設置変更許可申請書に記載されていない解析用物性値
 - 3.2.1 有効応力解析に用いる解析用物性値

建物・構築物及び土木構造物の評価においては、地下水位低下設備を考慮の上設定した地下水位及び液状化検討対象層の分布状況を踏まえて、液状化影響の検討の必要性を判断する。液状化影響の検討の結果、有効応力解析が保守的な結果となると判断された場合において、有効応力解析を実施する。

地盤の液状化強度特性は、代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を 考慮し、敷地全体の液状化強度試験から得られる液状化強度特性を保守 的に下限値とする。

・記載表現の相違

(施設名の記載を工事計画認可段階では明確にしており, 実質的な相違はない。)

VI-2-1-1 耐震設計の基本方針

VI-2-1-3 地盤の支持性能に 係る基本方針

- 記載表現の相違
- (設置変更許可段階で示した 方針をより詳細に記述した ものであり,実質的な相違は ない。)
- ・詳細設計を踏まえ具体化した 事項

(設置変更許可段階で示した 方針に基づき,詳細設計に用 いる物性値を具体化)

設置変更許可 工事計画認可 資料番号他 添付書類八の記載内容 2 耐震設計の基本方針 VI-2-1-1 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 1. 安全設計 1.4 耐震設計 1.4.1 設計基準対象施設の耐震設計 1411 設計基準対象施設の耐震設計の基本方針 (2) 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の (2) 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失(地 要失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等 震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能 による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆へ の専失を含む。) 及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点か の影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響 ら、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要 の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)に応じて、耐震重要 度」という。) に応じて、S クラス、B クラス又は C クラスに分類(以下「耐震 ・記載表現の相違 度分類をSクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれに応じ 重要度分類 という。) し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計と (実質的な相違なし) た地震力に十分耐えられるように設計する。 する。 (11) 設計基準対象施設の設計においては、防潮堤下部の地盤改良等に (10) 設計基準対象施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和 ・記載表現の相違 より地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上 設備, 常設重大事故防止設備(設計基準拡張) 又は常設重大事故緩和設備(設 (施設名の記載を工事計画認 昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する 計基準拡張) が設置される重大事故等対処施設の設計においては、防潮場下部 可段階では明確にしており. 地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、そ の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近 実質的な相違はない。) まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地 の機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地 下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守 下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考 的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影 慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効 響を考慮する。 果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面 (12) 耐震重要施設は、液状化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考 にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。 慮した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないよう (11) 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、 に設計する。 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類が Sクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重 大事故等対処施設は、液状化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した 場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可

1.4.1.2 耐震重要度分類

(3) Cクラスの施設

Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設である。 上記に基づく耐震重要度分類を第1.4.1-1表に示す。

第 1.4.1-1 表 耐震重要度分類表 (6/6)

SCLORE OF THE SE	Econ voc	主要設備	(注1)	補助設備	(注2)	直接支持構造物 (往3)		間接支持構造物 (注 4)	
耐震重要度 分 類	機能別分類	適用範囲	耐機クラス	適用範囲	耐 度 クラス	適用範囲	耐 魔 クラス	適用範囲	検討用 地震動 (注6)
Cクラス	(4)原子炉の反応度 を抑制するための 施設でSクラス及 びBクラスに属さ ない施設	・原子炉再循環流量 制御装置 ・制御棒駆動水圧系 (8クラス及びB クラスに属さない 部分)	c	-	-	・機器・配管、電気 計談設備等の支持 構造物	C	·原子炉建壁 ·制御雕園	So
	(a)放射性物質を内 離しているか。又 はこれに関連した 施設でSクラスと及 びBクラスに属さ ない施設	・試料接取系 ・関化装置より下流 の間体を の設備 い設備 ・対域を 含む。) ・維固体料 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	000	-	+	・機器・配管等の支 持構造物	C	・原子炉機圏 ・タービン障圏 ・焼却炉構座 ・サイトバン力機屋	Sc Sc Sc
	(量)放射線安全に関係しない施設等	・病様水系・タービン・補機介類 系 ・ 補助共 ・ 利 ・ 利 ・ 利 ・ 利 ・ 利 ・ 利 ・ 利 ・ 利 ・ 利 ・	00 000 0 0 00		10	· 機器 · 配管、 電気 計談技術等の文持 構造物	C	・原子が建歴 ・海外ボンで建 ・タービン輸出 ・制御地型 ・制数は近0円ト 構造物	Sc Sc Sc Sc
		,地下水位低下設備	C (注11)	• 笔気計装設備	C (EIII)	・機器・配管, 電気 計装設備等の支持 構造物	C (注11)	・原子炉離屋 ・制御雑屋 ・当政施設に係る屋 外コンクリート 構造物	S s S s S s

- (注11) Cクラスではあるが、基準地震動Ss に対し機能維持することを確認する。
 - 1.4.1.3 地震力の算定方法
 - (2)動的地震力
 - b. 地震応答解析
 - (a) 動的解析法
 - i. 建物·構築物

建物・構築物の動的解析において、地震時における地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮する場合には、有効応力解析等を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。

工事計画認可

- 2. 設計基準対象施設の耐震重要度分類
- 2.1 耐震設計上の重要度分類
 - (3) Cクラスの施設

Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設

表 2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類表 (6/6)

bedicumen-		工程技術。		排形设施	排列的		直接支持構造物®		即建设支2分类点(物)·	
前្ 分類	##EN/5/#I	海川範囲	鮮 井 クラス	通用級用	前 票 クラス	適用範囲	耐 唐 クラス	湖洋椒紅用	#62500 765685	
こグラス	(1)原子がの反応理を 制度するための施設 でミクラス及び10 ラスに属さない施設	・原子年円落階改能制 御助戦 ・神師戦闘制が圧系さ クラス及(知クラス に属さな) 部分)	c		7	· 棉脂 · 配管、電气計 装設備等力支持構 造物	F	· 联子标理型 - 物線建設	S _c S _c	
	(ii) 放射性物質を均線 しているが、又はこれ に関連した施設でき クラス及び B クラエ に属さな。施設	・ 対断対応系 ・ 対析対応系 ・ 対性接触を は体験策制を が関する ・ 対し ・ 対し ・ 対し ・ 対し ・ 対し ・ 対し ・ 対し ・ 対し ・ がし ・ でし ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で	c c c		===	・機器・産物学の支持構造物	C	 第7年20日 ・タービン理解 ・使用20日 ・サイトバンカ提唱 	S ₀ S ₀ S ₀ S ₀	
	(油)放射器发生工程体 上ない機能等	・獲電水系 ・タービン細胞が体系・ ・細いボラー ・添い系・ 開発性、発明後、定 ・発気型調素に タラー スク機 (交)調素以 外のもの) タービン總層クレー ・とで他 ・そでを	c c c c c c			- 相談 化管、磁动计 经2前等少支持情 运物	Ē	・新子中連盟 ・海水ボンブ空 ・ダルビン連州 ・神経維度 ・単立地接近、はる場外 コンクリー・計算之時	80 80 80 80	
		· 维下水价低下设施	C**	· 超%計算技術	C	・開設・配管、意気計 気設備等の支持構 設計	Cell	・利子中地位 ・中部は最 ・当成施設に係る原外 コングリート構造的	Sa Sa Sa	

*11: Cクラスではあるが、基準地震動Ssに対し機能維持することを確認する。

- 3. 地盤の解析用物性値
- 3.2 設置変更許可申請書に記載されていない解析用物性値
 - 3.2.1 有効応力解析に用いる解析用物性値

建物・構築物及び土木構造物の評価においては、地下水位低下設備を考慮の上設定した地下水位及び液状化検討対象層の分布状況を踏まえて、液状化影響の検討の必要性を判断する。液状化影響の検討の結果、有効応力解析が保守的な結果となると判断された場合において、有効応力解析を実施する。

地盤の液状化強度特性は、代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を 考慮し、敷地全体の液状化強度試験から得られる液状化強度特性を保守 的に下限値とする。

- 資料番号他
- VI-2-1-4 耐震重要度分類及び 重大事故等対処施設 の施設区分の基本方 針
- ・記載表現の相違 (実質的な相違なし)

VI-2-1-3 地盤の支持性能に 係る基本方針

- 記載表現の相違
- (設置変更許可段階で示した 方針をより詳細に記述した ものであり,実質的な相違は ない。)
- ・詳細設計を踏まえ具体化した 事項

(設置変更許可段階で示した 方針に基づき,詳細設計に用 いる物性値を具体化)

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可

1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計

- 1.4.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針
- (12) 常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設については,防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ,地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し,同設備の効果が及ぶ範囲においては,その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては,自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。
- (13) 常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類が Sクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設については,液状化,揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても,重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。
- 1.4.2.3 地震力の算定方法
 - (2)動的地震力

常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設について,「1.4.1.3 地震力の算定方法」の「(2)動的地震力」に示す入力地震動を用いた地震応答解析による地震力を適用する。

工事計画認可

2 耐震設計の基本方針

- 2.1 基本方針
 - (10) 設計基準対象施設及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の設計においては,防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ,地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し,同設備の効果が及ぶ範囲においては,その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては,自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。
 - (11) 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設は,液状化,揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても,その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。

VI-2-1-1 耐震設計の基本方針

資料番号他

VI-2-1-1 耐震設計の基本方針

・記載表現の相違

(実質的な相違なし)

- 4. 設計用地震力
- 4.1 地震力の算定法
 - (2) 動的地震力

重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故 緩和設備、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要 度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置 される重大事故等対処施設については、基準地震動Ssによる地震力を適用す る。

記載表現の相違

(設置変更許可段階で示した 方針をより詳細に記述した ものであり、実質的な相違は ない。)

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可 工事計画認可 資料番号他 1.10 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針 2 耐震設計の基本方針 VI-2-1-1 耐震設計の基本方針 1.10.3 発電用原子炉設置変更許可申請(平成25年12月27日申請)に係る実 2.1 基本方針 用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関す

第四条(地震による損傷の防止)

適合のための設計方針

る規則への適合

第1項について

設計基準対象施設の設計においては、防潮堤下部の地盤改良等により 地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するお それがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低 下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮し た設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の 効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又 は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。

第3項について

耐震重要施設は、液状化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮 した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないように設 計する。

- (10) 設計基準対象施設及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和 設備, 常設重大事故防止設備(設計基準拡張) 又は常設重大事故緩和設備(設 計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の設計においては、防潮堤下 部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面 付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持 する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その 機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低 下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水 位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。
- (11) 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設 備, 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分 類が S クラスのもの) 又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張) が設置さ れる重大事故等対処施設は、液状化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を 考慮した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないように設 計する。

・ 記載表現の相違

(施設名を工事計画認可段階 では明確にしており、実質的 な相違はない。)

第三十九条 (地震による損傷の防止)

適合のための設計方針

第1項について

Ⅱ. 設計方針

常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設については,防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ,地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し,同設備の効果が及ぶ範囲においては,その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては,自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。

常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設については,液状化,揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても,重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。

2 耐震設計の基本方針

2.1 基本方針

- (10) 設計基準対象施設及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の設計においては,防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ,地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し,同設備の効果が及ぶ範囲においては,その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては,自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。
- (11) 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設は,液状化,揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても,その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。

・記載表現の相違 (実質的な相違なし)

VI-2-1-1 耐震設計の基本方針

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし) T.事計画認可 資料番号他 設置変更許可 第四十三条 (重大事故等対処設備) 5.1.6 操作性及び試験・検査性 基本設計方針 (原子炉冷却系統 適合のための設計方針 (1) 操作性の確保 施設 共通項目) (4) 操作性及び試験・検査性 a. 操作性の確保 (d) 発電所内の屋外道路及び屋内通路の確保(第3項 第六号) 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処 想定される重大事故等が発生した場合において,可搬型重大事 設備を移動・運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内 ・記載表現の相違 故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するた の道路及び通路が確保できるよう,以下の設計とする。 (実質的な相違なし) め、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の設計とす 屋外及び屋内において、アクセスルートは、自然現象、人為事象、溢水 屋外及び屋内において、アクセスルートは、自然現象、発電用 原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象 及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回 であって人為によるもの、溢水及び火災を想定しても、運搬、移 路も考慮して複数のアクセスルートを確保する設計とする。 動に支障をきたすことのないよう、 迂回路も考慮して複数のアク セスルートを確保する。 屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として. 屋外及び屋内アクセスルートに影響を与えるおそれがある自然現象とし ・記載表現の相違 地震、津波、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、 て、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、 (洪水、地滑り及びダムの崩壊 地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定す 生物学的事象. 森林火災及び高潮を選定する。 については、立地的要因によ り設計上考慮する必要はな 屋外及び屋内アクセスルートに対する発電用原子炉施設の安 屋外及び屋内アクセスルートに対する人為事象については、屋外アクセス いため、記載していない。危 全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為に ルートに影響を与えるおそれがある事象として選定する飛来物(航空機落 険物を搭載した車両につい よるものについては、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれ 下), 爆発, 近隣工場等の火災, 危険物を搭載した車両, 有毒ガス, 船舶の衝 ては同趣旨の記載であるが, がある事象として選定する飛来物(航空機落下), ダムの崩壊、 突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対し 表現の違いによる差異。) て、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。 爆発, 近隣工場等の火災, 有毒ガス, 船舶の衝突, 電磁的障害及 び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して, 迂 回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

10. その他発電用原子炉の附属施設

10.15 地下水位低下設備

10.15.1 概要

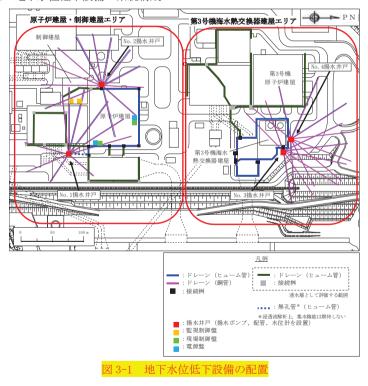
地下水位低下設備は、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れ が遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあ ることを踏まえ、発電用原子炉施設周辺の地下水位を一定の範囲に保 持するためのものである。

地下水位低下設備は 0.P.+14.8m 盤の発電用原子炉施設周辺に設置する。

2. 地下水位低下設備の目的

設計基準対象施設及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設等の設計において,防潮堤下部の地盤改良等により山から海へ向かう地下水の流れが遮断され,敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ,表 2-1 に示す原子炉建屋等に作用する揚圧力の低減及び周辺の土木構造物等に生じる液状化影響の低減を目的とし,地下水位を一定の範囲に保持するための地下水位低下設備を設置する。

- 3. 地下水位低下設備の設計方針
- 3.1 地下水位低下設備の系統構成



VI-2-1-1-別添 1 地下水位低 下設備の設 計方針

・記載表現の相違

(施設名を工事計画認可段階 では明確にしており,実質的 な相違はない。)

・詳細設計を踏まえ具体化した 事項

(各揚水井戸の場所等を具体 化)

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
10.15.2 設計方針	3. 地下水位低下設備の設計方針 3.2 耐震設計に係る方針	VI-2-1-1-別添 1 地下水位低 下設備の設 計方針
(1)地下水位低下設備は、基準地震動Ssに対して機能維持する設計とする。	耐震重要度分類については、その重要度に応じたクラス分類(S, B, C)、また、それらに該当する施設が示されており、地下水位低下設備は、S クラス設備及び B クラス設備のいずれにも該当しないため、C クラスに分類する。また、地下水位低下設備により地下水位を一定の範囲に保持する必要のある対象施設が、「S クラス施設の間接支持構造物」及び「常設耐震重要重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備の間接支持構造物」である原子炉建屋等のため、地下水位低下設備は基準地震動 S s による地震力に対して機能維持することを考慮する。以上を踏まえ、地下水位低下設備の耐震重要度分類については、C クラスに分類し、基準地震動 S s による地震力に対して機能維持する設計とする。	・記載表現の相違 (施設名を工事計画認可段階 では明確にしており、実質的 な相違はない。)
(2)地下水位低下設備は、設置許可基準規則第十二条第2項に基づく設計とする。	3.3 設備の信頼性に係る設計方針 地下水位低下設備の目的,機能及び要求期間を踏まえ,重要安全施設への影響 に鑑み,地下水位低下設備は,原子力発電所の供用期間の全ての状態において機能維持が可能な設計とするため,「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第十二条第2項に基づき,地下水位低下設備を設置する原子炉建屋・制御建屋エリア及び第3号機海水熱交換器建屋エリアの各エリアで,多重性及び独立性を備える設計とする。 4. 機能の設計方針及び設計仕様	・記載表現の相違 (実質的な相違なし)
(3) 地下水位低下設備は、全交流動力電源喪失に配慮し、常設代替交流電源設備からの電源供給が可能な設計とする。	4.5 電源機能(電源(非常用ディーゼル発電機),電源盤及び電路) 4.5.1 電源機能の設計方針 電源機能を有する機器として電源盤及び電路を設置し、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機及び常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機から設備に必要な電力を供給できる設計とする。	・記載表現の相違 (全交流動力電源喪失となった場合にも、ガスタービン発電設備から電力を供給できる設計とするため、実質的な相違はない。)

設置変更許可 工事計画認可 資料番号他 3. 地下水位低下設備の設計方針 VI-2-1-1-別添 1 地下水位低 3.3 設備の信頼性に係る設計方針 下設備の設 計方針 また、原子力発電所の供用期間の全ての状態において考慮する必要のある、外 (4) 地下水位低下設備は、外部事象へ配慮した設計とする。 ・記載表現の相違 部事象等による機能喪失要因に対し、地下水位低下設備が機能維持するために必 (外部事象等による機能喪失 要な対策を設計に反映する。 要因に対し、機能維持するた めに必要な対策を設計に反 映するため, 実質的な相違は tru.) 3. 地下水位低下設備の設計方針 10.15.3 主要設備 3.1 地下水位低下設備の系統構成 地下水位低下設備は、原子炉建屋等に作用する揚圧力の低減及び周辺の土木構 ・詳細設計を踏まえ具体化した 地下水位低下設備は、ドレーン、揚水井戸、揚水ポンプ、配管及び 計測制御装置により構成される。 造物等に生じる液状化影響の低減を目的とし、地下水位を一定の範囲に保持する ために、原子炉建屋・制御建屋エリア及び第3号機海水熱交換器建屋エリアに設 (地下水位低下設備の設置エ 置する。 リア,各機能の構成機器及び 地下水位低下設備は、ドレーン、接続桝、揚水井戸、蓋、揚水ポンプ2個*、配 系統構成を具体化) 管,水位計3個,制御盤,電源(非常用ディーゼル発電機),電源盤及び電路で系 統を構成する。 本系統は、ドレーン及び接続桝により揚水井戸に地下水を集水し、水位計によ り検出した水位信号により揚水ポンプを起動し、揚水ポンプに接続された配管を 通して地下水を屋外排水路へ排水することで、地下水位を一定の範囲に保持する 設計とする。 注記:揚水ポンプは、地下水の最大流入量を排水可能な容量を有する設計とし、 設備の信頼性向上のため 100%容量のポンプを 1 系統当たり 2 個設置す 10.15.4 手順等 7.1 運用管理の方針 地下水位低下設備の機能喪失への対応として, 復旧のための予備品 地下水位低下設備は、保安規定においてLCO、LCOを満足していない場合に要求 記載表現の相違 の確保及び可搬型設備を用いた機動的な措置について手順書及び体 される措置及び要求される措置の完了時間(以下「AOT」という。)を設定する。 (実質的な相違なし) 制を整備するとともに、地下水位を一定の範囲に保持できないと判断 工事計画認可段階における詳細設計で信頼性向上を図っているが、地下水位を一 した場合には、プラントを停止する。また、地下水位低下設備の機能 定の範囲に保持できない場合又はそのおそれがある場合には、可搬ポンプユニッ トによる水位低下措置を速やかに開始するとともに、原子炉を停止する。 喪失時の措置については, 運転管理上の方針として保安規定に定め て,管理していく。 また、地下水位低下設備の復旧措置に的確かつ柔軟に対処できるように、復旧 措置に係る資機材の配備、手順書及び体制の整備並びに教育訓練の実施方針を自 然災害発生時等の体制の整備及び重大事故等発生時の体制の整備として保安規定 に定めた上で、具体的な実施要領を社内規定に定める。

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

添付書類十の記載内容

5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力

設置変更許可

- 5.1 重大事故等対策
- 5.1.2 復旧作業に係る事項
 - (1) 予備品等の確保

地下水位低下設備が機能喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資 機材として、可搬型設備及び予備品を確保する。

(2) 保管場所

地下水位低下設備の可搬型設備及び予備品は外部事象の影響を受けない 場所に保管する。

(3) アクセスルートの確保

地下水位低下設備の機能喪失を想定しても、地震時の液状化に伴う地下構 告物の浮き上がりに対してアクセスルートの通行性を外部からの支援が可 能となるまでの一定期間確保する設計とする。

工事計画認可

VI-2-1-1-別添 1 地下水位低 下設備の設 計方針

資料番号他

- 6. 地下水位低下設備の復旧措置に必要な資機材の検討
- 6.1 復旧措置に係る基本方針

地下水位低下設備は、地震時及び地震後を含む、原子力発電所の供用期間の全 ての状態において機能維持が可能な設計としたものの、それでもなお、機能喪失 が発生した場合を想定し、復旧措置に必要な資機材を確保する。

復旧措置に必要な資機材については外部事象の影響を受けないように保管す る。

- 3. 地下水位低下設備の機能を考慮しない場合の評価
- 3.4 評価結果
- 3.4.2 地下水位低下設備の機能を考慮しない状態が一定期間継続することを 仮定した評価

地盤の液状化による影響として、地中構造物の浮上りによるアクセスルートの 通行性への影響が考えられる。

地盤の液状化によるアクセスルートへの影響については、設置変更許可の方針 (次頁参照) と同様に、通常の運転状態から地下水位低下設備の機能を考慮しな い状態に移行することを仮定し、一定の期間(2ヵ月間。外部からの支援が可能と なるまでの一定期間(7日間)を超え、長期に及ぶ場合を想定し設定)が経過した 後の地下水位を浸透流解析(非定常解析)により評価し、この水位を参照して地 中構造物の浮上りを評価の上、アクセスルートの通行性を確保する設計としてい る。

アクセスルートの評価において参照する予測解析結果を図 3-10 に示す。



図 3-10 アクセスルートの評価において参照する地下水位分布(0.P., m)

記載表現の相違 (機能喪失を考慮し,必要な資 機材を確保する方針に変更 はない。)

補足-600-25-1 地下水位低下 設備の設計方 針に係る補足 説明資料

- ・詳細設計を踏まえ具体化した 事項
 - (設置変更許可段階の方針に 基づき、詳細設計を踏まえ具 体化した条件にて浸透流解 析を実施。)

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可 工事計画認可 資料番号他 3. 屋外アクセスルート VI-1-1-6 安全設備及び重大 3.3 屋外アクセスルートの評価方法及び結果 事故等対処設備が 3.3.3 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜,側方流動,液状化に伴う浮 使用される条件の 下における健全性 (1) 地中埋設構造物と埋戻部との境界部 に関する説明書 b. 地下水位の設定 評価に用いる地下水位を図3.3.3-3に示す。 添付書類「VI-2-1-3 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づき、地下水 位低下設備の機能を考慮した浸透流解析により算出した地下水位分布を用 いて評価に用いる地下水位を設定するエリア (0.P.14.8m盤) については、 地下水位分布を包絡するように保守的に設定することとし、地下水位を 0.P.5.0m, 0.P.10.0m, 0.P.14.8m の 3 エリアに分けて設定する。 防潮堤より海側 (0. P. 3. 5m 盤) については、朔望平均満潮位である 0. P. 2. 43m とする。 上記以外の箇所については、保守的に地下水位を地表面に設定する。 13 O.P. 10.00m O.P. 14.80m 図 3.3.3-3 評価に用いる地下水位

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可 資料番号他 工事計画認可 c. 評価結果 地中埋設構造物と埋戻部との境界部における不等沈下に伴う段差の評価 結果を表 3.3.3-1 に、 段差緩和対策を実施する箇所を図 3.3.3-4 に示す。 岩盤内の構造物については構造物周辺が岩盤で覆われていることから、 地中埋設構造物と埋戻部との境界部における液状化及び揺すり込みによる 不等沈下に伴う段差が生じない箇所として評価した。また、MMR 又はセメ ント改良十にて埋め戻す構造物についても、地中埋設構造物と埋戻部との 境界部における液状化及び揺すり込みによる不等沈下に伴う段差が生じな い箇所として評価した。 算定した相対沈下量が評価基準値以下となる箇所については、地中埋設 構造物と埋戻部との境界部における液状化及び揺すり込みによる不等沈下 に伴う段差が、車両の通行性に対して影響を及ぼさないと評価した。 算定した相対沈下量が評価基準値を上回る箇所については、車両の通行性 に対して影響があると評価し、補強材敷設による事前の段差緩和対策、若 しくは段差発生後の重機による段差解消作業により車両の通行性を確保す る。重機による段差解消作業箇所は、段差の形状(影響範囲)や対策工法 の特徴等を考慮して決定した。なお、補強材は十分な耐久性を有するもの とし、路盤掘削工事等に伴い一時的に撤去が必要となった場合は、工事完 了後に速やかに復旧を行う。また、想定箇所以外における万一の段差発生 等に備えて、復旧に要する資材を配備する。 VI-2-1-1-別添 1 地下水位低 下設備の設 計方針 5.1.4 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備 7.1 運用管理の方針 地下水位低下設備の復旧作業に的確かつ柔軟に対処できるように, 地下水位低下設備は、保安規定においてLCO、LCOを満足していない場合に要求 ・記載表現の相違 手順書及び必要な体制を整備するとともに、教育及び訓練を実施する。 される措置及び要求される措置の完了時間(以下「AOT」という。)を設定する。 (設置変更許可と同様, 地下水 さらに、地下水位低下設備の機能喪失が外部からの支援が可能とな 工事計画認可段階における詳細設計で信頼性向上を図っているが、地下水位を一 位低下設備の機能喪失が外 定の範囲に保持できない場合又はそのおそれがある場合には、可機ポンプユニッ るまでの一定期間を超え長期に及ぶ場合を想定し、外部支援等により 部からの支援が可能となる アクセスルートの通行性の確保を図る手順と体制の整備を行う。 トによる水位低下措置を速やかに開始するとともに、原子炉を停止する。 までの一定期間 (7 日間) を また、地下水位低下設備の復旧措置に的確かつ柔軟に対処できるように、復旧 超え長期に及ぶ場合を想定 措置に係る資機材の配備、手順書及び体制の整備並びに教育訓練の実施方針を自 し,一定の期間(2ヵ月間) 然災害発生時等の体制の整備及び重大事故等発生時の体制の整備として保安規定 アクセスルートの通行性を に定めた上で、具体的な実施要領を社内規定に定める。 確保する設計としており、地 下水位低下設備の機能喪失 から2ヵ月後の水位を浸透流 解析により評価している。)

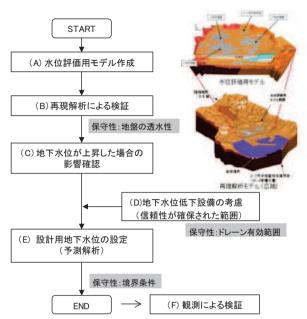
設置変更許可 工事計画認可 資料番号他 まとめ DB 4条 別紙 18 女川原子力発雷所 2 号炉 地下水位低下設備について VI-2-1-1 耐震設計の基本方針 2 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 第1編 地下水位低下設備の要求機能及び地下水位の設定方針 2. 設計用地下水位の設定方針 (10) 設計基準対象施設及び常設耐震重要重大事故防止設備。常設重大事故緩和 記載表現の相違 2.1 基本的な考え方 設備、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)又は常設重大事故緩和設備 (実質的な相違なし) (設計基準拡張) が設置される重大事故等対処施設の設計においては、防 施設の設計の前提が確保されるよう地下水位を一定の範囲に保持する地下水位 潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が 低下設備の機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮するととも 地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範 に、耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設は、液状化、揺すり込み沈下等の周 囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲におい 辺地盤の変状を考慮した場合においても、当該施設の機能が損なわれるおそれがな ては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。 いように設計する方針とする。 地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的 に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮 地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定 した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し同様に水圧の影響を考慮すると (11) 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, ともに、耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設は、液状化、揺すり込み沈下等 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類 の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、当該施設の機能が損なわれるおそれ が S クラスのもの) 又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張) が設置さ がないように設計する方針とする。 れる重大事故等対処施設は、液状化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状 を考慮した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないよう に設計する。 地下水位低下設備の機能を考慮し、施設の設計用地下水位を設定するに当たって 3.3.2 耐震評価における設計用地下水位設定方針 補足-600-1 地盤の支持性能 は、地形等を適切にモデル化した浸透流解析を実施することとし、保守性を確保す (1) 設計用地下水位の設定方針 について る方針とする。 詳細設計段階においては、液状化検討対象施設を幅広く抽出する観点から、設 記載表現の相違 解析の保守性については、解析に用いるパラメータや境界条件の保守的な設定の 置変更許可段階と同様、高めの設計用地下水位を設定する方針とする。 (工事計画認可では、水位が高 他、地下水位低下設備を信頼性が確保された範囲※2に限定し考慮することにより確 (3) モデル化方針の設定 い場合が必ずしも保守的と 保する。 f. 予測解析 ならない可能性も考慮し、水 予測解析においては揚圧力・地下水位が高めに算出されるよう、解析領域を 位を高く設定する目的を「保 対象施設近傍の 0. P. +14. 8m 盤周辺領域とし、山側を解析境界の地表面(法肩) 守性確保」から「液状化影響 に、海側を H. W. L. に水位固定した定常解析を行う。 検討施設を幅広く抽出する 造成形状や構造物は安全対策工事完了段階に対応したモデル化を行い、ドレ ため」に修正) ーンは既設・新設のうち信頼性が確保された範囲に限定する。 ・解析の保守性確保の考え方は 透水係数は、解析の再現性(観測水位への追従性)が確保される範囲で小さ 設置変更許可より変更なく. 記載を具体化

く (水位が高めに評価されるよう) 設定する。

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

浸透流解析を用いた設計用地下水位の設定フローを別紙 18-3 図に示す。

設置変更許可

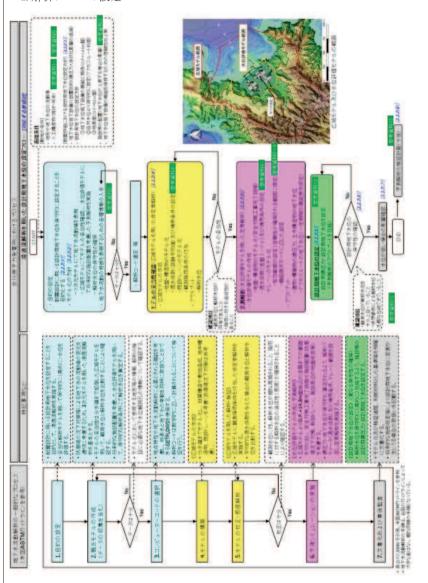


別紙 18-3 図 浸透流解析を用いた設計用地下水位の設定フロー

別紙 18-3 図の各プロセスにおける検討方針を以下に示す。なお、各審査段階に おける提示内容を添付資料 3 に示す。

- (A)~(B)水位評価用モデル作成・再現解析による検証
- 解析モデル・境界条件について建設時工認を参照し設定した上で、観測記録 との比較等によりモデル全体としての保守性の確認を行う。
- (C) 地下水位が上昇した場合の影響確認
- 防潮堤沈下対策による地下水流動場の変化を考慮した水位評価用モデルにおいて地下水位低下設備による地下水位を一定の範囲に保持する機能が期待できない場合の地下水位を算定する。
- この算定結果も踏まえ、耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性の ある施設等を網羅的に抽出する。
- ・ 抽出した施設等について、地下水位の上昇により生じる影響の時系列的な変化を整理し、この影響を低減するための施設ごとの対応方針を定めた上で地下水位低下設備の信頼性を図る方針とする。

d. 解析フローの設定



工事計画認可

図 3.3-8 浸透流解析を用いた設計用揚圧力・設計用地下水位の設定フロー

....

資料番号他

・詳細設計を踏まえ具体化した 事項

(工事計画認可では、標準的なフローを参考に構成を見直し、(A)~(F)の要素を再構成。なお、工事計画認可では「水位が低い場合の影響検討」を追加しているが、基本的な解析プロセスに変更はない。)

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
(D)地下水位低下設備の考慮 ・ 浸透流解析における算定条件として、地下水位低下設備は施設周辺における地下水位の保持に寄与し信頼性が確保できる範囲を有効なものとして設定する。 (E) 設計用地下水位の設定 ・ 工事計画認可段階で(A)~(D)に基づく予測解析を実施し、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備の機能を考慮した設計用地下水位を設定する。 (F) 観測による検証 ・ 防潮堤沈下対策前後の地下水位観測データを取得し、(E)にて定める設計用地下水位の検証を行う。 設計用地下水位の設定に当たっては、①~③に示すとおり、建設時工認段階の地下水位設定(二次元浸透流解析)において適用した保守性確保方針(解析に用いるパラメータや境界条件の保守的な設定、①と③)の他、さらに地下水位低下設備を信頼性が確保された範囲に限定し考慮する(②)ことにより保守性を確保する方針とする。 ① 地盤の透水性 建設時工認の透水係数を基本とし地下水位を高めに評価するよう保守的に設定する。② ドレーンの有効範囲 信頼性が確保されたドレーンのみ管路として考慮する。施設に対するドレーンの配置から期待範囲を設定し、信頼性の確保に係る3つの観点(耐久性、耐震性、保守管理性)を満たす範囲を抽出した上で、地下水位低下設備の重要安全施設への影響に鑑み、安全機能の重要度分類を踏まえ講ずる設計上の配慮として、多重性及び独立性を確保できる範囲のみ有効範囲として設定する。 ③ 境界条件解析境界の地表面に水位固定する(別紙18-4 図、建設時工認と同様)。 2.4 地下水位が上昇した場合の影響確認 (1) 耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等の抽出 耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等の抽出	3.3.2 耐震評価における設計用地下水位設定方針 (1) 設計用地下水位の設定方針 詳細設計段階においては、液状化検討対象施設を幅広く抽出する観点から、設置変更許可段階と同様、高めの設計用地下水位を設定する方針とする。 (3) モデル化方針の設定 f. 予測解析 予測解析においては揚圧力・地下水位が高めに算出されるよう、解析領域を対象施設近傍の 0. P. +14. 8m 盤周辺領域とし、山側を解析境界の地表面(法肩)に、海側を H. W. L. に水位固定した定常解析を行う。造成形状や構造物は安全対策工事完了段階に対応したモデル化を行い、ドレーンは既設・新設のうち信頼性が確保された範囲に限定する。透水係数は、解析の再現性(観測水位への追従性)が確保される範囲で小さ	補足-600-1 地盤の支持性能について・記載表現の相違(工事計画認可では、水位が高い、水位が高い、水位が可能性も考慮し、水位を高く設定する目的を「後時では、水位を高く、大化影響を開放し、大大の、大大・大大・大大・大大・大大・大大・大大・大大・大大・大大・大大・大大・大大・

設置変更許可 工事計画認可 資料番号他 参考資料3 地下水位の上昇により生じる施設等への影響評価結果 補足-600-1 地盤の支持性能 について 製魚研対策建型 PN 緊急時対策建屋 PN 詳細設計を踏まえ具体化した 事項 ガスタービン発電 設備軽速タン力室 ガスタービン発電 設備軽油タンク室 (工事計画認可では設計にお 原子炉建屋 11 1 0.P.+62m85 排気筒 O.P.+62m量 **建加州田建**集 いて地下水位の影響を受け 緊急用電気品建度 緊急用電気品建屋 制御建屋 排気筒連絡ダクト 復水貯蔵タンク基礎 ない貫通部止水処置を記載 原子炸雞器冷却 原子炉機器冷却 海水配管ダクト 削除) 軽油タンク室(H) 取放水路流路縮小工 0.P.+14.8m**≘** 軽油タンク室 取放水路流路縮小工(1長標的水器) (1号炉放水路) 防潮壁(3号炉放水立坑) 貫通部止水処置 - 豊穣藩籍冷却塩水系規水ビッ 3号炉補機冷却海水系放水ビット O.P.+14.8m概 防海壁(2)导媒族水立地 防潮壁(2号炉放水立坑) 吳橋溫水熱立維經建度 3号炉海水熱交換器建屋 取技术協定路籍小口 (1号摄影水器) 取放水路流路縮小工 3号炉海水ボンプ室 助選挙(3号標高水ボンブ室) 防潮壁(3号炉南水木) 防潮堤(盛土堤防) 水路 防潮壁(3号炉海水ボンプ室) 海水ボンプ室 海水ボンプ室 防潮堤(原土堤路) 防潮堤(調管式給資壁) 防潮堤(鋼管式鉛直壁) 防御壁(2号横道水ボンブ室) 防潮壁(2号炉海水ボンブ室) 揚水井戸(8号機/牽水ボンブ室防海壁区面内) 揚水井戸(3号炉海水ボンプ室防潮壁区画内) 整油タンク連絡ダクト 軽油タンク連絡ダクト 凡例 :耐震重要施設 制需重要施設 :常設重大事故等対処施設 学验重大事故等计划指控 : 耐震重要施設及び 財富重要施設及び 常設重大事故等対処施設 常設重大事故等对処施設 は地中構造物を示す ○○○ は地中構造物を示す /////: アクセスルート アクセスルート :保管場所 :保管場所 :保管場所・アクセスルートにおいて評価する斜面 は保管場所・アクセスルートにおいて評価した料面 別紙 18-11 図 耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある 図 3-1 耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等 施設等の抽出結果

別紙 18-3 表 耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある 施設等の抽出結果

設置変更許可

	施設等	備考
# 7# U. #B. 19 74 AV 7	基礎地盤	
基礎地盤・周辺斜面	周辺斜面	対象となる周辺斜面はなし
	原子炉建屋	
	制御建屋	
建物・構築物**	3号炉海水熱交換器建屋	
建物・博業物へ	排気筒	
	緊急時対策建屋	O.P.+62m 盤に設置
	緊急用電気品建屋	O.P.+62m盤に設置
	防潮堤	
	防潮壁	
	海水ポンプ室	
	原子炉機器冷却海水配管ダクト	
	取水路	
	軽油タンク室	
1 -1-100-14-14-	軽油タンク室 (H)	
土木構造物 · 津波防護施設 ·	復水貯蔵タンク基礎	
净水防止設備	軽油タンク連絡ダクト	
(文//////////) [(大///////////////////////////////////	排気筒連絡ダクト	
	3号炉海水ポンプ室	
	取放水路流路縮小工	
	ガスタービン発電設備軽油タンク室	O.P.+62m盤に設置
	貫通部止水処置	
	3号炉補機冷却海水系放水ピット	
	揚水井戸 (3号炉海水ポンプ室防潮壁区画内)	浸水防止蓋の間接支持構造物
	保管場所	O. P. +14. 8m 盤
保管場所•	アクセスルート	0. P. +14. 8m 盤
アクセスルート	保管場所・アクセスルート	O.P.+62m 盤に設置
	保管場所・アクセスルートにおいて評価する斜面	

表 3-2 耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等

工事計画認可

	施設等	備考
甘林地郎 国知烈云	基礎地盤	
基礎地盤・周辺斜面	周辺斜面	対象となる周辺斜面なし
	原子炉建屋	
	制御建屋	
建物·構築物*1	第3号機海水熱交換器建屋	
建物・博楽物	排気筒	
	緊急時対策建屋	0. P. +62m 盤
	緊急用電気品建屋	0. P. +62m 盤
	防潮堤	
	防潮壁	
	海水ポンプ室	
	原子炉機器冷却海水配管ダクト	
	取水路	
	軽油タンク室	
土木構造物·	軽油タンク室 (H)	
津波防護施設・	復水貯蔵タンク基礎	
浸水防止設備	軽油タンク連絡ダクト	
	排気筒連絡ダクト	
	第3号機海水ポンプ室	
	取放水路流路縮小工	
	ガスタービン発電設備軽油タンク室	0. P. +62m 盤
	第3号機補機冷却海水系放水ピット	
	揚水井戸 (第3号機海水ポンプ室防潮壁区画内)	浸水防止蓋の間接支持構造物
	保管場所	O. P. +14. 8m 盤
保管場所·	アクセスルート	O. P. +14. 8m 盤
アクセスルート	保管場所・アクセスルート	0. P. +62m 盤
	保管場所・アクセスルートにおいて評価する斜面	

・詳細設計を踏まえ具体化した 事項

資料番号他

(工事計画認可では設計において地下水位の影響を受けない貫通部止水処置を記載削除)

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

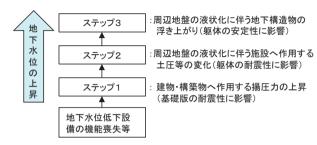
設置変更許可

(2) 地下水位の上昇による影響と対応方針

a. 地下水位が上昇した場合における施設に生じる影響について

地下水位が上昇した場合には、揚圧力上昇及び液状化による土圧等の変化により施設の耐震性等に影響が及ぶ可能性がある。

地下水位の上昇に伴う影響は別紙 18-12 図に示すステップ順に段階的に生じるものと考えられる。



別紙 18-12 図 地下水位上昇時に施設に段階的に生じる影響の概念図

b. 地下水位上昇の影響を低減するための対応方針

地下水位上昇の影響を低減するため地下水位を低下させる対策や施設の耐震 補強の選択肢が考えられるが、地下水位の上昇による影響が段階的に進むこと を踏まえ、早期に影響が生じる建物・構築物の揚圧力影響の低減に着目し、地下 水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を検討の上、設置することとす る。

液状化影響は、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備の機能を 考慮した設計用地下水位を用い評価し、当該施設の機能が損なわれるおそれが ないことを確認する。また、当該施設の機能に影響が及ぶ場合は適切な対策(地 盤改良等の耐震補強)を実施する。 工事計画認可

3.3.2 耐震評価における設計用地下水位設定方針

- (3) モデル化方針の設定
- g. 地下水位の上昇による影響と着目する指標
 - (b) 地下水位の上昇による影響が生じるまでの時間
 - 二. 着目する指標

地下水位の上昇に伴う各影響は図3.3-13のようにステップ1より段階的に生じると整理される。この整理を踏まえ、ドレーン配置の検討にあたっては、建物・構築物へ作用する揚圧力の上昇影響に着目する。

ステップ 1: 揚圧力 [約25時間後~]

建物・構築物へ作用する揚圧力の上昇(基礎版の耐震性に影響)



ステップ 2: 液状化 [約1ヵ月後~]

周辺地盤の液状化に伴う施設へ作用する土圧等の変化(躯体の耐震性に影響)



ステップ3: 浮上り [約2ヵ月後~]

周辺地盤の液状化に伴う地下構造物の浮上り (躯体の安定性に影響)

図3.3-13 地下水位上昇による耐震性への影響

・2.1 基本方針(10)(11)へ同様の方針を記載

補足-600-1 地盤の支持性能 について

資料番号他

. 記載表現の相違

(解析等に基づく各ステップ の影響発生までの時間軸の 情報を追加しているが,実質 的な相違なし)

VI-2-1-1 耐震設計の基本方針 ・記載表現の相違

(実質的な相違なし)

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
		補足-600-1 地盤の支持性能 について
一方,以下の施設は設計用地下水位の設定において地下水位低下設備の機能 に期待しない。	・緊急時対策建屋,緊急用電気品建屋及びガスタービン発電設備軽油タンク室は, 地下水位低下設備の機能に期待しない方針に変更なし(工事計画認可では地表	・詳細設計を踏まえ具体化した事項
・緊急時対策建屋,緊急用電気品建屋及びガスタービン発電設備軽油タンク室 (いずれも 0. P. +62m 盤で,自然水位(地下水位低下設備の効果が及ばない	面に設定し評価(表3.3-12に設計用地下水位を「地表面」と記載))	(いずれも地下水位低下設備 の機能に期待しない方針に
範囲の地下水位)より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位 を設定)	・取放水路流路縮小工は、地下水位低下設備の機能に期待しない方針に変更なし (工事計画認可では地表面に設定し評価(表3.3-13 に設計用地下水位を「地表	変更はない。なお,可搬型重 大事故等対処設備保管場所 及びアクセスルートにおけ
・ 取放水路流路縮小工 (岩盤内に設置され,地下水位は設計に影響しない)	面」と記載))	る設計用地下水位は「VI-1- 1-6-別添 1 可搬型重大事故
・ 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートにおいて評価する斜面 (自然水位(地下水位低下設備の効果が及ばない範囲の地下水位)より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定)	・可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートにおいて評価する斜面 は、地下水位低下設備の機能に期待しない方針に変更なし(工事計画認可では 自然水位より保守的に設定し評価)	等対処設備の保管場所及び アクセスルート」に記載)
また、アクセスルートについては、c.アクセスルートの機能維持の方針で述べる。 なお、可搬型重大事故等対処設備保管場所については、支持力のみの要求であ 、岩盤・MMR 上に設置されるため、地下水位の影響は受けない。 以上の対応方針については、工事計画認可段階において浸透流解析の結果を踏 え、詳細を提示する。	参考資料3 地下水位の上昇により生じる施設等への影響評価結果 ・表 3-3(3)へ、保管場所の影響評価結果として、設置変更許可と同様、「岩盤・ MMR 上に設置されるため地下水位の影響は受けない」旨を記載。	補足-600-1 地盤の支持性能 について ・記載表現の相違 (実質的な相違なし)
c. アクセスルートの機能維持の方針	3.4.2 地下水位低下設備の機能を考慮しない状態が一定期間継続することを仮定した評価	補足-600-25-1 地下水位低下 設備の設計方 針に係る補足
	地盤の液状化による影響として、地中構造物の浮上りによるアクセスルートの 通行性への影響が考えられる。 地盤の液状化によるアクセスルートへの影響については、設置変更許可の方針 (次頁参照)と同様に、通常の運転状態から地下水位低下設備の機能を考慮しない状態に移行することを仮定し、一定の期間(2ヵ月間。外部からの支援が可能となるまでの一定期間(7日間)を超え、長期に及ぶ場合を想定し設定)が経過した後の地下水位を浸透流解析(非定常解析)により評価し、この水位を参照して地中構造物の浮上りを評価の上、アクセスルートの通行性を確保する設計としている。	説明資料 ・記載表現の相違 (設置変更許可段階の整理を 踏まえ、アクセスルートの設 計用地下水位は地下水位低 下設備の機能喪失が長期間 (約2ヵ月)継続した状態を 考慮した浸透流解析に基づ き評価。)

アクセスルートの評価において参照する予測解析結果を図 3-10 に示す。

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

工事計画認可 *:数値は地下水位(O.P.m)を示す(構造物内の水位は水頭を示す)

図 3-10 アクセスルートの評価において参照する地下水位分布 (0.P., m)

<参考> 設置変更許可におけるアクセスルートの機能維持の方針(まとめ資料)

アクセスルートは、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がり*1の影響を受け | 補足-600-25-1 地下水位低下 ることなく通行性を確保する設計とする。アクセスルートの機能維持に係る配慮事項 を下表及び以下に示す。

- 地下水位低下設備の重要安全施設への影響に鑑み、安全機能の重要度分類 を踏まえて講ずる設計上及び機能喪失時の配慮*2により、地下水位は一定 の範囲に保持される。このことから、地下水位低下設備の機能を考慮した 設計用地下水位を設定する区間においては、地震時の液状化に伴う地下構 造物の浮き上がりが発生せず、アクセスルートの通行性は確保される。
- ・ また、地下水位低下設備の機能喪失を想定しても、地震時の液状化に伴う 地下構造物の浮き上がりに対してアクセスルートの通行性を一定期間確保 する設計*3,*4 とする。
- ・ 地下水位低下設備が機能喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資 機材として、可搬型設備及び予備品を確保する。
- ・ 地下水位低下設備の機能喪失が外部からの支援が可能となるまでの一定期 間を超え長期に及ぶ場合においては、予め整備する手順と体制に従い、外 部支援等によりアクセスルートの通行性を確保する。

注記 *1:アクセスルートの地下構造物の浮き上がり評価において用いる地 下水位は、地下水位低下設備の機能を考慮した水位又は地表面と する。

*2:機能喪失時の配慮については、第Ⅱ編で詳述する。

アクセスルートは、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がり※1の影響 を受けることなく通行性を確保する設計とする。アクセスルートの機能維持に 係る配慮事項を別紙 18-4 表及び以下に示す。

設置変更許可

- ・地下水位低下設備の重要安全施設への影響に鑑み、安全機能の重要度分類を 踏まえて講ずる設計上及び機能喪失時の配慮※2により、地下水位は一定の 範囲に保持される。このことから、地下水位低下設備の機能を考慮した設 計用地下水位を設定する区間においては、地震時の液状化に伴う地下構造 物の浮き上がりが発生せず、アクセスルートの通行性は確保される。
- ・ また、地下水位低下設備の機能喪失を想定しても、地震時の液状化に伴う 地下構造物の浮き上がりに対してアクセスルートの通行性を一定期間確保 する設計**3, **4 とする。
- ・ 地下水位低下設備が機能喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資 機材として、可搬型設備及び予備品を確保する。
- ・ 地下水位低下設備の機能喪失が外部からの支援が可能となるまでの一定期 間を超え長期に及ぶ場合においては、予め整備する手順と体制に従い、外 部支援等によりアクセスルートの通行性を確保する。
 - ※1:アクセスルートの地下構造物の浮き上がり評価において用いる地下 水位は、地下水位低下設備の機能を考慮した水位又は地表面とす る。
 - ※2:機能喪失時の配慮については、第Ⅱ編で詳述する。

・詳細設計を踏まえ具体化した 車項 (浸透流解析に基づくアウト プット)

資料番号他

設備の設計方 針に係る補足 説明資料

設置変更許可		工事計画認	可		資料番号他
※3:地下水位低下設備が機能喪失した場合を想定して,工事計画認可段階で機能喪失に伴う地下水位の上昇程度を評価した上で,地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりによるアクセスルートへの影響について評価し,アクセスルートの通行性を一定期間確保する設計とする。この結果,アクセスルートの通行性が一定期間確保できない場合は,地盤改良等の対策を講ずる。 ※4:概略評価で150日間程度はアクセスルートの通行性に影響がない見通しを得ているが,外部からの支援が可能となるまでの期間を踏まえ,一定期間として2か月程度を確保することを目安に,工認段階における詳細評価も踏まえて地盤改良等の対策要否を判断する。	階で機能 液状化に 影響につ 設計とす きない場 *4:外部から 2か月程	低下設備が機能喪失 喪失に伴う地下水位 伴う地下構造物の浮いて評価し、アクセ る。この結果、アク 合は、地盤改良等の の支援が可能となる 度を確保することを 地盤改良等の対策要	の上昇程度を評価した。 を主がりによるアクスルートの通行性をセスルートの通行性が対策を講ずる。 までの期間を踏まえ、 目安に、工認段階に	た上で、地震時の ヤセスルートへの 一定期間確保する が一定期間確保で 一定期間として	
別紙 18-4 表 アクセスルートの機能維持に係る配慮事項 配慮事項 通常運転状態 設計基準事故等状態 重大事故等状態 ・安全機能の重要度分類におけるクラス1相当の配慮(外部事象等への配慮、非常用交流電源設備に接続等) ・耐震性の確保(Ss 機能維持*)・常設代替交流電源設備(GTG)に接続 地下水位低下設備に対する機能喪失時の配慮 アクセスルートに対する機能喪失時の配慮 アクセスルートに対する配慮 ・アクセスルートの通行性が一定期間確保できない場合は、地盤改良等の対策・外部支援等の活用による通行性の確保 ※ 基準地震動 Ss に対し機能維持することを確認する。以下同様に記載	配慮事項 ・安全 慮, 対する設計上の配慮 ・耐震・常設 地下水位低下設備に 対する機能喪失時の 配慮 アクセスルートに 対する配慮 ・アク・ 対する配慮	クセスルートの機能系通常運転状態 機能の重要度分類におけま常用交流電源設備に接性の確保(Ss機能維持* 代替交流電源設備(GTG) 型設備及び予備品による セスルートの通行性が一 は支援等の活用による通行 対し機能維持することを確	設計基準事故等状態 「るクラス1相当の配慮 続等)) に接続 復旧 定期間確保できない場合 性の確保		

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可

d. 地下水位の影響を踏まえた評価と対応

耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等について、地 参考資料 3 地下水位の上昇により生じる施設等への影響評価結果 下水位の影響を踏まえた評価と対応を別紙 18-5 表のとおり整理した。

別紙 18-5 表 地下水位の影響を踏まえた評価と対応 (1/3)

地下水位	の影響を受ける施設等		地下水位の上昇による影響を踏まえた評価と対策				
基礎地盤 •周辺斜面				影響なし (原子序建量の地下水位は基礎版中央に設定しているが、地下水位の設定は基 機地盤の評価結果に影響しない。なお、その他は周辺地盤を含め地表面に設 定。)			
		-NA-OSS	地下水位低下設備	_			
		対策 各施設等(耐震補強)		_			
		評価結果		影響あり (揚圧力影響, 液状化影響)			
	·原子炉建屋 ·制御建屋 ·3号炉海水熱交換器建屋 ·排気筒	対策	地下水位低下設備	【独圧力対策】 ○: 地下水位低下設備の設置 【被状化対策】 △: (設計用地下水位の設定において前提とする。)			
建物·構築物			各施設等(耐震補強)	△:耐震評価の結果,当該施設の機能に影響が及ぶ場合は,適切な対策(地盤改良等の耐震補強)を講ずる。			
				影響なし (地下水位低下設備に期待せず設計用地下水位を設定)			
	・緊急時対策建屋・緊急用電気品建屋	Juli Arfo	地下水位低下設備	_			
		対策	各施設等(耐震補強)	_			

□ 価
 □ 地下水位低下設備が設計上必要
 □ 地下水位低下設備が設計上必要
 □ 地下水位低下設備に均保持される地下水位を前提として評価・対策
 □ 対策不要

別紙 18-5 表 地下水位の影響を踏まえた評価と対応 (2/3)

地下	地下水位の影響を受ける施設等		地下水位の上昇による影響を踏まえた評価と対策				
	・防潮堤・防潮壁・海木ポンプ室		果	影響あり (揚圧力影響,液状化影響)			
	・原子炉機器冷却海水配管ダクト ・取水路 ・軽油タンク室		地下水位低下設備	△:(設計用地下水位の設定において前提とする。)			
土木構造物・ 津波防護施設・ 浸水防止設備	・経由タンク室(日) ・後末的薬タンク基礎 ・後末的薬タンク基礎 ・経由タンク基礎 ・経由タンク連絡アクト ・排文同連絡アクト ・3号が海水ボンフ室 ・3号が海水ボンフ室 ・3号が海球冷却海水系放水ビット ・掲大井戸 (3号が海球水ボンマ玄防瀬壁区画内)	対策	各施設等(耐震補強)	△:耐撲評価の結果、当該施設の機能に影響が及ぶ場合は、適 切な対策(地盤改良等の耐撲補強)を講する。			
			果	影響なし (地下水位低下設備に期待せず設計用地下水位を設定)			
	・取放水路流路縮小工 ・ガスタービン発電設備軽油タンク室	対策	地下水位低下設備	_			
		AJ JK	各施設等(耐震補強)	_			

月<u>柳</u> 〇:地下水位低下設備が設計上必要 ム:地下水位低下設備により保持される地下水位を前提として評価・対策 --:対策不要

工事計画認可

表 3-3 (1) 地下水位の影響を踏まえた評価と対応 (1/3)

地下水位	の影響を受ける施設等			地下水位の上昇による影響を踏まえた評価と対策		
基礎地盤 - 周辺斜面 - 基礎地盤	評価結果		影響なし (原子が建築の後下水位は基礎板中央に設定しているが、地下水位の設定は基 環地盤の評価結果に影響しない。なお、その他は漢辺地震を含め地表面に設 元。)			
		対策	地下水位低下股備	=		
		X0.00	各括紋等(耐震補強)	(4)		
		存绩档果		影響あり (福圧力影響、複状化影響)		
- 用子炉框理 - 削卸建理 - 削卸建理 - 引导標海水熱交換器健變 逐動- 構築物	p] (00 元化 (0E)	地下水位低下設備	【縄圧力対策】 ○: 地下水位庫下診備の設置 (接後九注戦) △:(設計用地下水位の設定において前線とする。)			
			△: 耐製評価の結果、当該無節の機能:影響が及ぶ場合は、適切な対策(地震 改良等の耐震補強)を携する。			
	評価結果		影響なし (地表面に設計用地下水位を設定)			
	- 緊急時対策建型 - 緊急用電気品建順	200	地下水位低下設備			
	·斯尼用電気品護服 対3		各施設等(耐震補強)	43		

西
 日、間
 〇・地下水位就下轮膜が吸射上心要
 ム・地下水位就下轮膜が吸射上心要
 一 公地下水位就下轮膜により保持される地下水位を附続にして評価 対策
 一 公策下継

表 3-3 (2) 地下水位の影響を踏まえた評価と対応 (2/3)

地下	k位の影響を受ける施設等		地下水位	立の上昇による影響を踏まえた評価と対策				
	・防潮堤・防潮壁・海水ポンプ室	評価結	果	影響あり (揚圧力影響, 液状化影響)				
	・原子炉機器冷却海水配管ダクト・取水路・軽油タンク室		地下水位低下設備	△:(設計用地下水位の設定において前提とする。)				
土木構造物 津波防護施設 浸水防止設備	・軽曲ケンタ室(H) ・後木貯蔵タンク基礎 ・軽油タン/連絡ゲクト ・排気(南連絡ゲクト ・3号機海水ボンブ室 ・3号機糖機冷却海水系放水ビット ・揚水井戸 (3号機海水ボンブ室防潮壁区画内)	対策	各施設等(耐震補強)	△:耐撲評価の結果、当該施設の機能に影響が及ぶ場合は、適切な対策(地盤改良等の耐撲補強)を講する。				
		評価結	果	影響なし (地下水位低下設備に期待せず設計用地下水位を設定)				
	・取放水路流路縮小工 ・ガスタービン発電設備軽油タンク室	対策	地下水位低下設備	_				
		A1.9R	各施設等(耐震補強)	_				

日 個 ○:地下水位低下設備が設計上必要 ム:地下水位低下設備により保持される地下水位を前提として評価・対策 一:対策不要

補足-600-1 地盤の支持性能 について

資料番号他

詳細設計を踏まえ具体化した 事項

(排気筒,緊急時対策建屋他に おける設計用地下水位の設 定方法を変更)

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可

別紙 18-5 表 地下水位の影響を踏まえた評価と対応 (3/3)

100 mm 1 111	/J J//PV 10 0 J/			
地卜水位	の影響を受ける施設等			地下水位の上昇による影響を踏まえた評価と対策
	・保管場所 (O.P.+14.8m幣)	評価結果	Ŗ.	影響なし (地下水位低下設備により一定の範囲に保持される地下水位を前提として設計用地下水位を設定しているが、保管場所(0.P.+14.8m盤)は、岩盤、MMR上に設置されるため、地下水位の設定は評価結果に影響しない)
	(OII I TIOM ML)	対策	地下水位低下設備	_
		刈泉	各施設等(耐震補強)	_
		評価結果	Į.	影響あり (液状化影響)
保管場所·	・アクセスルート (O.P.+14.8m盤)	対策	地下水位低下設備	△:(地下水位低下設備が機能喪失した場合は初期水位として考慮)
アクセスルート		刈泉	各施設等(耐震補強)	△: c.「アクセスルートの考え方と地下水位低下設備における配慮」参照
		評価結果	R.	影響なし(地下水位低下設備に期待せず設計用地下水位を設定)
	・保管場所, アクセスルート (O.P.+62m盤)	対策	地下水位低下設備	_
	(OII I OZIII III.)	刈泉	各施設等(耐震補強)	_
		評価結果	R.	影響なし(地下水位低下設備に期待せず設計用地下水位を設定)
	保管場所, アクセスルート において評価する斜面	対策	地下水位低下設備	_
	1-1-1	利果	各施設等(耐震補強)	_

□ 回 ○・地下水位低下設備が設計上必要 △・地下水位低下設備におり保持される地下水位を前提として評価・対策 ─・対策不要

- (3) 地下水位が上昇した場合の影響評価まとめ
- a. 地下水位低下設備の設置許可基準規則における位置付け等

施設の設置許可基準規則第4条(・第39条)への適合に当たり、施設の設計 の前提条件となる地下水位を一定の範囲に保持する必要があることから、地下 水位低下設備を設計基準対象施設として位置付ける。

各施設の耐震設計については、防潮堤の下方を地盤改良するために地下水の 流れが遮断され地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあるという女川サ イト固有の状況を踏まえ地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備の 機能を考慮した水位、自然水位(地下水位低下設備の効果が及ばない範囲の地下 水位)より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧 の影響を考慮するとともに、耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設は、液状 化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても当該施設の 機能が損なわれるおそれがないように設計することで基準適合が図られる。

なお, 地下水位の影響を受ける施設等, 及び地下水位の影響を踏まえた対策 については、工事計画認可段階にその詳細を示す。

工事計画認可

表 3-3 (3) 地下水位の影響を踏まえた評価と対応 (3/3)

地下水位	の影響を受ける施設等			地下水位の上昇による影響を踏まえた評価と対策
	·保管場所 (O.P.+14.8m繋)	評価結果	果	影響なし (地下水位低下設備により一定の範囲に保持される地下水位を前接として設計用地 下水位を設定しているが、保管場所(O.P.+14.8m盤)は、岩盤、MMR上に設置され るため、地下水位の設定は評価結果に影響しない)
	(O.I . 17.0III <u>me</u>)	対策	地下水位低下設備	_
		刈果	各施設等(耐震補強)	_
		評価結果	Į.	影響あり(液状化影響)
保管場所・	・アクセスルート (O.P.+14.8m盤)	対策	地下水位低下設備	△:(地下水位低下設備の機能喪失を仮定し,地震時の液状化に伴う地下構造物の 浮上り評価を行う)
アクセスルート		対東	各施設等(耐震補強)	△: 評価結果は「VI-1-1-6-別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアク セスルート」に示す
		評価結果	R.	影響なし (地下水位を地表面に設定し評価)
	・保管場所, アクセスルート (O.P.+62m盤)	対策	地下水位低下設備	_
	(OII : OZIII ME)	对東	各施設等(耐震補強)	_
		評価結果	Į.	影響なし(地下水位を自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて評価)
	保管場所, アクセスルート において評価する斜面	対策	地下水位低下設備	_
		対東	各施設等(耐震補強)	_

○:地下水位低下設備が設計上必要 △:地下水位低下設備により保持される地下水位を前提として評価・対策

- 3. 地下水位低下設備の設計方針
- 3.2 耐震設計に係る方針
- ・地下水位低下設備を設計基準対象施設として耐震重要度分類Cクラスに分類し、 基準地震動Ssによる地震力に対して機能維持させる設計とする旨を記載。
- ・2.1 基本方針(10)(11)へ同様の方針を記載

・詳細設計段階の検討を踏まえて、排気筒、緊急時対策建屋、緊急用電気品建屋、 ガスタービン発電設備軽油タンク室における設計用地下水位の設定方法を変更 している。

資料番号他

詳細設計を踏まえ具体化した

(保管場所 (0.P.+14.8m 盤) は 変更なし。アクセスルート (0. P. +14. 8m 盤) は設置変更 許可の方針を踏まえて地下 水位低下設備の機能喪失を 仮定し浮上り評価を実施。保 管場所、アクセスルート (0. P. +62m 盤) は設置変更許 可の方針を踏まえ地表面に 設定。保管場所, アクセスル ートにおいて評価する斜面 は設置変更許可の方針を踏 まえ自然水位より保守的に 設定した水位)

- VI-2-1-1-別添 1 地下水位低 下設備の設 計方針
- 記載表現の相違 (実質的な相違なし)

VI-2-1-1 耐震設計の基本方針 記載表現の相違 (実質的な相違なし)

詳細設計を踏まえ具体化した 事項

(各施設の設計用地下水位の 設定結果を参照した耐震設 計結果については別途説明)

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
b. 地下水位低下設備と対応条文の関連性等 地震時の影響については、代表的に設置許可基準規則第4条或いは第39条へ の適合性を示すことにより確認する。		VI-2-1-1-別添 1 地下水位低 下設備の設 計方針 (補足-600-1 地盤の支持性 能について 参考資料3にも 同表を掲載) ・記載表現の相違 (実質的な相違なし)

資料番号他 設置変更許可 工事計画認可 地下水位低下設備を考慮した設造法解析により設計用場圧力を設定 地下水位低下設備を考 庫した浸透消解析によ る解析水位をもらに設 計用地下水位を設定 西殿に対す 政置変更許可基準規則第3条2項及び第38条第 工事計画総可段階 における 地下水位の扱い 詳細設計を踏まえ具体化した 龍苑 (排気筒を(A)→(C)へ変更) ているものであり、 津波・余震重畳 第4条及び第39条は、それぞれ 示すことにより確認する。 。として、地下水位の設定について設置変更許可申請書へ記載する。 重大事故等 対処設備 ST 38 4 ※※ 注回本1:電子水位の影響を受ける施設等、及び電子水位の影響を踏ままた対策については、各地説の郵源計算者等にその詳細を示す。 ※2:技術基準規則第 50 条は回規則第 5 条と回線の要求であり、規則第 5 条への適合をもって第 50 条への適合性を確認する。また、設置変更許可3 ※3:金額時に対する要求を含む技術基準規則第 6 条・第 51 条及び第 50 条については、第 5 条への適合をもって機能する。また、設置変更許可3 2 項、技術基準規則第 5 条及び第 50 条は、それぞれ同一の地盤、超額に対する設計基準対象施設及び恒大学故等対地施設の適合性を要求し については、代表的に技術基準規則第 5 条への適合性を示すことにより確認する。 推設・余銭重提 # T との関係並びに設置許可基準規則における対応条文の整理 西職 F水位低下設備の機能を考慮した設計用地下水位を設定する範囲 耐震評価において地下水位の影響を受ける施設等の ₩. る。 また。同第3条2項及び第38条第2項(設置許可基準規則第4条への適合性を 张 : 0 関連する条文 は散計上必要, △は散計条件とじ 関係を示す(■は■~の適合性を 30米 學 % ₩ ₩ ** : 報景 可基準規 器 E = 1 を記載) 3条匠 张田: O.图 安全性確保における 地下水位低下設備の位置付け**1 左記(A)により保持される 地下水位を前提とする (必要時は対策) 右記 (A) により保持 される設計用地下水 位を前指とする (必要時は対策) 安全性確保における 地下水化低下設備の 位置付け^{**} 0 でかり 設計値保持 プロため 直接的に必要 受ける施設等。及び地下水位の影響を踏まえた対策に、地下水位が影響したいため、条文適合上不要と整理した 地下水位が影響したいため、条文適合上不要と整理した 教会人は同期間が未入き門の場合できか、提別野斗条 次を含む影響声可能・推規関係系を、第40条とび第29条 設及び重大事故等対処施数の適合性を要求している5-0 (A) RE計画保持を のため 直接的に必 bbbbl 下水位低下設備 別紙 18-6 表 里 表3-1 機商水熱交換器建樹 型 起節線 施設等 地下水位の 基礎地盤の 設置許可基 余震時に支 る設計基準 保管場所・クセスルート 七木構造物 計数時觸始談 沒木的主映值 建物·構築物 土木構造物 津波防護施設 浸水防止設備 構築物 **** - 0 0 4 建物:

設置変更許可

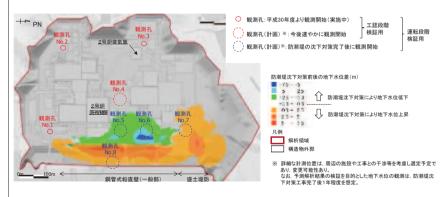
2.5 観測による検証

設計用地下水位の設定に用いる予測解析は防潮堤沈下対策完了後の状態をモデル化することから、予測解析結果の妥当性の検証として、防潮堤沈下対策の工事完了後に地下水位の観測を行い、解析にて想定した地下水位を観測水位が下回ることを確認する。

観測孔は、防潮堤の沈下対策による地下水位への影響範囲を考慮し設定する。 地下水位観測計画位置を別紙 18-13 図に示す。

工事計画認可段階の予測解析の検証においては、防潮堤の沈下対策の影響を受けない No. 1~No. 4 孔の観測記録を参照する。また、防潮堤の沈下対策工事完了後の運転段階においては、防潮堤外も含めて No. 5~No. 8 孔の観測記録を検証材料に加える。

なお、今後の地下水位設定の信頼性確認等への活用を念頭に、別紙 18-13 図のうち複数孔については防潮堤沈下対策影響の検証後も観測を継続し、基礎データとして集積していく。



別紙 18-13 図 地下水位観測計画位置

工事計画認可

(8) 今後実施する浸透流解析の妥当性の検証

予測解析結果は、将来的な防潮堤の沈下対策や新設ドレーン等を考慮したものであることから、今後、これらの施工が完了した運転段階において地下水位の観測記録を取得し、設計用地下水位と比較することにより、予測解析の妥当性を確認する方針とする。

地下水位観測計画を図3.3-54に示す。

資料番号他補足-600-1 地盤の支持性能について

記載表現の相違

(工事計画認可では観測データを追加し説明。防潮堤沈下対策完了後の観測計画は変更なし)

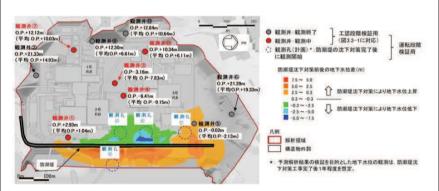


図 3.3-54 防潮堤沈下対策による影響範囲と今後の地下水位観測計画

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可

第Ⅱ編 地下水位低下設備の信頼性向上の方針

- 3. 機能喪失要因等の分析に基づく設備構成の検討
- 3.4分析結果を踏まえた信頼性向上のための配慮事項

別紙 18-20 表 機能喪失要因とこれを踏まえた設計上の配慮項目

機能	構成部位	機能喪失要因	対策
集水機能	ドレーン・接続桝	ランダム故障	• 閉塞による機能喪失の可能性に対して、ドレーンの配置・形状を考慮した 新設ドレーン・揚水井戸の配置等の配慮により機能維持
		地震	Ss機能維持することにより集水機能を確保
支持・閉塞 防止機能	揚水井戸	地震	・ Ss機能維持することにより支持・閉塞防止機能を確保
		ランダム故障	ボンプの多重化による機能維持
		地震	Ss機能維持することにより揚水ポンプの機能を確保
	揚水ポンプ	竜巻	・ 井戸に飛来物影響の防護が可能な蓋を設置
排水機能		落雷	・ 制御盤への保安器の設置等による避雷対策、又は避雷針の保護範囲内への設置
1 小板肥		火山	・ 井戸に対する火山灰の侵入を蓋の設置により防止
		ランダム故障	・ 吐出配管の多重化
	配管	地震	• Ss機能維持
		竜巻	井戸に飛来物影響の防護が可能な蓋を設置
		ランダム故障	多重化により機能維持。また、水位計、動力・制御盤及び中央制御室監視盤間を接続するケーブルについても同様に多重化
		地震	• Ss機能維持
		台風, 竜巻	• 屋内設置
		凍結	・ 凍結防止装置を設置, 又は屋内設置
		降水	・ 防水処理, 又は屋内設置
	制御盤	積雪	・ 積雪荷重を受けないように屋根等を設置, 又は屋内設置
		落雷	制御盤への保安器の設置等による避雷対策,又は屋内設置
		火山	・ 火山灰の侵入防止措置の実施, 又は屋内設置
監視·制御 機能		生物学的事象	・ 止水や貫通部処理による小動物の侵入防止, 又は屋内設置
19404		森林火災(外部火災)	・火災の影響を受けないよう屋内設置
		内部火災	・ 制御盤の分離,離隔距離を確保した配置
		内部溢水	共通要因故障に配慮した配置
		ランダム故障	多重化による機能維持を図ることとし、片系が機能喪失した場合には設定水位に 到達時にもう片系の水位計の検知によりバックアップ
		地震	• Ss機能維持
	水位計	竜巻	・井戸に飛来物影響の防護が可能な蓋を設置
		落雷	・ 制御盤への保安器の設置等による遊雷対策、又は避雷針の保護範囲内への設置
		火山	・ 井戸に対する火山灰の侵入を蓋の設置により防止
電源機能	電源 (非常用DG)	ランダム故障	• ランダム故障に対しては多重化による機能維持

工事計画認可

4. 機能の設計方針及び設計仕様

- 4.1 集水機能 (ドレーン及び接続桝)
- 4.1.1 集水機能の設計方針

表 4-1 集水機能の設計において考慮する事象

						単一	故障及び技術	「基準規則の	要求を踏ま:	えた機能喪失	卡要因				
機能	構成部位	単一 故障	地震 (5条)	津波 (6条)	風(台風) (7条)	竜巻 (7条)	凍結 (7条)	降水 (7条)	積雪 (7条)	落雷 (7条)	火山 (7条)	生物学的事象 (7条)	森林火災 (外部火災) (7条)	内部火災 (11条)	内部溢水 (12条)
集水	ドレーン	•	•	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
機能	接続桝	•	•	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

凡例 ○:事象に対し設備が影響を受けない。●:設計において考慮する事象。-:静的機器であり評価対象外

- 4.2 支持・閉塞防止機能(揚水井戸及び蓋)
- 4.2.1 支持・閉塞防止機能の設計方針

表 4-7 支持・閉塞防止機能の設計において考慮する事象

						単一さ	牧障及び技術	所基準規則の	要求を踏ま	えた機能喪男	-要因				
機能	構成部位	単一 故障	地震 (5条)	津波 (6条)	風(台風) (7条)	竜巻 (7条)	凍結 (7条)	降水 (7条)	積雪 (7条)	落雷 (7条)	火山 (7条)	生物学的事象 (7条)	森林火災 (外部火災) (7条)	内部火災 (11条)	内部溢水 (12条)
支持・閉	揚水 井戸	-	•	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塞防止機能	蓋	-	•	0	0	•	0	0	0	0	•	0	0	0	0

凡例 ○:事象に対し設備が影響を受けない, ●:設計において考慮する事象, -:静的機器であり評価対象外

- 4.3 排水機能(揚水ポンプ及び配管)
- 4.3.1 排水機能の設計方針

表 4-9 排水機能の設計において考慮する事象

						単一:	故障及び技術	所基準規則の	要求を踏ま	えた機能喪生	- 要因				
機能	構成部位	単一 故障	地震 (5条)	津波 (6条)	風(台風) (7条)	竜巻 (7条)	凍結 (7条)	降水 (7条)	積雪 (7条)	落雷 (7条)	火山 (7条)	生物学的事象 (7条)	森林火災 (外部火災) (7条)	内部火災 (11条)	内部溢水 (12条)
排水	揚水ボンブ	•	•	0	0	•	0	0	0	•	•	0	0	0	0
機能	配管	•	•	0	0	•	0	0	0	0	0	0	0	0	0

凡例 ○: 事象に対し設備が影響を受けない。 ●: 設計において考慮する事象。 -: 静的機器であり評価対象外

- 4.4 監視・制御機能(水位計及び制御盤)
- 4.4.1 監視・制御機能の設計方針

表 4-12 監視・制御機能の設計において考慮する事象

						単一	女障及び技術	所基準規則の	要求を踏ま	えた機能喪男	-要因				
機能	構成部位	単一 故障	地震 (5条)	津波 (6条)	風(台風) (7条)	竜巻 (7条)	凍結 (7条)	降水 (7条)	積雪 (7条)	落雷 (7条)	火山 (7条)	生物学的事象 (7条)	森林火災 (外部火災) (7条)	内部火災 (11条)	内部溢水 (12条)
監視・制	制御盤	•	•	0	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
御機能	水位計	•	•	0	0	•	0	0	0	•	•	0	0	0	0

凡例 ○:事象に対し設備が影響を受けない。●:設計において考慮する事象。-:静的機器であり評価対象外

下設備の設計方針

資料番号他 VI-2-1-1-別添 1 地下水位低

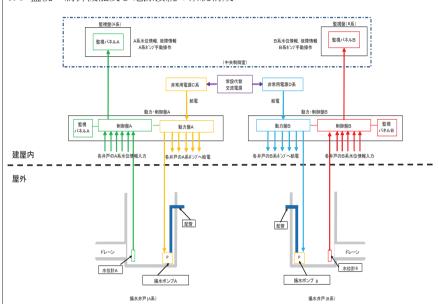
詳細設計を踏まえ具体化した 事項

(揚水井戸の蓋について, 竜巻による飛来物及び火山灰の侵入に対して排水機能及び監視・制御機能を維持可能な設計とするため, 支持・閉塞防止機能の構成部位に追加した。)

設置変更許可								[事計	一画認	可							資料番号他
		5 電源						ーゼル	レ発電	(機),	電源	盤及で	び電路	<u>ሩ</u>)			
	4	4. 5. 1	電源														
			ı	表	₹ 4-14	電測							事象				・詳細設計を踏まえ具体化した
	機能	構成部位	単一 故障	地震 (5条)	津波 (6条)	風(台風)		障及び技術 凍結 (7条)	F基準規則の 降水 (7条)	要求を踏まえ			生物学的事象	森林火災	内部水災	内部溢水 (12条)	事項
		電源 (非常用ディー ゼル発電機)	故障	(5条)	(6条)	風(台風) (7条)	(7条)	(7条)	(7条)	積雪 (7条)	落雷 (7条)	(7条)	生物学的事象 (7条)	(外部火災) (7条)	(11条)	(12条)	(電源機能について電源盤及
	90 NG																び電路を追加し,単一故障及 び技術基準規則の要求踏ま
	機能	電源盤	•	•	0	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	えた機能喪失要因を再整理
		電路	•	•	0	•	FI (6)	• ∩ · :10:56:12	· * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	(影響を受け	želo • i	89 84 L* 43 L V	て考慮する事	● (% — · %)	的编码示点。	● ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	した。)
							7001	0.740	CA) ORAMON	. W = C X ()		KARI ICHOI	(-766.7-07		TOWNER COSS	#1 B#20 P\$21	0,120

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

3.5 監視・制御機能及び電源接続の系統構成



設置変更許可

別紙 18-24 図 地下水位低下設備の電源系、監視・制御系の系統構成概要

4. 運用管理・保守管理上の方針

(1) 運用管理及び保守管理に係る位置付け

原子炉施設保安規定及びこれに関連付けた社内規定類において,地下水位 低下設備の運用管理,保守管理に係る事項を定める。具体的には,運用管理 については運転上の制限等を定めるとともに,必要な手順を整備した上で管理 していく。また,保守管理については予防保全対象として管理していく。

【運用管理の方針(案)】

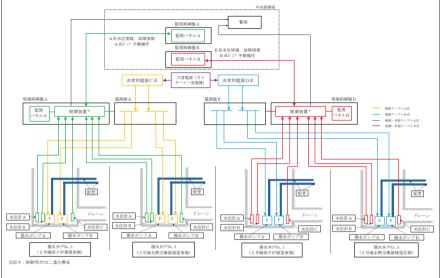
▶ 原子炉施設保安規定において、地下水位低下設備に運転上の制限(以下、「LC O」と記載)を設定する。

< 具体的な対応>

- LCO、LCOを満足していない場合に要求される措置及び要求される措置の完了時間(以下、「AOT」と記載)を設定し、逸脱した場合には、原子炉を停止することを定める。
- 地下水位低下設備が動作可能であることを定期的に確認することを定める。

3. 地下水位低下設備の設計方針

3.1 地下水位低下設備の系統構成



工事計画認可

図 3-3 地下水位低下設備の制御及び電源系統図

7. 運用管理・保守管理

地下水位低下設備の運用管理については、原子炉施設保安規定(以下「保安規定」という。)において運転上の制限(以下「LCO」という。)を設定するとともに、地下水位低下設備の復旧措置に的確かつ柔軟に対処できるように、復旧措置に係る資機材を配備し、手順書及び必要な体制を整備し、教育及び訓練を実施することを保安規定に定めた上で社内規定に定める。

保守管理については、保全計画の策定において、他の運転上の制限を設定する設備と同様に「予防保全」の対象と位置付け管理する。

また,復旧措置に係る資機材は,社内規定に点検頻度等を定め,適切に維持管理 する。

7.1 運用管理の方針

地下水位低下設備は、保安規定において LCO, LCO を満足していない場合に要求される措置及び要求される措置の完了時間(以下「AOT」という。)を設定する。 工事計画認可段階における詳細設計で信頼性向上を図っているが、地下水位を一 詳細設計を踏まえ具体化した 事項

資料番号他

(原子炉建屋・制御建屋エリア及び第3号機海水熱交換器建屋エリアにそれぞれ2基設置した揚水井戸に対し、揚水井戸ごとに必要な機能及び機器を「1系統」と位置付け、1系統で各エリア内の地下水位を一定の範囲に保持できる設計とする。)

・記載表現の相違(実質的な相違なし)

記載表現の相違 (実質的な相違なし)

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可

» 原子炉施設保安規定に関連付けた社内規定類において地下水位低下設備の運転 管理方法を定める。

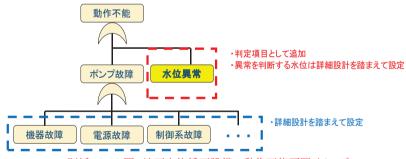
<具体的な対応>

- 地下水位低下設備の運用に係る体制、確認項目・対応等を整備する。
- 地下水位低下設備が機能喪失した場合に、可搬型設備による機動的な対応による 復旧を行うための手順を定める。

① LCO の設定の考え方

LCOについては、対象エリア*ごとに地下水位低下設備の多重性確保の観点を踏まえた設定を行う。揚水ポンプ等の機器故障及び揚水井戸の水位の視点からの動作不能の判断基準を設定する。これにより、揚水ポンプが稼働している状態において何らかの要因により排水機能に影響が生じ、揚水井戸の水位が上昇した場合においても、水位による動作不能の判断を行うことが可能となる。なお、機能喪失の詳細な判定項目(揚水ポンプ故障の要因等)は詳細設計を踏まえ設定する。(別紙18-25 図参照)

※ 対象エリアとは、2号炉原子炉建屋・制御建屋周辺、3号炉海水熱交換器建屋周辺及び2号炉 排気筒周辺を指す。



別紙 18-25 図 地下水位低下設備の動作不能要因イメージ

工事計画認可

定の範囲に保持できない場合又はそのおそれがある場合には、可搬ポンプユニットによる水位低下措置を速やかに開始するとともに、原子炉を停止する。

また、地下水位低下設備の復旧措置に的確かつ柔軟に対処できるように、復旧措置に係る資機材の配備、手順書及び体制の整備並びに教育訓練の実施方針を自然災害発生時等の体制の整備及び重大事故等発生時の体制の整備として保安規定に定めた上で、具体的な実施要領を社内規定に定める。

7.1.1 地下水位低下設備の LCO 設定方針

地下水位低下設備は、原子炉建屋・制御建屋エリア及び第3号機海水熱交換器建屋エリアにそれぞれに機能が要求されることから、各エリア個別にLCOを設定する。また、本設備は全ての原子炉の状態において機能が要求されることから、LCOも全ての原子炉の状態に対して適用する。

次に、図 3-2 において地下水位を一定の範囲に保持するために必要な機能及び機器を「1 系統」としており、これを LCO 設定方針における「1 系列」と位置付ける。

LCO は個別の機能及び機器ごとに設定するのではなく、系列の中で管理する。機器に異常が発生し、当該系列の機能が喪失すると判断した場合に動作不能と判断し、LCO 逸脱時に要求される措置を講じる。これは、ポンプ、流路等を構成する設備を含めて系列の中で管理する既存の設計基準事故対処設備と同様の考え方である。地下水位低下設備1系列の各構成要素に対するLCO 設定上の考え方を表7-1に示す。

また、揚水ポンプが稼動している状態において何らかの要因により排水機能に影響が生じ、揚水井戸の水位が上昇した場合においても水位低下措置を速やかに開始するよう、揚水井戸の水位に対してもLCOを設定する。

水位のLCOについては、AOT内に水位低下措置を完了することで設計用揚圧力以下に保持できるよう、基礎版が被圧しない状態の揚水井戸の水位であるドレーン(鋼管)位置(「6.3.1 時間余裕(X1)、(X2)の評価」における初期条件に相当)より下部に設定する水位高高警報設定値を判断基準とする。

地下水位低下設備の LCO 設定例を表 7-2 に示す。具体的な LCO は今後保安 規定に定める。

- 記載表現の相違
- (実質的な相違なし)
- ・詳細設計を踏まえ具体化した 事項

資料番号他

(LCO を適用する原子炉の状態,地下水位低下設備に必要な機能及び機器を整理し「1系列」の対象を明確化した。)(2号炉排気筒周辺は地下水位低下設備の設置エリアとして対象外とした。)

詳細設計を踏まえ具体化した事項

(揚水井戸の水位に対して LCO を設定した。)

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可			工事計画認可		資料番号他
	表 7-1	地下水位低下設備1	系列の各構成要素に対	対する LCO 設定上の考え方	・詳細設計を踏まえ具体化した
	機能	設備構成	LC0	設定上の考え方	事項
	集水機能	・ドレーン	地下水位低下設備1系	列の中で管理する。	(地下水位低下設備1系列に必
		•接続桝			要な機器を整理した。)
	支持・閉塞	・揚水井戸	地下水位低下設備1系	列の中で管理する。	
	防止機能	•蓋	LEE 1 20) w T7 left > 11 1 11. left 20. left	
	排水機能	・揚水ポンプ・配管		する配管を地下水位低下設備1系	
	監視・制御	・配官・水位計	列の中で管理する。	低下設備 1 系列の中で管理する。	
	監視・刑御機能	• /K11/LiT		低下設備1系列の中で管理する。 監視・制御は可能であることを踏	
	70英月上		まえ、故障台数に応じ		
		制御盤	地下水位低下設備1系		
	電源機能	・電源(非常用ディー)			
		ゼル発電機)		ル発電機は個別に LCO が設定され	
		・電源盤	ているが, 地下水位低	下設備固有の措置である水位低下	
		・電路	措置を実施するために,	非常用ディーゼル発電機のLCO逸	
			脱時には,地下水位低	下設備の LCO 逸脱も判断する。	
					SVARSTICE OF THE CONTRACT OF THE PLANT OF THE
		表 7-2 地	上下水位低下設備の LC	0 設定例	・詳細設計を踏まえ具体化した 事項
		項目		運転上の制限	争頃 (各構成要素に対するLCO設定
		子炉建屋 建屋エリア	地下水位低下設備	2 系列動作可能であること	の考え方を整理した。)
		No. 2 揚水井戸)	水位	水位高高警報設定値未満	
		海水熱交換器 ポルファー	地下水位低下設備	2 系列動作可能であること	
		No. 4 揚水井戸)	水位	水位高高警報設定値未満	
 ② 要求される措置の考え方 ・地下水位低下設備1系列が動作可能であれば、揚水井戸の水位を一定の範囲で保持することが可能であることから、1系列が動作不能の場合は、残りの1系列について動作可能であることを確認するとともに、可搬型設備を設置し地下水位を低下させる措置を開始し、予備品への交換を行う。 ・上記で要求される措置を完了時間内に達成できない場合、または、地下水位低下設備2系列が動作不能の場合には、原子炉を停止する。それに加えて、原子炉を停止した後の原子炉の状態においても地下水位低下設備の機能が要求されることから、可 	(1) 揚 で が か な て 図 可 な な で ろ で ろ で ろ で ろ で ろ で ろ で ろ で ろ で ろ	水ポンプの動作不能 水ポンプが 1 系列動作 ることの確認及び可 る。残りの 1 系列が重 れる。揚水ポンプが 1 7-1 に示す。 般ポンプユニットに J 間*以内に完了するよ	般ポンプユニットによ が作可能である場合、は 系列動作不能となった る水位低下措置についる う AOT を設定する。こ		 ・記載表現の相違 (実質的な相違なし) ・詳細設計を踏まえ具体化した 事項 (1系列動作不能時のAOTを具 体化。(表 7-3 に記載))

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可

搬型設備により地下水位を低下させる措置を開始し、予備品への交換を行い継続的 に常設機の復旧を図る。

③ AOT の設定の考え方

- ・ 地下水位低下設備1系列が動作不能時の AOT はn日間^{※1}とする。
- ・ 地下水位低下設備2系列が動作不能の場合には,24時間で高温停止,36時間で冷 温停止する。
- 可搬型設備によりα時間^{※2}以内に地下水位を低下させる措置を完了する。
 ※1:nについては、地下水位低下設備はブラントの状態に関わらず高い頻度で稼働するという性質を踏まえ、工事計画認可段階での浸透流解析結果に基づき、現実的な設備の復旧時間等を勘案して設定することとする。
 ※2:体制構築時間及び可搬型設備設置後の起動時間を積み上げ、この時間が設計用地下水位到達までの時間

(X時間)に包絡されるものとする。また、α時間は工認設計段階での浸透流解析結果により決定するが、設定する際、体制構築時間等に一定の保守性を確保する。(別紙 18-26 図参照)



別紙 18-26 図 可搬型設備による水位を低下させる措置の概念

工事計画認可

る。復旧に係る AOT は、LCO 逸脱から水位低下措置完了までに要する時間及び 設備の復旧に最低限必要な時間を設定する。

上記で要求される措置を AOT 内で達成できない場合,または 2 系列動作不能 の場合には,原子炉の状態が運転,起動及び高温停止においては,原子炉を冷温停止させるとともに,冷温停止後も地下水位低下設備の機能が要求されることから,可搬ポンプユニットによる水位低下措置を速やかに開始した上で, α 時間*以内に完了させる。

原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換においては、炉心変更及び照射された 燃料に係る作業の中止並びに有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接 続している配管の原子炉圧力容器バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁 止する措置を講じるとともに、可搬ポンプユニットによる水位低下措置を速や かに開始した上で、α時間*以内に完了させる。

故障する揚水ポンプの組み合わせに応じたLCO逸脱時に要求される措置の例を表 7-3 に示す。具体的な要求される措置は今後保安規定に定める。

注記*:水位低下措置完了時間(体制構築時間,可搬ポンプユニットの設置時間及び水位低下開始までの時間の合計)の評価結果を踏まえ,浸透流解析から評価した地下水位低下設備機能喪失後の時間余裕に包絡されるよう,原子炉建屋・制御建屋エリア,第3号機海水熱交換器建屋エリアそれぞれに設定する。これにより,両エリア同時機能喪失時においても,浸透流解析から評価した時間余裕内に両エリアで水位低下措置を確実に完了することが可能となる。

資料番号他

・詳細設計を踏まえ具体化した 事項

(原子炉の状態に応じた措置 を設定。)

(揚水ポンプの組合せに応じた LCO 逸脱の判断, 要求される措置及び AOT を具体化した。)

表 7-3 故障する揚水ポンプの組み合わせに応じた LCO 逸脱時に要求される措置の例 (原子炉建屋・制御建屋エリアの場合*1)

	No.1揚	水井戸	No.2揚	水井戸	LCO	要求される措置	AOT
	ポンプA	ポンプB	ポンプA	ポンプB	LLU	要水される指度	AUI
1 2 3	×	0	0	0			
2	0	0	×	0	満足		
3	×	0	×	0			
a	×	×	0	0		・他の1系列が動作可能であることを確認する。 及び	速やかに
3	0	0	×	×	1系列	・可搬ポンプユニットによる水位低下措置を開始する。 及び	速やかに
6	×	×	×	0	動作不能*2		- 19時間*3
D	0	×	×	×		・当該系列を動作可能な状態に復旧する。	・3日間
3	×	×	×	×	2系列 動作不能	・可機ポンプユニットによる水位低下措置を開始する。 及び ・可機ポンプユニットによる水位低下措置を完了する。 及び ・高温停止とする。 及び ・冷温停止とする。	・速やかに ・19時間* ³ ・24時間 ・36時間

注記*1:第3号機海水熱交換器建屋エリアも同様に設定する。

*2:1系列動作不能時に要求される措置を AOT 内に達成できない場合、2系

・詳細設計を踏まえ具体化した 事項

(1系列動作不能時のAOTを具体化。(表 7-3 に記載))

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
	列動作不能時に要求される措置へ移行し、プラントを停止する。 *3:第3号機海水熱交換器建屋エリアの場合、「可搬ポンプユニットによる水位低下措置を完了する。」措置のAOTは26時間とする。 6. 地下水位低下設備の復旧措置に必要な資機材の検討 6.3.2 水位低下措置完了時間(α1),(α2)の評価 地下水位低下設備が機能喪失した後の、可搬ポンプユニット2個による水位低下措置完了までの時間について図6-5、措置時間算出にあたっての考え方を表6-2に示す。	・詳細設計を踏まえ具体化した 事項 (水位低下措置完了時間(要員 参集による体制構築から水
	(a1) (a2) 対応要員及び水位施下措置だ了までの動き (a1) (a2) 対応要員及び水位施下措置だ了までの動き 対応要員及(家企・財産所) 対応要員及び水位施下措置だ了までの動き 対応要員及(家企・財産所・保管場所) 対応要員及(家企・財産所・保管場所・保管場所・保管場所・保管場所・保管場所・保管場所・保管場所・保管場	位低下開始まで)を評価し, 時間余裕の範囲内で対応可 能であることを確認)
	6.3.3 可搬ポンプユニットの配備数の妥当性確認結果 地下水位低下設備の機能喪失後,原子炉建屋・制御建屋エリアの水位低下措置完了時間(α1)は約19時間であり,設計用揚圧力に到達する時間余裕(X1)の範囲内で対応可能であることを確認した。 また,第3号機海水熱交換器建屋エリアの水位低下措置完了時間(α2)は約26時間であり,設計用揚圧力に到達する時間余裕(X2)の範囲内で排水開始が可能であることを確認した。 以上のことから,可搬ポンプユニットの配備数が2個で妥当であることを確認した。	
	(2) 水位計の動作不能による LCO 逸脱時に要求される措置 地下水位低下設備 1 系列に 3 台設置する水位計のうち、1 台又は 2 台動作不能となった場合でも、残りの水位計で監視・制御可能な設計だが、設計上の設置台数を満足しない状態であるため、LCO 逸脱と判断し、予備品への交換による復旧を図る。 水位計 1 台が動作不能となった場合、残りの 2 台で監視・制御可能であり、復旧に係る AOT は、地下水位低下設備 2 系列により監視・制御及び排水が可能	詳細設計を踏まえ具体化した 事項 (水位計の動作不能による LCO 逸脱時の措置を明確化。)

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
	な状態を維持していることを踏まえて設定する。要求される措置を AOT 内に達	
	成できない場合は、水位計2台が動作不能となった場合に要求される措置に移	
	行する。	
	水位計2台が動作不能となった場合、残りの1台で監視・制御可能だが、こ	
	れが故障した場合には当該1系列が監視・制御不能となるため、可搬ポンプユ	
	ニットによる水位低下措置を速やかに開始し更なる排水機能確保した上で、予	
	備品への交換による復旧を図る。要求される措置を AOT 内に達成できない場合	
	は、2系列動作不能時に要求される措置へ移行し、原子炉を冷温停止する。	
	水位計3台が動作不能となった場合は監視・制御不能となるため、可搬ポンプロールによる大体低工世界を持めないに関係し、中間************************************	
	プユニットによる水位低下措置を速やかに開始し、α時間*以内に完了させた	
	上で、LCO逸脱から水位低下措置完了までに要する時間と設備の復旧に最低	
	限必要な時間内に水位計1台を復旧し,監視・制御可能な状態とした上で,水 位計3台動作可能な状態に復旧する。要求される措置を AOT 内に達成できない	
	場合は、2系列動作不能時に要求される措置へ移行し、原子炉を冷温停止する。	
	動作可能な水位計の台数に応じた LCO 逸脱時に要求される措置の例を表 7-	
	4 に示す。具体的な要求される措置は今後保安規定に定める。	
	4に小り。 共中的な安小で40分間直は7夜休女院だにだめる。	
	注記*:水位低下措置完了時間(体制構築時間,可搬ポンプユニットの設置時	
	間及び水位低下開始までの時間の合計)の評価結果を踏まえ、浸透流	
	解析から評価した地下水位低下設備機能喪失後の時間余裕に包絡さ	
	れるよう、原子炉建屋・制御建屋エリア、第3号機海水熱交換器建屋	
	エリアそれぞれに設定する。これにより、両エリア同時機能喪失時に	
	おいても、浸透流解析から評価した時間余裕内に両エリアで水位低下	
	措置を確実に完了することが可能となる。	

設置変更許可				工事計画認可		資料番号他
		表 7-4 重			昔置の例	・ 詳細設計を踏まえ具体化した
	l		(原子	炉建屋・制御建屋エリアの場合*1)		事項
		動作可能な 台数	LC0	要求される措置	AOT	
	1	3台	満足			逸脱時の措置を明確化。)
	2	2台	逸脱 ^{*2} (1台動作不能)	・水位計を3台動作可能な状態に復旧する。	• 10日間	
				・可搬ポンプユニットによる水位低下措置を開始する。 B78	・速やかに	
	3	1台	逸脱*3	・可搬ポンプユニットによる水位低下措置を完了する。	・19時間*4	
			(2 口男//F/NHL)	・水位計を3台動作可能な状態に復旧する。	•10日間	
		 表 7-4 動作可能な水位計の台数に応じた LCO 逸脱時に要求される措置の例(原子炉建屋・制御建屋エリアの場合ま1) 動作可能な 1.00 要求される措置 AOT 会認。				
			>25. m ≥4 * 3	・可搬ポンプユニットによる水位低下措置を完了する。	• 19時間**	
	4	0台	(3台動作不能)	・水位計を1台動作可能な状態に復旧する。	• 3日間	
					・10日間	
		************************************	実施求第3年 井井りてア作りる列立るでも、る持置がよれ場所である。 中戸 替のででは、場合では、大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	措置を AOT 内に達成できない場合,2 系列動作へ移行し、プラントを停止する。 < 熱交換器建屋エリアの場合、「可搬ポンプユニを完了する。」措置の AOT は26 時間とする。 D LCO 逸脱時に要求される措置 信号による揚水ポンプ切り替え後も水位上昇 揚水ポンプ等の設備故障又は揚水ポンプ容量を がある。設備故障が原因であることが明らかなの動作不能による LCO 逸脱として判断可能だな できない場合又は想定を超える流入が生じた場に検知して、設計用揚圧力以下に保持するために 高高警報設定値を LCO の判断基準とする。 戸の水位が制限値に到達し、	要 こ 本 に は は に に に に に に に に に に に に に	(揚水井戸の水位に対して LCO

設置変更許可		工事計画認可	資料番号
	運転、起動及び高温停止	においては、原子炉を冷温停止させるとと	もに,可搬
		<位低下措置を速やかに開始した上で, α Ε	持間*以内に
	完了させる。		лт 4 L С. э. э.
		「止及び燃料交換においては,炉心変更及び	
		並びに有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧 戸圧力容器バウンダリを構成する隔離弁の	
		P圧刀谷番ハリンタリを構成りる 隔離井の : もに, 可搬ポンプユニットによる水位低下	
	かに開始した上で、α時	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	担目を座で
		た LCO 逸脱時に要求される措置の例を表 7.	-5 に示す。 -5 に示す。
		は今後保安規定に定める。 これの 1000 とればりになり	0 (2.7.) 0
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
		E了時間(体制構築時間,可搬ポンプユニッ	
		開始までの時間の合計)の評価結果を踏ま	
	74, 21 11	した地下水位低下設備機能喪失後の時間余	
		・炉建屋・制御建屋エリア、第3号機海水熱	
		に設定する。 <mark>これにより,両エリア同時機</mark>	
		流解析から評価した時間余裕内に両エリア E了することが可能となる。	
	指 見を 惟 夫 に 元	11 することが可能となる。	
	表 7-5 揚水井戸の水	位に応じた LCO 逸脱時に要求される措置の	例
		位に応じた LCO 逸脱時に要求される措置の 建屋・制御建屋エリアの場合*1)	例
	(原子炉系 No.1攝水井戸 No.2攝水井戸 100		例 AOT
	No. 1揚水井戸 No. 2揚水井戸 LCO 水位高高警報 本屋 達見	建屋・制御建屋エリアの場合*1)	
	No. 1揚水井戸 No. 2揚水井戸 Do 水位 Do 水位高高警報 設定値未満 設定値未満 Do 水位高高警報 水位高高警報 水位高高警報 No 本位高高警報 No 本位高高警報 No 本位高高警報 No 本位高高警報 No 本位高高警報 No 本位高高警報 No 和 No	建屋・制御建屋エリアの場合*1) 要求される措置*1 ・可能ポンプユニットによる水位低下措置を開始する。	
	No. 1揚水井戸 No. 2揚水井戸 の水位 の水位 の水位 の水位 の水位 の水位 南高警報 満足 数定値未満 設定値未満 設定値未満 設定値未満 数定値未満 数定値未満 数定値未満 数に変変数数 数に変変数 数を変変数 数に変変数 数に変変変数 数に変変変変変変変変変変	建屋・制御建屋エリアの場合*1) 要求される措置*2 ・可能ポンプユニットによる水位低下措置を開始する。 及び ・可能ポンプユニットによる水位低下措置を完了する。	AOT
	No. 1揚水井戸 No. 2揚水井戸 Do 水位 の水位 の水位 の水位 の水位 の水位 水位高高警報 設定値未適 設定値末適 設定値以上 設定値は上 設定値は上 設定値は上 設定値は上 設定値は上 設定値は上 設定値は上 設定値は上 設定値は上	建屋・制御建屋エリアの場合*1) 要求される措置*1 ・可能ポンプユニットによる水位低下措置を開始する。 及び ・可能ポンプユニットによる水位低下措置を売丁する。 及び ・高温停止とする。	AOT ・速やかに
	No. 1揚水井戸 No. 2揚水井戸 の水位 の水位 の水位 人の 人の 人の 水位高高警報 放佐高高警報 液位高高警報 放佐高高警報 設定値以上 設定値未満 設定値以上 設定値未満 後 後 後 後 後 後 後 後 後	建屋・制御建屋エリアの場合*1) 要求される措置*1 ・可能ポンプユニットによる水位低下措置を開始する。 及び ・可能ポンプユニットによる水位低下措置を売了する。 及び	* 連やかに * 19時間* ³
	No. 1揚水井戸 No. 2揚水井戸 の水位	建屋・制御建屋エリアの場合*1) 要求される措置*1 ・可能ポンプユニットによる水位低下措置を開始する。 及び ・可能ポンプユニットによる水位低下措置を売上する。 及び ・高温停止とする。 及び	AOT ・速やかに ・19時間*3 ・24時間
	No. 1揚水井戸 No. 2揚水井戸 の水位	建屋・制御建屋エリアの場合*1) 東求される措置*1 ・可能ポンプユニットによる水位低下措置を開始する。 及び ・可能ポンプユニットによる水位低下措置を完了する。 及び ・高温停止とする。 及び ・冷温停止とする。	AOT ・速やかに ・19時間*3 ・24時間
	(原子炉がの水位 の水位 の水位 の水位 の水位 の水位 の水位 の水位 の水位 の水位	建屋・制御建屋エリアの場合*1) 東求される措置*1 ・可能ポンプユニットによる水位低下措置を開始する。 及び ・可能ポンプユニットによる水位低下措置を完了する。 及び ・高温停止とする。 及び ・冷温停止とする。	AOT ・速やかに ・19時間* ³ ・24時間 ・36時間
	(原子炉の水位の水位の水位の水位の水位の水位の水位の水位の水位の水位の水位の水位の水位の	建屋・制御建屋エリアの場合*1) 要求される措置*1 ・可能ポンプユニットによる水位低下措置を開始する。 及び ・可能ポンプユニットによる水位低下措置を完了する。 及び ・高温停止とする。 及び ・冷温停止とする。 英器建屋エリアも同様に設定する。 ている場合を除く。	AOT ・速やかに ・19時間* ³ ・24時間 ・36時間
	(原子炉の水位の水位の水位の水位の水位の水位の水位の水位の水位の水位の水位の水位の水位の	建屋・制御建屋エリアの場合*1) 要求される措置*1 ・可搬ポンプユニットによる水位低下措置を開始する。 及び ・可搬ポンプユニットによる水位低下措置を売了する。 及び ・冷温停止とする。 及び ・冷温停止とする。 の数 場合を除く。 の数 場合を除く。 の数 場合を除く。	AOT ・速やかに ・19時間* ³ ・24時間 ・36時間
	(原子炉の水位の水位の水位の水位の水位の水位の水位の水位の水位の水位の水位の水位の水位の	建屋・制御建屋エリアの場合*1) 要求される措置*1 ・可搬ポンプユニットによる水位低下措置を開始する。 及び ・可搬ポンプユニットによる水位低下措置を売了する。 及び ・冷温停止とする。 及び ・冷温停止とする。 の数 場合を除く。 の数 場合を除く。 の数 場合を除く。	* 速やかに * 19時間*3 * 24時間 * 36時間
	(原子炉の水位の水位の水位の水位の水位の水位の水位の水位の水位の水位の水位の水位の水位の	建屋・制御建屋エリアの場合*1) 要求される措置*1 ・可搬ポンプユニットによる水位低下措置を開始する。 及び ・可搬ポンプユニットによる水位低下措置を売了する。 及び ・冷温停止とする。 及び ・冷温停止とする。 の数 場合を除く。 の数 場合を除く。 の数 場合を除く。	* 速やかに * 19時間*3 * 24時間 * 36時間
	(原子炉の水位の水位の水位の水位の水位の水位の水位の水位の水位の水位の水位の水位の水位の	建屋・制御建屋エリアの場合*1) 要求される措置*1 ・可搬ポンプユニットによる水位低下措置を開始する。 及び ・可搬ポンプユニットによる水位低下措置を売了する。 及び ・冷温停止とする。 及び ・冷温停止とする。 の数 場合を除く。 の数 場合を除く。 の数 場合を除く。	* 速やかに * 19時間*3 * 24時間 * 36時間

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可 工事計画認可 資料番号他

④ サーベランスの設定の考え方

・ 地下水位低下設備の電源系及び制御系に異常がないこと、水位レベル及びポンプの 運転に伴い水位が低下していることを、1回/日の頻度で、制御盤で確認する。

⑤ 常時監視の考え方

地下水位低下設備については、揚水井戸の水位及び揚水ポンプの運転状況を中央 制御室において常時監視する。

【保守管理の方針(案)】

- ➤ 保全計画の策定では、原子炉施設保安規定において地下水位低下設備にLCOを設定することから、他のLCO設定設備と同様に、地下水位低下設備を「予防保全」の対象と位置付け管理していく。
- ▶ 機能喪失した場合に備え予め予備品を確保した上で、機能喪失時には原因調査を 行い補修する。

① 可搬型設備及び予備品確保の考え方

- ・ 地下水位低下設備は、重要安全施設への影響に鑑み、原子炉施設の安全機能の 重要度分類を踏まえて、高い信頼性を確保する設計とするものの、それでもなお、 動作不能が発生した場合を想定し、可搬型設備及び予備品を配備する。
- ・ 地下水位低下設備は, 常時待機状態の緩和系とは異なり, 比較的高い頻度での稼働が必要な設備である。
- ・ こうした性質を勘案して、対象エリア各々で単一故障が発生し、かつ、その状態が重なる場合を想定しても、可搬型設備での対応が可能となるよう、必要台数を配備することとする。
- ・ また,可搬型設備を設置した上で予備品により恒久的な復旧を図るため,別紙 18-23 表に示す必要な資機材を配備する。

7.1.3 サーベイランスの実施方針

揚水ポンプ自動運転の設定値は、揚水ポンプの発停頻度が1時間当たり2 回程度になるよう考慮されている。したがって、運転上の制限を満足していることを確認するために、電源系及び制御系に異常がないこと、揚水井戸の水位上昇に伴い揚水ポンプが起動すること及び揚水ポンプの運転に伴い揚水井戸の水位が低下していることを、毎日1回、制御盤で確認し、LC0に関する点検結果の記録として保存する。なお、毎日1回の確認頻度は、異常の有無を常時監視している設備である計測及び制御設備を参考に設定している。

地下水位低下設備は今後新たに設置する設備であることから,運用開始後 の運転実績を踏まえて,サーベイランスの実施方法及び頻度は適時適切に見 直していく。

7.2 保守管理の方針

保全計画の策定では、原子炉施設保安規定において地下水位低下設備に LCO を設定することとから、他の LCO 設定設備と同様に、地下水位低下設備を「予防保全」の対象と位置付け管理するとともに、各エリアにおける全ての揚水井戸の機能喪失が発生しても、各エリアの排水機能の維持を可能とするため、「6. 地下水位低下設備の復旧措置に必要な資機材の検討」を踏まえ、必要台数を配備する。

- 6. 地下水位低下設備の復旧措置に必要な資機材の検討
- 6.2 復旧措置に係る資機材
 - 6.2.2 可搬ポンプユニットの配備

可搬ポンプユニットは、の交換が必要となった場合において、速やかに機器を復旧するため、復旧作業が可能となる水位まで地下水を排水することに加え、原子炉建屋・制御建屋エリア及び第3号機海水熱交換器建屋エリアにおける全ての地下水位低下設備の機能喪失を考慮し、各エリアの排水機能の維持を可能とするため、各エリアに1個、計2個配備する。

6.2.1 予備品の配備

予備品は、原子炉建屋・制御建屋エリア及び第3号機海水熱交換器建屋エリアにおける全ての地下水位低下設備の機能喪失を考慮し、復旧措置にあたり機器の交換が必要な場合に備え、各エリアを1系統復旧できる数量を表6-1のとおり配備する。

詳細設計を踏まえ具体化した事項

(設計で考慮されている揚水 ポンプ発停頻度を具体化。)

・記載表現の相違 (実質的な相違なし)

VI-2-1-1-別添 1 地下水位低 下設備の設 計方針

・記載表現の相違 (実質的な相違なし)

詳細設計を踏まえ具体化した 事項

(各エリアそれぞれで排水機能,監視・制御機能に係る機器の故障が発生した場合に備え復旧できる個数を配備する設計とした。)

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

		設置変更許可	
	別紙 18-	23表 資機材の配備数	
	項目	配備数	備考
可搬型設備	・揚水ポンプ・発電機 等	・対象エリアごとに1セット	
予備品	・揚水ポンプ・制御盤の構成部品・水位計等	・サイトとして一式	対象エリアで設置するポンプ容量が異なる場合は、容量ごとに一式

(2) 要求される措置の具体的な例

地下水位低下設備1系列が動作可能であれば、揚水井戸の水位を一定の範囲に保持することが可能であるが、1系列が動作不能の場合は、可搬型設備を設置し地下水位を低下させる措置を開始するとともに、残りの1系列について動作可能であることを確認し、予備品の揚水ポンプとの交換(復旧)を行う。

上記により2系列動作可能な状態に復帰する。

地下水位低下設備2系列が動作不能の場合には、地震が発生すると施設に対し 揚圧力による影響があることから原子炉を停止する。それに加えて、原子炉を停止した後の原子炉の状態においても地下水位低下設備の機能が要求されることか ら、可搬型設備及び予備品により地下水位を低下させる措置を行う。

(3) 地下水位低下設備の具体的な試験又は検査

設置許可基準規則第12条の解釈において、試験又は検査について以下の要求事項がある。

- ・ 運転中に定期的に試験又は検査(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術 基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)に規定される 試験又は検査を含む。)ができること。
- 多重性又は多様性を備えた系統及び機器にあっては、各々が独立して試験又は検査ができること。

これを踏まえて、地下水位低下設備は独立して試験又は検査ができる設計とする。

地下水位低下設備に係る試験又は検査の例を別紙 18-24 表に, 地下水位低下設備の検査項目と範囲を別紙 18-29 図に示す。

	工事計画認可
表 6-1	各機器に必要となる予備品

機能	機器	配備数
排水機能	揚水ポンプ	各エリア1個(計2個)
監視・制御機能	制御盤の構成部品	各系統1セット(計2セット)
监忱 • 削仰機能	水位計	各エリア3個(計6個)

~ (P33 にて比較済み)~

7. 運用管理・保守管理

7.2 保守管理の方針

7.2.1 地下水位低下設備の具体的な試験又は検査

地下水位低下設備は独立して試験又は検査ができる設計とする。 地下水位低下設備に係る試験又は検査の例を表 7-6 に,地下水位低下設備 の検査項目と範囲を図 7-2 に示す。

VI-2-1-1-別添 1 地下水位低 下設備の設 計方針

資料番号他

・記載表現の相違(実質的な相違なし)

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

	队巨久入口 7
別紙 18-24 表	地下水位低下設備に係る試験又は検査の例

項目	内容	頻度
水位検出器性能(校正)検査	水位検出器の校正を行い,適切な値が伝送 されることを確認する。	定期検査ごと
水位計設定値確認検査及び インターロック確認検査	水位計設定値が適切な値であること, イン ターロックが作動することを確認する。	定期検査ごと
揚水ポンプ機能検査	インターロックの入力信号によりポンプが 起動・停止することを確認する。	定期検査ごと
揚水ポンプ起動試験	揚水ポンプが起動することを確認する。	1回/月

設置亦更許可

工事計画認可

表 7-6 地下水位低下設備に係る試験又は検査の例

項目	内容	頻度
水位検出器性能(校正)検査	水位検出器の校正を行い、適切な値が伝 送されることを確認する。	定期事業者検査ごと
水位計設定値確認検査及び インターロック確認検査	水位計設定値が適切な値であること,インターロックが作動することを確認する。	定期事業者検査ごと
揚水ポンプ機能検査	インターロックの入力信号によりポン プが起動・停止することを確認する。	定期事業者検査ごと

資料番号他 詳細設計を踏まえ具体化した 事項

(設置変更許可段階で揚水ポ ンプ起動試験を1回/月の頻 度で確認することとしてい たものは、揚水ポンプが起動 し, 地下水を排水できている ことを確認する目的で、制御 盤にて揚水ポンプの起動、揚 水ポンプ起動に伴う揚水井 戸の水位低下を確認するも のを想定していた。詳細設計 において、 揚水ポンプの発停 頻度が1時間当たり2回程度 となるよう考慮した自動起 動設定値としたことから、毎 日1回,サーベイランスで揚 水ポンプが起動すること及 び揚水ポンプの運転に伴い 揚水井戸の水位が低下して いることを制御盤で確認す ることで、確認頻度を上げて 対応できるものであり、揚水 ポンプ起動試験(1回/月)の 設定について適正化した。)

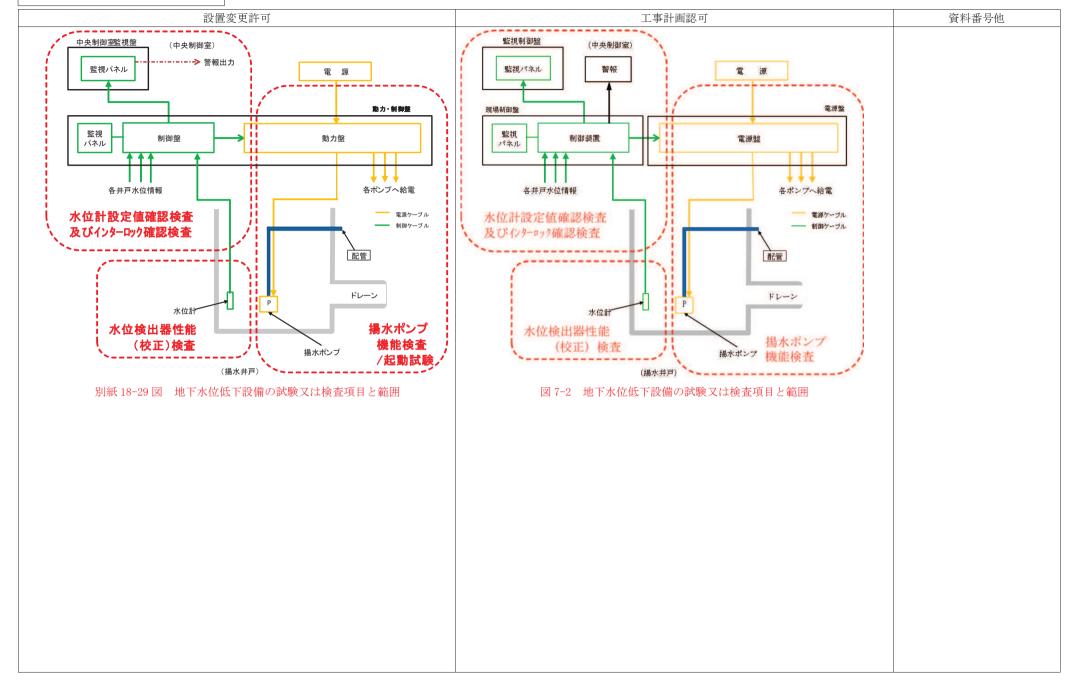
7.1.3 サーベイランスの実施方針

揚水ポンプ自動運転の設定値は、揚水ポンプの発停頻度が1時間当たり2 回程度になるよう考慮されている。したがって、運転上の制限を満足していることを確認するために、電源系及び制御系に異常がないこと、揚水井戸の水位上昇に伴い揚水ポンプが起動すること及び揚水ポンプの運転に伴い揚水井戸の水位が低下していることを、毎日1回、制御盤で確認し、LC0に関する点検結果の記録として保存する。なお、毎日1回の確認頻度は、異常の有無を常時監視している設備である計測及び制御設備を参考に設定している。

地下水位低下設備は今後新たに設置する設備であることから,運用開始後 の運転実績を踏まえて,サーベイランスの実施方法及び頻度は適時適切に見 直していく。

詳細設計を踏まえ具体化した 事項

(設計で考慮されている揚水 ポンプ発停頻度の具体化を 踏まえ、毎日1回、LCOを満 足することを確認する。)



緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可

添付資料 2 ドレーンの信頼性確保の検討

1. はじめに

ドレーンの機能喪失要因と対応の考え方を添付 2-1 表に示す。

ドレーン構造(有孔管)に起因し経時的に状態が変化するモードとして土砂流入 が考えられるが、ドレーンは耐久性・耐震性を確保したものを使用すること、有孔 部から流入する十砂は非常に緩速に堆積することから、管の閉塞に至るリスクはな い。さらに、今後予防保全対象として定期的な点検・土砂排除を行う計画とする。

工事計画認可

- 3.3 敷地の地下水位分布及び耐震評価における地下水位設定方針
- 3.3.2 耐震評価における設計用地下水位設定方針
- (5) 予測解析 (水位評価モデルを用いた定常解析)
- a. 水位評価モデルの作成 (e) ドレーンのモデル化 ニ、ドレーンの集水機能保持の前提について

(口)保守管理

既設のヒューム管内部への十砂等の流入は非常に少なく*1. ドレーン内への 十砂堆積は非常に緩速に進行する(新設する鋼管は岩盤内に設置するため、十 砂等が流入する可能性は非常に小さい).

浸透流解析において考慮するドレーンは、既設・新設のうち耐久性・耐震性・ 保守管理性が確保できる範囲として設定。十砂による閉塞以外の要因も含め、 集水機能を喪失しうる要因を網羅的に抽出した上で、設計(耐久性・耐震性の 確保) 並びに保守管理により機能を維持することが可能と整理している。また、 実機を用いた試験施工により、カメラ等によるドレーン内部の確認や高圧洗浄 による土砂の除去など、保守管理方法の成立性を確認している。(参考資料9)

更に、ドレーンは今後予防保全対象として定期的な点検・十砂排除を行うこ とから、管の閉塞に至るリスクはなく、有孔部からの流入十砂に起因するドレ ーン機能の喪失は保守的な想定である。

参考資料 9 地下水位低下設備の保守管理について

- 2. ドレーンの保守管理について
- 2.1 ドレーンの機能喪失要因と対応方法

集水機能を担うドレーン・接続桝は、閉塞による機能喪失リスクを考慮する 必要がある。設置状況や保守管理性を踏まえ、機能を喪失する可能性のある事 象を網羅的に挙げ、それらに対する対応の考え方を整理した。ドレーンの機能 喪失要因と対応の考え方を表 9-1 に示す。

ここに示すとおり、土砂流入をはじめとして、機能喪失への影響が想定され る全ての事象は、設計(耐久性・耐震性の確保)並びに保守管理により対処し、 機能維持することが可能である。

なお、ドレーンは技術基準規則第14条の要求事項への配慮の観点から、部分 閉塞を想定した設計を行っているが、ドレーンは耐久性・耐震性を確保したも のを使用すること、有孔部から流入する土砂は非常に緩速に堆積すること、今 後予防保全対象として定期的な点検・十砂排除を行うことから、管の閉塞に至 るリスクはなく, 有孔部からの流入十砂に起因するドレーン機能の喪失は保守 的な想定である。

資料番号他 補足-600-1 地盤の支持性能 について

- 記載表現の相違
- (記載を具体化。基本方針に変 更かし)
- 詳細設計を踏まえ具体化した

(ドレーン閉塞要因の分析、試 験施工の実施)

補足-600-1 地盤の支持性能 について

記載表現の相違

(記載を具体化。基本方針に変 更なし)

設置変更許可 添付 2-1 表 ドレーンの機能喪失要因と対応の考え方

機能喪失への影響が想定される事象	設計・保守管理における対応の考え方と取扱い
・経年劣化や地震により損壊し、断面形状を 保持できなくなる。	・耐久性のある材料を採用するとともに、Ss機能維持設計とする。
・ドレーンの有効範囲以外等からの雨水流 入,その他想定以上の雨水流入によりドレーンの集水能力が不足する。	・ドレーン・接続桝の集水機能の検討に当たっては、ドレーンの有 効範囲以外等からの雨水流入の可能性を考慮、また、湧水量を 大きく評価するように透水係数を設定したうえで流入量を確認し、 必要に応じて設計に反映する。(排水機能にも係る事項であり、 ポンプ、配管設計にも反映する)
・ 土砂流入により閉塞又は通水断面が減少 し、集・排水機能を喪失する。	・堆砂実績を踏まえ、十分な余裕を有する断面を有する管径を設定するとともに、定期的な点検、土砂排除を実施する。 - 有孔部(ヒューム管 ¢ 25mm、塩ビ管 ¢ 7mm)から管内への土砂流入は微量であり、有孔部に対し管径が十分大きく、土砂堆積による通水断面の減少は非常に緩慢*1*2に進行することから、十分な余裕を有する断面を持つことで機能喪失には至らない。 - また、設置状況や管径に応じて、既設ドレーンにアクセスすることを目的とした保守管理用立坑を設置することにより保守管理性の向上を図る。
・地盤改良工事等による目詰まり等により 集・排水機能を喪失する。	・施工時の規制を行う。(施工方法の検討)

- ※1 有孔ヒューム管・有孔塩ビ管は、岩盤を掘り下げて設置しており、透水層が管周囲に充填される構造のため、管内への土砂供給が非常に少ない。
- ※2 有孔ヒューム管の至近の目視確認結果では、設置後20年以上が経過しているが底部に僅かに堆積が確認される程度。堆積土砂はシルト相当。(添付資料1)

工事計画認可 表 9-1 ドレーンの機能喪失要因と対応の考え方

機能喪失への影響が想定され る事象	設計・保守管理における事象への対応	設計上の考慮	機能表 失の想 定
経年劣化や地襲によりドレー ンが損暴し、断面形状を保持 できなくなる。	・耐久性のある材料を使用するとともに、耐震性 (Ss機能維持)を確保する設計とする。	要	不要
ドレーンの有効範囲以外等か らの雨水流入、その他想定以 上の雨水流入によりドレーン の集水能力が不足する。	 湧水量の算定においては、設置される全てのドレーンからの 液入を考慮する。また、湧水量を大きく算定するように透水 係数を設定し、得られた湧水量を包絡するスペックの掲水ポ ンプ能力を設定する。 	要	不要
土砂淀入により間塞又は過水 断面が減少し、集・排水機能 を喪失する。	・既設ヒューム管内部のカメラ調査結果から、ドレーンの設備 供用開始後の堆積土砂は僅かである。 (有孔部(ヒューム管 6 25mn, 鋼管 6 7mm) から管内への土砂流 人は微量であり、有孔部に対し管径が十分大きく、土砂堆積 による通水断面の減少は井常に緩慢****に進行する。) ・ドレーンは設計湧水量に対し十分な排水能力が破保されてい る。新設ドレーンは設計湧水量に対して十分な排水能力を確 保されるよう設計する。 ・予防保全として、定期的な点検、土砂排除を実施する。	W	慶
地盤改良工事等による目詰ま り等により集・排水機能を喪 失する。	・施工方法や規則等によりドレーン液入を防止する。 ・施工後のドレーン状況の確認を行う。	变	不要
バクテリア影響によりドレーンに目詰まりが生じ、集水機能を喪失する。	 第2号機、第3号機の既設ヒューム管はそれぞれ設置から約35年。18年経過しているが、内部カメラ調査結果から、同影響による目詰まり等は確認されていない。 バクテリアが大量に増殖するためには豊富な有機物が常に供給される必要があるが、本設価は地下の湧水を集水している設備であり、定常的に有機物が少ない穀貨下であることを確認しておりバクテリアが増殖し機能喪失することは考えにくい(表9-2)。 主た、構内排水は生活排水とは独立した系統を有しており、発電所周辺において大きな環境変化も予定されておらず、今後も有機物の供給の急激な増加はないと考えられる。 予防候全として、定期的な点検を実施する。 	不要	不要
鉄酸化細菌 (鉄パクテリア) によりドレーンに目詰まりが 生じ、集水機能を喪失する。	 地下水は中性であること。また鉄分含有量が少ないことを確認しており鉄バクテリアが増殖し機能喪失することは考えにくい(表9-2)。 予防保全として、定期的な点検を実施する。 	不要	不要

- *1 ヒューム管は、岩盤を掘り下げて設置しており、砕石が管周囲に充填される構造のため、管内への土砂供給が非常に少ない。
- *2 ヒューム管の型近の目視確認結果では、設置後 20 年程度(2 号機:約 23 年,3 号機:約 16 年)が経過して いるが底部に備かに堆積が確認される程度。堆積土砂はシルト相当。(参考資料 1-1)

資料番号他 詳細設計を踏まえ具体化し た事項

(工事計画認可では、ドレーン の機能喪失要因を更に検討 し、バクテリア影響に対する 考察を追加。)

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可

2. ドレーン・接続桝の機能喪失事象への信頼性確保の考え方

ドレーンの敷設状況等を踏まえた保守管理方針を整理した。ドレーンの保守管 理方針を添付 2-2 表に示す。

既設の接続桝又はドレーンに接続された保守管理用の立坑を新たに構築する 等、保守管理性の向上策もあわせて検討する。

なお、既設の2号炉原子炉建屋及び3号炉海水熱交換器建屋基礎版下部にある ような径が 6100 mmの有孔塩ビ管の保守管理に当たっては、添付2-2表のとおりカ メラ等で状況の確認ができ機能喪失時の対応も可能と考えられるものの、機能喪 失時の検知及び修復に不確実性があるものと考えられることから、耐震性及び耐 久性を有していたとしても保守管理に期待せずドレーンの機能喪失を前提とした 設計(管路ではなく透水層)とする方針とする。

添付 2-2 表 ドレーンの保守管理方針

		構成部位(例)			ドレーンの点検内容			
	区分	有孔ヒューム管・ 接続桝	有孔塩ビ管	手段	点検対象と確認内容	異常時の対応		
I	全城立入可能	φ800mm(全範囲), φ1,050mm(全範囲)	_	• 目視	・損傷等の有無,土砂堆積 状況等から,通水断面が 保持されていることを確認 する。	・詳細調査を行い、必要 な対策を実施する。		
п	カメラ等により部分的に確認可能	φ500mm (流未部)	φ 100mm (2号炉R/B直下 3号炉Hx/B直下	カメラ等	・損傷等の有無,土砂堆積 状況等から,通水断面が 保持されていることを確認 する。			
Ш	流末部※1の断面の確 認及びトレーサー試験 等により確認可能	φ 500mm (流末部以外)	_	 流末部の断面を Ⅱにより確認※2 トレーサー試験等 	□ より通水断面が保持されていることを確認する。 トレーサー試験等により通水経路の連続性が保持されていることを確認する。	 Ⅱの範囲と同様の状態 にあるものと考え、詳細 調査を行い、必要な対 策を実施する。 		

- ※1・海末部とは 同径の笠の最下海部を表す (有孔とューム笠(よ500mm)は立入りできたいが、最下海部の接続機を全してよ800mm・41 050mmの有孔とューム笠と会会して いろため、最下流部周辺は目視・カメラ等による確認が可能である)
- ※2:以下に示す理由から、ドレーンは一定の品質が確保され、供用環境も同様と考えられるため、通常時は流末部で外観点検を行うことで異常等の検知が可能である。
 - a 施工方法・仕様の共通性: ドレーンは同時期に同一施工体制のもと設置されており、開削により露出した岩盤上に同様の施工管理基準のもと設置されている。
 - b. 建設時記録の信頼性: ドレーンは同時期に同一施工体制のもと設置されており, 施工記録等により設置時の情報を確認できる。 c. 耐久性・耐寒性(S機能維持)が確保されている。

 - こ 前ノスに ***の近にから後にある。 (岩倉標道、外力(土板り)の変動が小さい、地下空間のため紫外線等の劣化要因が少ない、流入する地下水に有害な物質が含まれない等)
 - e. 流末部は土被りが最大(作用荷重最大)であり、設計上最も厳しい部位である。

工事計画認可

参考資料 9 地下水位低下設備の保守管理について

2.2 ドレーンの保守管理性の確保方法

ドレーンの機能喪失事象を踏まえ、保守管理性を有することについては、経 路の連続性に関する確認、通水断面の確保の可否により判断する。ドレーンの 構造・形状別の部位に応じた保守管理性の確保方法について、表 9-3 のとおり 整理した。

ここで、表 9-3 における「流末部」とは同径の管の最下流部を表す。ヒュー ム管 (φ500mm) は立入りできないが、立入り可能なφ800mm、φ1050mmのヒュ ーム管については、最下流部の接続桝や近傍の保守管理立坑からアクセスでき、 目視・カメラ等による確認が可能である。

表 9-3 保守管理性の確保方法

loo t l		設置状況	と調査項目*	保守管理性の確保方法			
部位	立入	カメラ	トレーサー試験+流 末部確認	経路の連続性 確認方法	確保方法通水断面の 確保方法設計 (Ss 機能維持)維持管理 (定期的な点検・土 砂排除)		
鋼管 (φ 142.5mm)	×	0	×	・カメラ			
ヒューム管 (φ500mm)	×	Δ	0	・トレーサー試験・流末部の確認(カメラ・目視)	.,		
ヒューム管 (φ 800mm) ヒューム管 (φ 1050mm)	0	0	0	・目視(人の立入)・トレーサー試験・流末部の確認 (カメラ・目視)	砂排除)		

*:各部位における調査可否(○全範囲可, △部分的に可, ×不可)

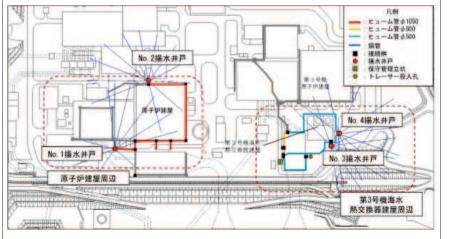


図 9-1 保守管理範囲の概要図

資料番号他

補足-600-1 地盤の支持性能 について

詳細設計を踏まえ具体化し た事項

(工事計画認可ではドレーン 各部位へのアクセス性を踏 まえた保守管理方法等の情 報を追加)

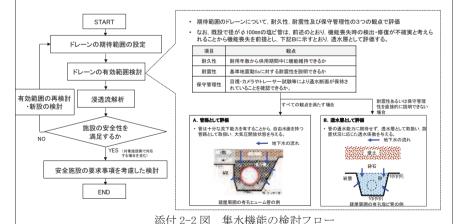
緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

表 9-4 全部位へのアクセス性 エリア 生な構成部位 アクセス性 「原子炉建原周辺 ヒューム管 (* 1050 mm) ・ No.1, 2 揚水井戸内にステージを設け接続 部から直接、人がアクセスできる 解管 ・ No.1, 2 揚水井戸内の作業ステージから力 メラ、洗浄ホースが挿入できる * No.3, 4 揚水井戸の接続部または下流側の保守管理立坑から水井戸の接続部または下流側の保守管理立坑から水井戸の接続部またはトレーサー投入孔から洗井戸の技統部のトレーサー投入孔から洗料回収できる。・ No.3, 4 揚水井戸の接統部のトレーサー投入孔から洗料回収できる。・ No.3, 4 揚水井戸の接統部のトレーサー投入孔から洗浄用ホースが挿入できる。・ No.3, 4 揚水井戸内を統計のトレーサー投入孔がら洗浄用ホースが挿入できる。・ No.3, 4 揚水井戸内の作業ステージからカメラ、洗浄ホースが挿入できる。・ No.3, 4 揚水井戸内の作業ステージからカメラ、洗浄ホースが挿入できる。・ No.3, 4 揚水井戸内の作業ステージからカメラ、洗浄水ーのが増入できる・ No.3, 4 揚水井戸内の作業ステージからカメラ、洗浄水ーのが挿入できる・ No.3, 4 揚水井戸内の作業ステージからカメラ、洗浄水上のが挿入できる・ No.3, 4 揚水井戸内の作業ステージからカメラ、洗浄水上のが開入によりた場上が開発を選上なれてがキューム等で土砂町収を実施する・ * 2: 保守理定が及びトレーサー段入孔は直接乗・排水構能を申うものではないことから、設計基準対象施設には送当しないが、ドレーシの有効範囲を推荐していくために必要であることを稽まえ、正常地理動が5: に対する構定維持と図る。	
正 上 上 上 上 上 上 上 上 上	
原子炉建屋周辺	
(
第 3 号機海水熱	
(
第3号機海水熱 ヒューム管*1 (6800 mm, 6500 mm) ・No.3,4揚水井戸の接続部または下流側の保守管理立坑からカメラが挿入できる・No.3,4揚水井戸の接続部またはトレーサー投入孔からトレーサーを投入でき、下流側の保守管理立坑から試料回収できる。・No.3.4揚水井戸の接続部のトレーサー投入孔から洗浄用ホースが挿入できる。・No.3.4揚水井戸内の作業ステージからカメラ,洗浄ホースが挿入できる。・No.3.4揚水井戸内の作業ステージからカメラ,洗浄ホースが挿入できる 400 mm ・No.3.4 揚水井戸の接続部のトレーサー投入孔がら洗浄用ホースが挿入できる。・No.3.4 揚水井戸内の作業ステージからカメラ,洗浄ホースが挿入できる・No.3.4 揚水井戸木の作業ステージからカメラ,洗浄ホースが挿入できる・No.3.4 揚水井戸またはトレーサー投入孔より洗浄水を送水し、下流側の保守管理立坑といてパキューム等で土砂回収を実施する・No.3.4 揚水井戸またはトレーサー投入孔は直接集・排水機能を担うものではないことから、設計基準対象施設には該当しないが、ドレーンの有効範囲を維持していくために必要であることを踏まえ、	
一投入孔からトレーサーを投入でき、下流側の保守管理立坑から試料回収できる。 「No.3.4 揚水井戸の接続部のトレーサー投入孔から洗浄用ホースが挿入できる。 一般の3.4 揚水井戸内の作業ステージからカース・No.3,4 揚水井戸内の作業ステージからカース・No.3,4 揚水井戸内の作業ステージからカース・No.3,4 揚水井戸大の作業ステージからカース・No.3,4 揚水井戸またはトレーサー投入・洗浄ホースが挿入できる 注記*1: 土砂の堆積状況により土砂排除が必要と判断した場合は、上流側の揚水井戸またはトレーサー投入れより洗浄水を送水し、下流側の保守管理立坑においてバキューム等で土砂回収を実施する *2: 保守管理立坑及びトレーサー投入れは直接集・排水機能を担うものではないことから、設計基準対象施設には該当しないが、ドレーンの有効範囲を維持していくために必要であることを踏まえ、	
流側の保守管理立坑から試料回収できる。 ・No.3.4 揚水井戸の接続部のトレーサー投入孔から洗浄用ホースが挿入できる。 鋼管 ・No.3,4 揚水井戸内の作業ステージからカメラ,洗浄ホースが挿入できる 注記*1: 土砂の堆積状況により土砂排除が必要と判断した場合は、上流側の揚水井戸またはトレーサー投入孔より洗浄水を送水し、下流側の保守管理立坑においてバキューム等で土砂回収を実施する *2:保守管理立坑及びトレーサー投入孔は直接集・排水機能を担うものではないことから、設計基準対象施設には該当しないが、ドレーンの有効範囲を維持していくために必要であることを踏まえ、	
る。	
・ No.3. 4 揚水井戸の接続部のトレーサー投入孔から洗浄用ホースが挿入できる。 鋼管 ・ No.3, 4 揚水井戸内の作業ステージからカ (φ 142.5 mm) メラ,洗浄ホースが挿入できる 注記*1: 土砂の堆積状況により土砂排除が必要と判断した場合は、上流側の揚水井戸またはトレーサー投入孔より洗浄水を送水し、下流側の保守管理立坑においてバキューム等で土砂回収を実施する *2:保守管理立坑及びトレーサー投入孔は直接集・排水機能を担うものではないことから、設計基準対象施設には該当しないが、ドレーンの有効範囲を維持していくために必要であることを踏まえ、	
鋼管	
(φ142.5 mm) メラ,洗浄ホースが挿入できる 注記*1:土砂の堆積状況により土砂排除が必要と判断した場合は、上流側の揚水井戸またはトレーサー投 入孔より洗浄水を送水し、下流側の保守管理立坑においてバキューム等で土砂回収を実施する *2:保守管理立坑及びトレーサー投入孔は直接集・排水機能を担うものではないことから、設計基準 対象施設には該当しないが、ドレーンの有効範囲を維持していくために必要であることを踏まえ、	
注記*1: 土砂の堆積状況により土砂排除が必要と判断した場合は、上流側の揚水井戸またはトレーサー投入孔より洗浄水を送水し、下流側の保守管理立坑においてバキューム等で土砂回収を実施する *2:保守管理立坑及びトレーサー投入孔は直接集・排水機能を担うものではないことから、設計基準 対象施設には該当しないが、ドレーンの有効範囲を維持していくために必要であることを踏まえ、	
入孔より洗浄水を送水し、下流側の保守管理立坑においてバキューム等で土砂回収を実施する*2:保守管理立坑及びトレーサー投入孔は直接集・排水機能を担うものではないことから、設計基準 対象施設には該当しないが、ドレーンの有効範囲を維持していくために必要であることを踏まえ、	
*2:保守管理立坑及びトレーサー投入孔は直接集・排水機能を担うものではないことから、設計基準 対象施設には該当しないが、ドレーンの有効範囲を維持していくために必要であることを踏まえ、	
対象施設には該当しないが、 ドレーンの有効範囲を維持していくために必要であることを踏まえ、	
基準地震動Ssに対する機能維持を図る。	

設置変更許可

3. 集水機能の信頼性の検討

設計用地下水位の算定(浸透流解析)に用いるドレーンの有効範囲は,添付2-2図に示すフローに従い設定することで信頼性を確保する。



(5) 予測解析(水位評価モデルを用いた定常解析)

- a. 水位評価モデルの作成
- (e) ドレーンのモデル化
- i.有効範囲の設定

集水機能に寄与するドレーンの有効範囲について、新設及び既設範囲のうち 信頼性が確認された範囲に限定することで水位を高めに評価する。

T.事計画認可

ドレーンの有効範囲の設定プロセスを参考資料5に示す。

設計用地下水位の算定に用いる予測解析において設定するドレーンの有効範囲は、図3.3-23に示す集水機能の基本検討フローに従い、以下の考え方で設定することにより信頼性を確保する。

- ・評価対象施設等の配置などを勘案し、既設ドレーンの期待範囲を設定する。 ドレーンは、耐久性、耐震性並びに保守管理性の3つの観点から、全てを満 足するものは管路として、それ以外は設置状況に応じて透水層又は周辺の地 盤に分類する。
- ・浸透流解析を踏まえ、施設の安全性を確保できるよう、ドレーン有効範囲の 設定や必要な範囲への新設を検討する。
- ・技術基準規則第14条(安全設備)の要求事項(多重性及び独立性)に配慮した設備構成とする。

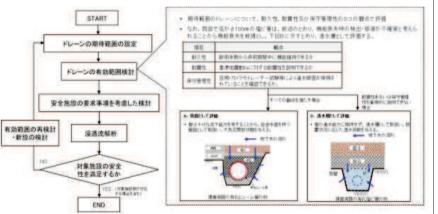


図 3.3-23 集水機能の信頼性に係る基本検討フロー

資料番号他補足-600-1 地盤の支持性能について

・記載表現の相違 (記載を具体化。基本方針に変 更なし)

記載表現の相違

(図3.3-25集水機能の信頼性に係る詳細検討フローと整合するよう記載適正化を図っている(「安全施設の要求事項を考慮した検討」を浸透流解析の前に移動)が基本方針に変更なし)

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可

ドレーンの状態に対応したパターンと浸透流解析上の取扱いを添付 2-3 図に示す。

類	分	1	該当箇所		各観点に対する図	価		- 3	分類 ^{並3}	浸透	登流解析上の取扱い
- ・構造の極限は直接		ドレーンの状態		耐久性	耐農性	保守管理性	1				 部の組みを表すを影響を大切を扱う
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##				0	_	 構造の確認は直接 目視・カメラ等に よる。(代表位置 (流末部)におけ 				70/	れ、構造を確認できることから、プ 気圧開放状態とする。 (透水係数は管内空相当の空隙か
1	A-1		有孔ヒューム管		震時の発生断面力が許容 値(ひび割れモーメント)を下回ることを確認 する。幸1 ・接続桝は、発生応力度が コンクリートおよび鉄筋 の許容応力度を下回るこ	で担保され、供用環境 が今後も変わらないこ とから、設置時の状態 が維持される。 ・ただし、直接的な確認		管		(元音を (元音を) (元を) (元を) (元を) (元を) (元を) (元を) (元を) (元	
(○	Δ=9	(英郎					۱		A 2		・岩盤と躯体に囲まれた範囲は保
・ドレーンは音像と解をに囲きれたとの例と、		(利政)公物日)				_	H١				きないため、透水層として考慮し、
(C) (一) 水 層 (以 1) (一) 水 層 (以 1) (下) (以 1) (下) (以 1) (下) (以 1) (u	B-1	- Nov	(3号炉Hx/B直		・ドレーンは岩盤と躯体に囲まれた範囲に設置されることから、Ss地震時に管の 設置空間が保持されること (岩盤がせん断破壊しない	・建設以降,工事履歴 から機能に影響を与 えるも整弦改良他が実 施されておらず供用 環境が変わらない。 (工事規制により環境 維持) なお、構造は流末部 の目視確認から確認			B-1	#3.50 #3.00 # 875.000	
B-2 (RB-T)B		NAME OF TAXABLE		0	ドレーンは岩盤を掘り込ん	(-)		水			
(辞英簡明辺) - 3年 (B-2	<u>+</u> ©	(R/B∼T/B		直上の盛士等による上載 土圧が作用するため、管 の内空が確保されることを 期待できないが、周辺岩 盤の形状は保持され、高				B-2	The state of the s	 管の内空保持が期待できないが 周辺の岩盤形状は保持され、高 透水性材料及び上部から流入す る砕石を透水層として考慮し、ご 状況に応じた透水係数を設定す
- 「 * ドレーンとして解析セチ、			有孔塩ビ管 (排気筒周辺)							# (2000)	
	C-1	有引進亡者 (少250) 1号が原子が建星		0	×	×		周辺の	C-1		ドレーンとして期待せず、周辺の 地盤相当として取扱う。
有孔塩C管 (3号971/5度 C-2 類待したい 下	 C-2	(期待! かい)	(3号炉T/B直		_	_		盤	C-2	非考慮	

添付 2-3 図 ドレーンの状態に対応したパターンと浸透流解析上の取扱い

安全施設の要求事項についての検討においては、ドレーンの設置状況等に応じて、多重性及び独立性を確保する揚水ポンプ、揚水井戸の配置を検討する。

これらを踏まえて設定した集水機能の信頼性の詳細検討フローを添付2-4図に示す。

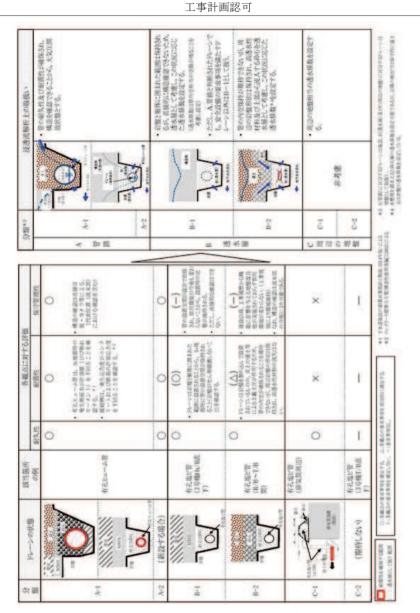


図3.3-24 ドレーンの状態に対応した分類と浸透流解析上の取扱い

資料番号他

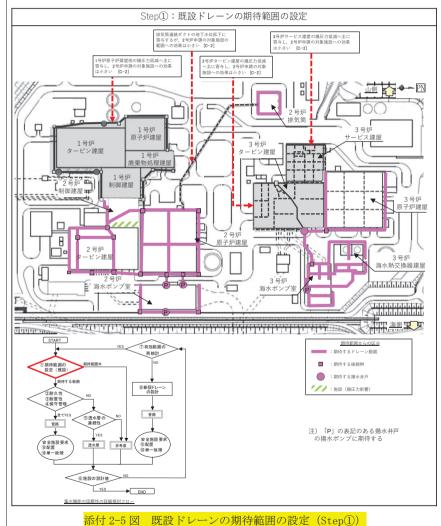
・記載表現の相違(基本方針に変更なし)

設置変更許可 工事計画認可 資料番号他 【施設の設計値を満足するドレーン範囲の検討】 【施設の設計値を満足するドレーン範囲の検討】 START / 7)有効節囲の再給計 記載表現の相違 START (保守管理立坑等※1により 有効範囲の再検討 保守管理用立坑等の新設検討, 既設ドレーンの期待範囲の再設定 (基本方針に変更なし) 有効範囲が広がるか) (保守管理用立坑等**によ 保守管理用立め等の新設権制、機関・レーンの網通顧期の連盟等 1)既設ドレーンの 布効範囲が広がる: 期待範囲の設定 SHE NO SEL 期待節用外 期待範囲の設定 ドレーンの新設 期待する範囲 【ドレーンの有効範囲検討】 ・ドレーンの発現 開海する範囲 【ドレーンの有効範囲検討】 (耐雷性あるい)は保守管 理性を直接的に示せない。 (耐震性あるいは保守管 理性を直接的に示せない 2耐久性はあるか ⑧新設ドレーン φ100mm有孔塩ビ管他) ③管の耐震性を示せるか 耐久性はあるか (構造物の跨ぎ部や 非岩着部が存在する等 地震時に連続性を確保 の設計 NO (構造物の調ぎ部や 非営着部が存在する等 地震時に連続性を確保 できない) 000m有孔堡亡管他 ③管の制震性を示せるか ④管の保守管理が可能が の時計 面質の保守管理が可能が 管路として要件を満 できない) ⑤透水層の連続性 たす設計とする。 管路として要件を満 全てYES ⑤透水層の連続 が期待できるか (A-1) (A-2) たす段計とする。 AT YES が期待できる (A-2) 管路 (B-1.2) YES (B-1.2) view (C-1). 诱水層 (s) (s)非卖廠 (間辺の地盤相当) (s) 浸透流解析の実施 浸透流解析の実施 (想定故障ケース毎に解析) 十分な地下水位の低下効果が見込まれない場合 (機能等失モード毎に軽折) 十分な地下水位の低下効果が見込まれない場合 NO ・ドレーン容量等に十分な余裕が確保できない場合 ⑥施設の設計値を満足できるか の ・ Fレーン容量等に十分な余裕が確保できない場合 ⑥斑説の設計値を満足できるが ドレーン容量等に十分な余裕があるか レーン容量等に十分な余裕があるか ※1:ドレーンの保守管理に用いる保守管理用立坑等は直接集・排 **ロドレーンの保予管理に用いる保予管理等立方場は直接的に 集技が機能を持つものではないことから原計を要う管理的に は貧弱しないが、トレーンの無効管理制格を必要であること ではまる、ドレーンと同様に基準を裏性がに対する機能発行 を図る方針とする。 ⑪継続的な保守管理の実施 水機能を担うものではないことから設計基準対象施設には該 しないが、ドレーンの有効範囲維持に必要であることを踏ま え、ドレーンと同様に基準地震動Solに対する機能維持を図る の継続的な保守管理の実施 (施設側で対応する場合を含む) (施設制で対応する場合を含む) 【安全施設の要求事項を考慮した検討】 【安全設備の要求事項を考慮した検討】 サブルーチン S サブルーチン [安全施設の要求事項の検討] S サブルーチン 【安全設備の要求事項の検討】 ⑨設置許可基準規則第12条 ②技術基準規則第14条 の要求を満足する配置か※2 の要求を満足する配置から 多重性又は多様性 ·多重性又(3多種性 独立性 等 独立性 等 NO ドレーン配置検討 ドレーン配置検討 場水井戸・ポンプ配置検討 ・擦水井戸・ボンブ配置検討 (B-12) ①単一故障※2 透水層 ⑩ 単一放瞳 に対応可能か 対応可能が ドレーンは管路と ドレーンは管部として (A-2) (A-2) 管路 して要件を満たす設計とする。 の要件を満たす設計 メインフローに関る メインフローに戻る ※2 単一故障としては、短期間では動的機器(揚水ポンプ)の単一故障、 *2 単一故障としては、短期間では動的後期(根水ボンブ)の単一故障。 長期間では動的機器(揚水ボンブ)の単一故障又は想定される静的 機器の単一故障(ドレーン閉塞)のいずれかを仮定し、集水機能が保 長期間では動的機器(場外ボンガ)の単一故障対は静的機器の単一故障(ドレーン開意)のいずれかを仮定の上、配置を検討する。 浸透流解析上の取扱い 漫透流解析上の取扱い 持されるよう配置を検討する。 添付 2-4 図 集水機能の信頼性の詳細検討フロー 図3.3-25 集水機能の信頼性に係る詳細検討フロー

設置変更許可

次に、集水機能の信頼性の詳細検討フローに基づく各プロセスの検討内容の例を示す。ここでは早期に影響が現れる施設の揚圧力影響の低減に着目し、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置することし、集水及び排水機能に係る設備構成の検討を行った。

まず、「①既設ドレーンの期待範囲の設定」として、2号炉申請時において、施設の揚圧力影響低減への寄与が大きいと考えられる既設ドレーン範囲を抽出した。既設ドレーンの期待範囲を添付2-5図に示す。



参考資料 5 浸透流解析におけるドレーンの有効範囲の設定結果

工事計画認可

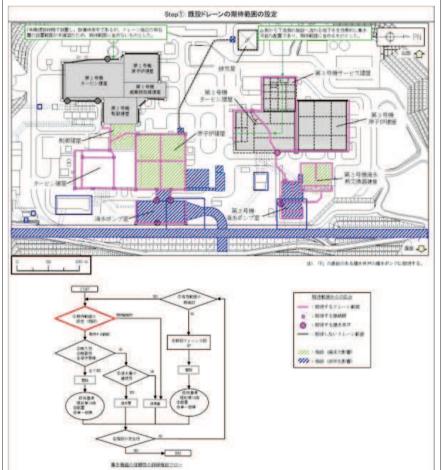


図 5-4 既設ドレーンの期待範囲の設定 (Step(1))

・詳細設計を踏まえ具体化した

資料番号他

補足-600-1 地盤の支持性能

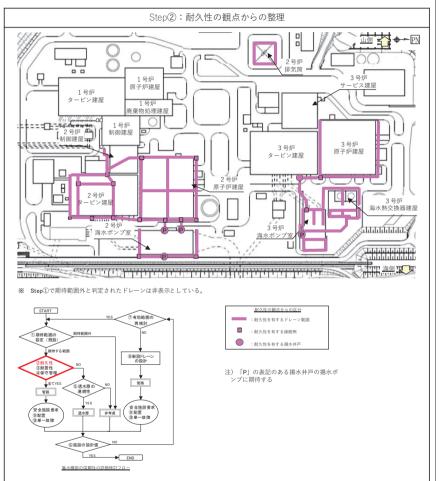
について

(3号機エリアの一部は、山側から下流側へ流れる地下水を効果的に集水可能であるため、期待範囲に含めるものとした。また、詳細設計段階における検討を踏まえ、排気筒周辺にはドレーンを新設せず、安全性を確保する方針とした。)

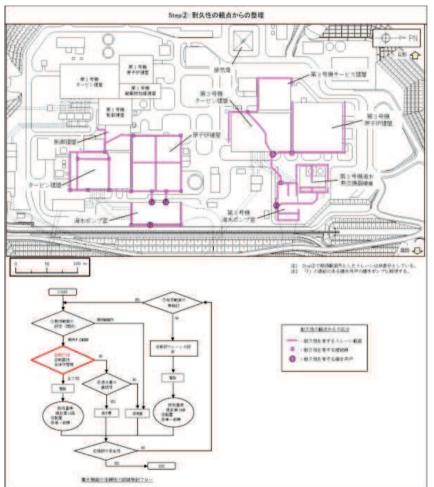
以下、各ステップの図は工事 計画認可において上下反転

設置変更許可

続いて、「②耐久性」の観点からは全てのドレーン(有孔ヒューム管・有孔塩 ビ管)が有効と判断される。耐久性に関する確認結果は添付資料2に示すとおり である。耐久性の観点からの整理結果を添付2-6図に示す。



添付 2-6 図 耐久性の観点からの整理結果 (Step2)



工事計画認可

図 5-5 耐久性の観点からの整理結果 (Step2)

. 記載表現の相違

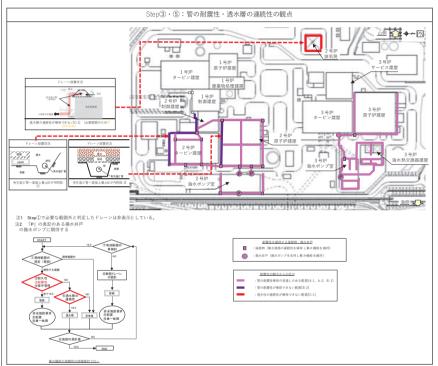
(Step①で期待した全範囲が 耐久性有りと判断)

資料番号他

「③・⑤耐震性・透水層の連続性」の観点からは、盛土荷重が直接作用する一部の塩ビ管を除き、現状構造でSs機能維持を確保できる見通しである。

なお, 耐震性の確認結果は工事計画認可段階で提示する。

管の耐震性・透水層の連続性の観点からの整理結果を添付2-7図に示す。



添付 2-7 図 管の耐震性・透水層の連続性の観点からの整理結果 (Step3・5)

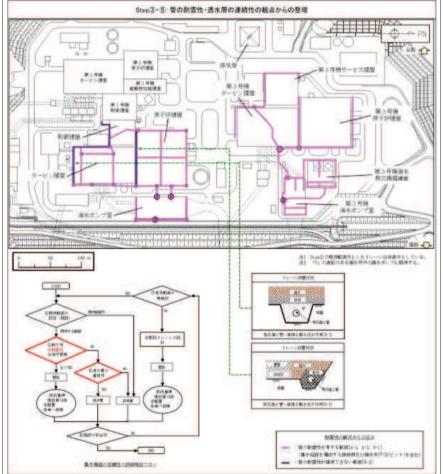
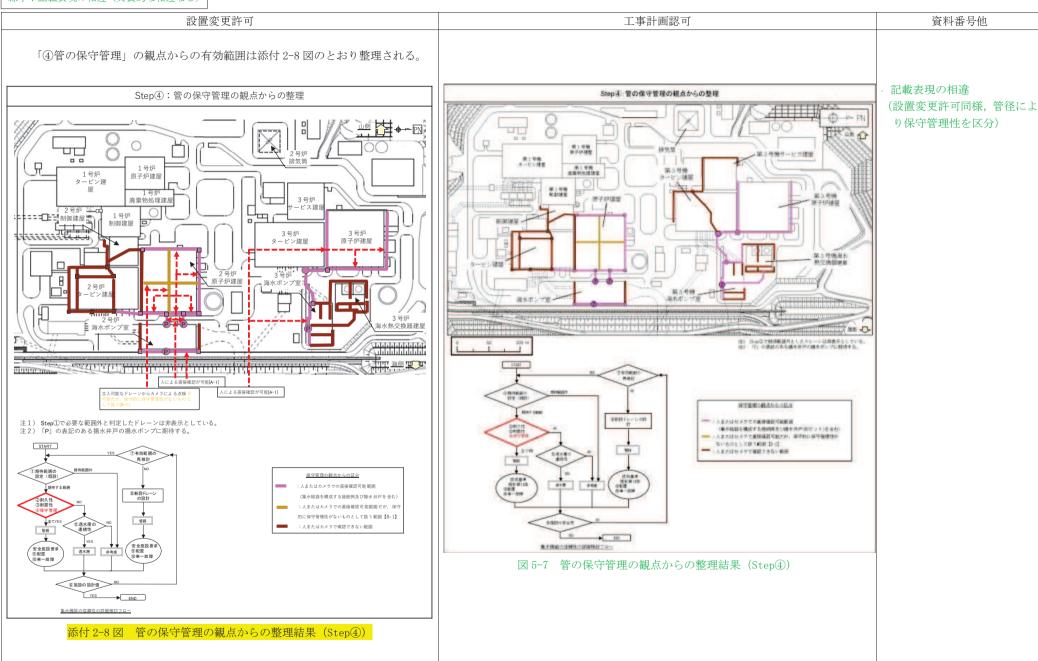


図 5-6 管の耐震性・透水層の連続性の観点からの整理結果 (Step③・⑤)

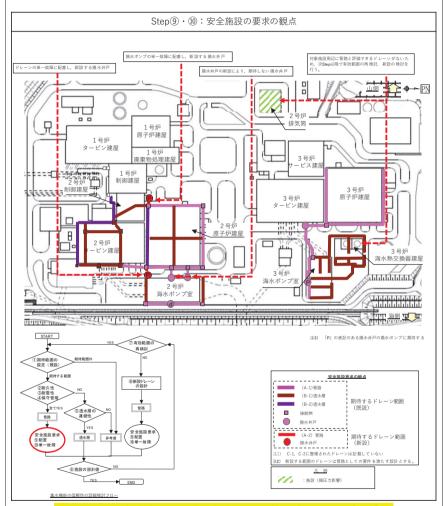
記載表現の相違

(最終的に管路として扱うドレーンの耐震性の確認結果は、別途耐震計算書にて説明)

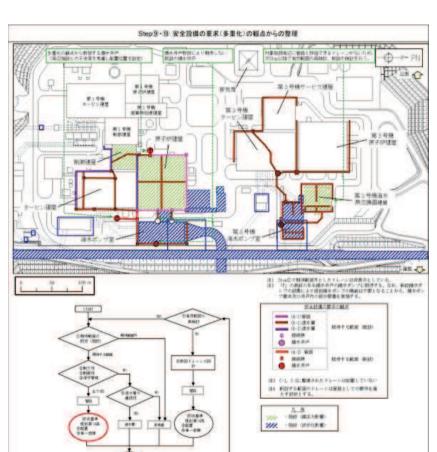


設置変更許可

安全施設の要求の観点から、2号炉原子炉建屋において、揚水井戸の新設が必要と整理される。安全施設の要求の観点からの整理結果を添付2-9図に示す。



添付 2-9 図 安全施設の要求の観点からの整理結果 (Step⑨・⑩)



工事計画認可

図 5-8 安全設備の要求の観点からの整理結果 (Step 9・10)

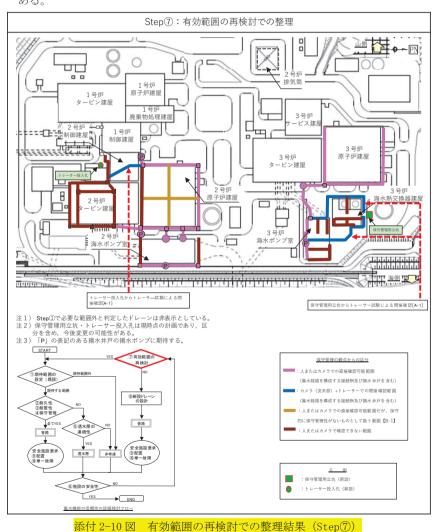
集水機能の信頼性の詳細検証フロー

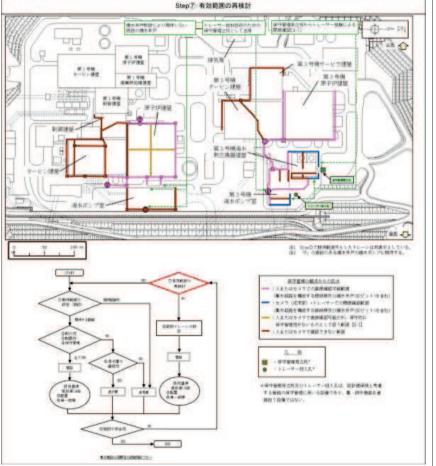
・詳細設計を踏まえ具体化した 事項

資料番号他

(周辺施設との干渉等を考慮 し揚水井戸の配置位置を設 定。また、既設の揚水ポンプ の取扱いを踏まえ記載適正 化(2号機海水ポンプ室周 辺))

「⑦ 有効範囲の再検討」において、施設の設計値を満足できない範囲について、保守管理立坑等の追加により保守管理範囲を拡大し、ドレーンの有効範囲の再検討を行う。添付2-10図に示す有効範囲の再検討での整理結果は、3号炉海水熱交換器建屋及び2号炉制御建屋について、有効範囲の拡大を目的として、保守管理立坑等を追加した例であり、今後の点検実績の反映等により変更の可能性がある。





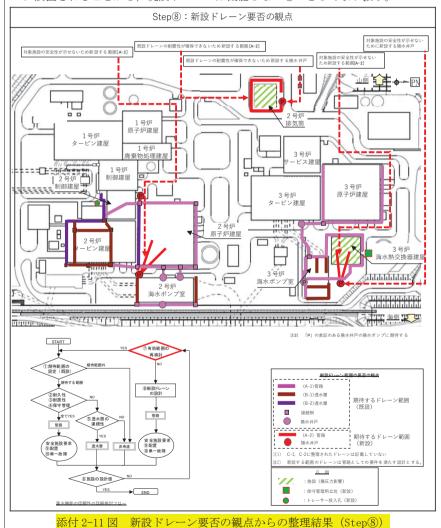
詳細設計を踏まえ具体化した 事項

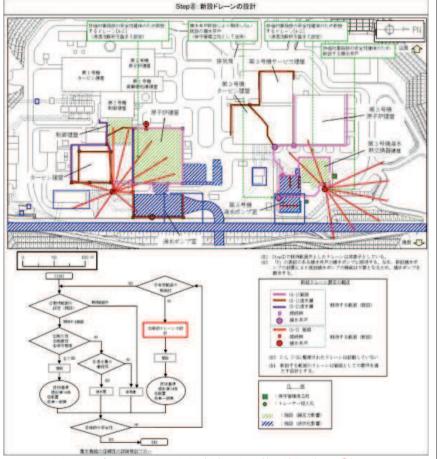
(保守管理性を確保するための保守管理立坑・トレーサー投入孔の配置検討結果を反映)

図 5-9 有効範囲の再検討での整理結果 (Step?)

「⑧新設ドレーンの要否」の観点から、施設近傍の既設ドレーンに期待できない排気筒周辺や、施設直下の既設ドレーンに期待できない2号炉原子炉建屋や3号炉海水熱交換器建屋において、新設が必要と整理される。新設ドレーン要否の観点からの整理結果を添付2-11図に示す。

なお、本検討において新設ドレーンは施設直下の既設ドレーンよりも深い位置 に設置されることから、既設ドレーンは機能しないものとして取り扱う。





詳細設計を踏まえ具体化した 事項

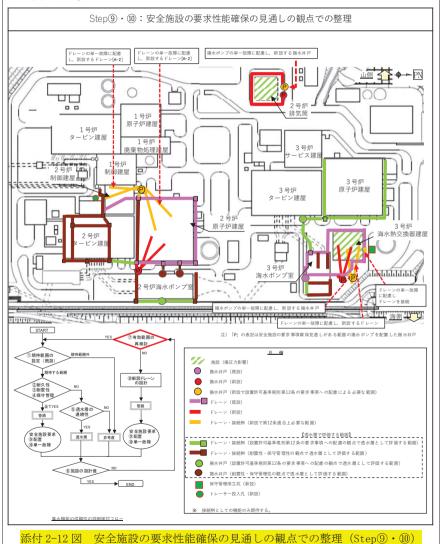
(詳細検討結果を踏まえ,2号機排気筒へは新設を行わず,2号機原子炉建屋と3号機海水熱交換器建屋周辺にでレーンを新設することでで全性を確保する設計とした。新設ドレーンの配置は浸透流解析結果を踏まえ設定した。なお、施設直下の既設ドレーン(φ50mm有孔塩ビ管)は設置変更許可同様考慮しない設計とした。)

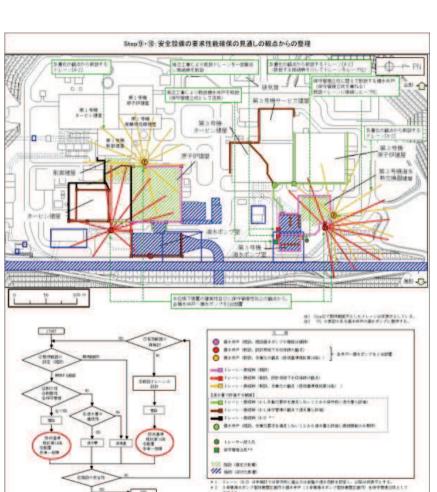
図 5-10 新設ドレーン要否の観点からの整理結果 (Step®)

設置変更許可

添付 2-11 図までで整理したドレーン範囲のうち、安全施設の要求性能確保の見通しの観点での整理結果を添付 2-12 図に示す。

安全施設の要求性能の確保に当たっては,「2. 安全施設への要求事項を参照した設備構成の検討」に示すとおり短期・長期の単一故障を想定し多重性及び独立性を確保するため、揚水ポンプの多重化やドレーン・揚水井戸の配置上の配慮が必要となる。





工事計画認可

図 5-11 安全設備の要求性能確保の観点からの整理結果 (Step ⑨・⑩)

東水機能の貨費性の計画条例では

資料番号他

詳細設計を踏まえ具体化した 事項

(設置変更許可同様, 揚水井 戸・ポンプの多重化(各エリ ア2系統設置)等を行う。な お,詳細設計段階の検討を踏 まえ,各揚水井戸へ揚水ポン プを2台設置する設計とし た旨を記載。)

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可

参考資料 5 浸透流解析におけるドレーンの有効範囲の設定結果

補足-600-1 地盤の支持性能 について

資料番号他

記載表現の相違(実質的な相違なし)

集水機能の信頼性の詳細検討フローに基づく有効範囲の設定例のまとめを添付2-13 図に示す。本図はこれまでに整理したドレーンの有効範囲をまとめたものであり、設置許可基準規則第3条第2項、同第4条及び同第12条の要求を考慮した設備構成例である。

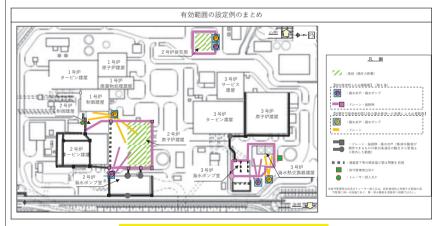
建物・構築物の揚圧力影響(設置許可基準規則第4条)の低減に着目した施設 (原子炉建屋、制御建屋、排気筒、3号炉海水熱交換器建屋)に対し、条文適合 上必要な集水及び排水機能の範囲は、設計値保持のため必要な範囲(■)と、設 置許可基準規則第12条の要求事項への配慮による範囲(■)にて構成される。

なお、ドレーンとしての集水機能が期待できるものの、設置許可基準規則第12 条適合の観点から管路より除外した範囲(■)については透水層として取扱う。 集水機能の信頼性の詳細検討フローに基づく有効範囲の設定結果を図 5-12 に示す。本図は、「集水機能の信頼性に係る詳細検討フロー」(図 5-3) に基づく整理であり、技術基準規則第 5 条・同第 14 条並びに設置許可基準規則第 3 条第 2項の要求に対応した設備構成である。

工事計画認可

ここに示すとおり、建物・構築物(原子炉建屋、制御建屋、3 号機海水熱交換器建屋)の揚圧力影響(技術基準規則第5条)を考慮し、先に挙げた各条文へ適合させるため、地下水位低下設備を設計値保持のため必要な範囲(■)と、技術基準規則第14条の要求事項への配慮による範囲(■)にて構成するものとした。

なお、ドレーンのうち、耐久性・耐震性を有するが保守管理性を満たせない範囲、耐久性・耐震性及び保守管理性を満たすものの、技術基準規則第 14 条の要求事項への配慮の観点から管路より除外した範囲 (■) については透水層として取扱う。連続した透水層としての機能に期待できない場合は、周辺の地盤相当として取扱う。



添付 2-13 図 地下水位低下設備の設定例

図 5-12 地下水位低下設備の設定結果(まとめ)

・詳細設計を踏まえ具体化した 事項

(設置変更許可と同様のフローに基づき工事計画認可における詳細設計(工事計画認可で実施した浸透流解析を含む)も踏まえ検討した結果,設置変更許可よりドレーン配置・構成が変更となっている。)

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

添付資料3 設置変更許可段階及び工事計画認可以降の提示内容

1. 設置許可基準規則における対応条文への適合の考え方

添付 3-1 表 設置許可基準規則に対する基準適合の考え方と 工事計画認可段階における提示内容 第3条(設計基準対象施設の地盤)

設置変更許可

***	許可基準規則	設置許可基準規則	基準適合の考え方	設置変更許可申請書	詳細設計段階	
Q4: 4	計可量學規則	の解釈	考え方	必要な設備等	への反映箇所	における提示 内容
	設計基準対象施設は、 次金第二項の規定によって生する非子の機能の の事業する機能の最近、 で生するおそれがある。 その安全機能の最大によって生するおそれがある。 を限する放射線による 公衆への影響の程度が、 が明大さいでは、同事条第三 現に規定する基準を設定したい。 が自然では、同事条第三 対金を重要を行っては、同条第三 対金を重要を行っては、同条第三 対金を重要を行っては、同条第三 対金を重要を行っては、同条第三 対金を重かを一からに支持を により上が上に大きな へのようによりた。 によりたりに支持 なくてもそのと考述により、 なくてもそのと方法に より設けるとができるときは、この限りでない。	(部付3-8 表) 主要簡 所放体的 (部付3-8 表) 主要簡 定 建 型 性 原 型 性 原 型 性 原 型 性 型 性 更 型 性 更 型 性 更 型 性 型 性 型 性 型 性 型	耐寒重要施設の基礎地盤 ・基礎地盤の安定性評価の条件として地下水低の度と対話を記載 (基準器合はこの条件を用いた安 定性評価により確認)	_	添付書類六 - 地震力に対する 基礎地盤の安定性 評価(地下水位)	(設置許可段階 で説明) 地下水位低下原 備の耐興性。 はいて他の耐興性にいい は 地域を の対理 が は 他の が 機 を は い に が に を は の に い が は の を は の を は の を は を と が と を と を と を と を を と を を を を を を を
第三条 (設計基準対象 施設の地盤)	ない。 変用サイスクは、変 悪用サイスクは、変 悪した場合において しその安全機能が相 なわれるおそれがな なわれるおそれがな が地盤に戻りなけれ ばならない。	る。(統付3-8 表、主要循 所放粋) 「 <u>医形」とは、</u> 地震 発生に伴う地殻変動 によって生じる支持 地盤の傾斜及び接み 並び <u>上地票発生に伴</u> う建物・構物間の 不等位下、流枕化及 び超中的込化下等 の周辺地盤の変状を いう。	耐薬重要施設の周辺地盤 ・耐薬重要検証については、 遊状 ・ 経典・ は、	・常設の地下水 位低下設備 観能喪失への対応として、可樂 型設備及び予備 品を継保	添付書類六 - 地盤 - 周辺地盤の変状に よる施設への影響 評価 - 関連 所付書類ハ - 安全設計/個質設計 - 耐撲重要施設	・耐機性に関する説明書 の国条の書 査において確 認)
	3 耐機重要施設及び 兼用キャスクは、変位 が生ずるおそれがない 地盤に設けなければな らない。ただし、業用 キャスクにあっては、 地盤に変位が生じても その安全機能が積なわ れない方法により設け ることができるとき は、この限りでない。	(記載を省略)	―― (地下水位設定とは関連しない)	-	_	_

変更なし

(本整理を踏まえ,設置変更許可申請書の記載へ反映済。なお,工事計画認可で示す耐震計算書は,設置許可基準規則第3条第1項に対応する支持性能に係る確認結果を含め記載。設置許可基準規則第3条第2項に対する適合性は,耐震計算書にて説明。)

工事計画認可

・可搬型設備及び予備品については「VI-2-1-1-別添1 地下水位低下設備の設計方針」にて説明。

資料番号他

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

			 設置変更許可				工事計画認可	資料番号他
							・変更なし	・可搬型設備及び予備品につい
	添付 3-2 表	設置許可	基準規則に対する	基準適合の	り考え方と		(本整理を踏まえ、設置変更許可申請書の記載へ反映済。なお、工事計画認可	ては「VI-2-1-1-別添 1 地下
工事	計画認可段階に	おける提示に	内容 第38条(重	大事故等	対処施設の地	盤)	で示す耐震計算書は、設置許可基準規則第38条第1項に対応する支持性能に	水位低下設備の設計方針」に
	設置許可基準規則	設置許可基準規則 の解釈	基準適合の考え方 老ネカ		設置変更許可申請書 への反映箇所	詳細設計段階 における提示 内容	係る確認結果を含め記載。設置許可基準規則第 38 条第2項に対する適合性 は、耐震計算書にて説明。)	て説明。
第三十八 《重字对处 施設の地	重大事故等対処施設は、大に 担づる施設の区分に定じ、支 担づる施設の区分に定じ、定け だければならか地震。 一重大事故防止設備のうち 常設のも助りに設備」という。) であって、影響変態機関を代替する 備が有する機能を代替する要 備が有する機能を代替する要 場が有いて格性のであって、影響を が多対処施定(特定重点・本体 等対処施定とも進展ががて格当の 上を場合とができる地震がでも当ち 上を場合とができる地震がである。 一常設制速度を行びても当ち を持てしたができる地震がでも当ち がを加いても当ち がを定める。 一常設制速度を持つなる 大事故が止設備が設置される の規定による地震がでも当地である 大事故が上設備が設置される の地震がある。 一常設制速度を対処を が変態がある。 一常設制を が変態がある。 一常の規定ができる地域 ができる。 が変態を がったり が変態を がったり が変態を がったり が変態を がったり が変態を がったり が変態を がったり が変態を が変態を がったり が変態を がったり が変態を がったり が変態を がったり が変態を がったり が変態を がったり が変態を がったり が変態を がったり が変態を がったり が変態を が変態を がったり が変態を がったり が変態を がったり が変態を がったり が変態を がったり が変態を が変態を がったり が変態を がったり が変態を がったり が変態を がったり	1 第38-本の通、無規 ・ 一型 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	考え方 高設重大事位等対処施設の基礎地盤 ・基礎地盤の安定性野番の条件として地下水位の設定が許を記載 (基準適合はこの条件を用いた安 定性評価により雑誌)	必要な設備等	語付書類六 -地盤 -地類加工的する基 環地盤の安定性評 値(地下水位)	(設度計可段階で第二条と併せ で第二条と併せ で説明)	は、順展計算者にく説明。)	
	2 重大事務等対熱難定 (前 項第二等の重大事務等対地 施設を除く、次項及び攻条 第二項において同じ)社 進野した舞台においても重 大事故等に対策するために 必要な機能が構なわれる分 それがない地盤に設けなけ ればならない。		常産重大事被等対地施定の周辺機能 ・家設重大事を等対地施定について は、放社化、超中り込みは下等の 関連権を変更を書庫と単合に 担いても、当該施設の機能が組な われるおそれがないように設計する。 ・常設重大事体等対地施設の設計は はいては、防側機の下方を燃盤改 良するために帰側へか地下水の成 はが選勝されば下などが終密的 が近まさればあるとい カ大化を一定や個門などを 地下水化を記した状化があるとい 地下水化を正定機関性を発生を 地下水化を正定機関性に受計する 地下水化を大化を下設 地下水化を下設 地下水化を記し木柱の影響を 地下水化を対した状の影響を 地下水化を対した状の影響を 地下水化を対した状の影響を 地下水化を対した状の影響を 地下水化を対した状の影響を 地下水化を対した状の影響を 地下水化を対した状の影響を 地下水化を対した状の影響を 地下水化を対した状の影響を 地下水化を対した状の影響を 地下水化を対した状で、 地質の下がたりな変化に伴う影 をできませる。有効だり解析を 実施する。有効だり解析を 実施する。有効だり解析を に用いる液状の旋转性は、、 影地の原地能における代表性及で興福 性を構建えた上で保守性を考慮して で設定する。	・希波の地ト水 位低下辺備 (機能要失への対 応として、可能 型と個及び予備 品を確保	部作書類ペール盤 - 周辺地盤の変状に よる施設への影響 評価 部作書類ハ - 設置許可基準規則へ の適合 - 第二十九条	・耐酸性に関する説明書 (第三十九条の 審査において確 謎)		
	3 重大事故等対処施設は、 変位が生ずるおそれがない 地盤に設けなければならな い。 れない方法により設けること ができるときは、この限りで		(地下水位設定とは関連しない)	_	_	_		

設置変更許可 工事計画認可 資料番号他 ない。 変更なし 可搬型設備及び予備品につ (本整理を踏まえ、設置変更許可申請書の記載へ反映済。基準適合性を示す耐 いては「VI-2-1-1-別添1 地 添付3-3表 設置許可基準規則に対する基準適合の考え方と 震性の確認結果は、工事計画認可において設計用地下水位の設定結果と併せ 下水位低下設備の設計方針」 工事計画認可段階における提示内容 第4条(地震による損傷の防止) にて説明。 耐震計算書にて説明。) 詳細設計 段階にお ける提示 基準適合の考え方 設置変更許可申請書への 反映箇所 設置許可基準規則 設置許可基準規則 の解釈 考え方 必要な設備等 設計基準対象施設は、 (添付 3-9 表,添付 設計基準対象施設 常設の地下水 耐震性に 地震力に十分に耐える 3-10 表, 以下主要箇 設計基準対象施設は、地震力に十 位低下設備 関する説 ことができるものでな 分耐えられる設計とする。 ければならない。 1 第4条第1項に ・設計基準対象施設の設計において 機能喪失への対 -安全設計 (設計用 _高計(数20-21-/3E-大-方4) 規定する「地震力に は、防潮堤の下方を地盤改良する 応として, 可搬 地下水位 型設備及び予備 -耐雪重更度分拓 十分に耐える」と ために海側への地下水の流れが渡 の設定を 断され地下水位が地表面付近まで 品を確保 は、ある地震力に対 会か 上昇するおそれがあるという女川 その他発電用原子炉の して施設全体として おおむね弾性範囲の サイト固有の状況を踏まえ地下水 設計がなされること 位を一定の範囲に保持する地下水 -地下水位低下設備 位低下設備の機能を考慮した水 位, 自然水位より保守的に設定し 2 前項の地震力は、 設計基準対象施設 た水位又は地表面にて設計用地下 水位を設定し水圧の影響を考慮す 地震の発生によって は、耐震重要度に応 生ずるおそれがある 関連 <u>じて</u>、以下のクラス (以下「耐震重要度 設計基準対象施設の 安全機能の喪失に起 分類」という。) に<u>分</u> 耐震重要施設 因する放射線による 類するものとする。 ・耐震重要施設の設計においては、 -周辺地盤の変状による 公衆への影響の程度 被状化、揺すり込み沈下等の周辺 施設への影響認信 に応じて算定しなけ 地般の変状を者庫した場合におい ても, 当該施設の安全機能が損な れば われるおそれがないように設計す ※ 耐震評価において地下水 3 耐震重要施設は、 - 耐震重要施設のう る。(第三条第二項をあわせて確 位低下設備の機能に期待す ち、二以外のもの その供用中に当該耐 震重要施設に大きな ・基準地震動による地 ることは女川サイト固有の 第四条 車項であることから 設置 影響を及ぼすおそれ 震力に対して、その ・耐震設計において、地震時におけ 目的や役割を本文に記載。 (地震による損 がある地震による加 安全機能が保持でき る地盤の有効応力の変化に伴う影 你の防止 速度によって作用す 響を考慮する場合には、有効応力 る地震力(以下「基 二、津波防護施設、浮 解析等を実施する。有効応力解析 水防止設備及び津 準地震動による地震 波監視設備並びに に用いる液状化強度特性は, 敷地 カ」という。) に対し の原他盤における代表性及び網羅 て安全機能が損なわ 浸水防止設備が設 れるおそれがないも 置された建物・構 性を踏まえた上で保守性を考慮し 築物 て設定する。 ・基準地震動による地 震力に対して、それ ぞれの施設及び設備 ・基準地震動 Ss に対して機能維持 する設計とする。 に要求される機能 (<u>C クラス</u>, Ss 機能維持) (津波防護機能、浸 水防止機能及び津波 が保持できること。 4 耐震重要施設は、 前項の地震の発生に よって生ずるおそれ (対象斜面なし) 対して安全機能が損 なわれるおそれがな (注1) 「設置許可基準規則」及び「設置許可基準規則の解釈」欄は、炉心内の燃料被覆材及び兼用キャスクに係る条項の記載を省略している。

		図可段階における提				震性の確認結果は、工事計画認可において設計用地下水位の設定結果と併せ	水位低下設備の設計方針」に
第:	9条(重大事故等	等対処施設/地震に	よる損傷	の防止)		耐震計算書にて説明。)	て説明。
設置許可基準規則	設置許可基準規則の解釈	基準 適合の考え 考え方	必要な設備等	設置変更許可申請書への 反映舊所	詳細設計 段階にお ける提示 内容		
重大事故等対 は、次に定める受 すらのでなけ、 次に定めるを するのでなけ、 ない。 一 常設計量数 支もる重大 地震などを 対している。 - 生 を	施設の は	常定重大事故が熱地設は、地震力 に十分耐えられる設計とする。 常定重大事故が地地設の設計においては、助構地の下方を地盤改良 するために循係への地下水の流れが認動されば下水位が地突面付近 まで上昇するおそれがあると時ま面付近 まで上昇するおそれがあると一下水位を一かの範囲に保持で介に設定 一下水位を下空壁の地震と考慮した 水位、自然水位より保下分的に設定 した水位又は地安面にて設計用地 下水位を設定し水圧の影響を考慮 する。(第三十人条第二項をわせて 「確認」 常設重大事故等が地速2の設計に おいては、液状化、端すり33分で 「下の周辺別機の変状を表慮した 場合においては、液状化、端すり33分で に対しては、液状化、端すり33分で が表したれて、当該施2の変計に おいては、液状化、端すり33分で 機能が損なわれるおそれがないよ 機能が損なわれるおそれがないよ	応として、可敷 型型偏及び予備 急を確保	本文** 添付書類八 設置許可基準規則への適合 第三十九条 陽連 第付書類八 安全設計 耐機設計/基本方針 耐機設計/基本方針 耐機設計/基本方針 耐度設定 地形 木 位低下設備 添付書類六 地形 木 位低下設備 添付書類六 地路 一 表	・耐寒性に関する場合を受ける。		
設は、第四 の地震の差 で生するお る新語の崩潰 で重大事故 するために 能が損化われ れがないも	第三項 によっ に対し に対処 とに対処 要なそ	(対象斜面なし)	_	_	_		

誰じたものであること

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし) 設置変更許可 工事計画認可 資料番号他 変更なし (地下水位設定とは関連しない) 添付3-5表 設置許可基準規則に対する基準適合の考え方と 工事計画認可段階における提示内容 第43条(重大事故等対処施設) (1/2) 詳細設計 段階にお ける提示 内容 基準適合の考え方 設置変更許可申 設置許可基準規則 設置許可基準規則 考え方 必要な設備等 重大事故等対処設備は、次に掲 1 重大事故防止設 げるものでなければならない。 備のうち可搬型のも 一 想定される重大事故等が発 のは、共通要因によ 生した場合における温度、放 って、設計基準事故 (地下水位設定とは関連しない) 射線、荷重その他の使用条件 において、重大事故等に対処 対机設備の安全機 能、使用済燃料貯蔵 するために必要な機能を有効 槽の冷却機能若しく に発揮するものであること。 は注水機能又は常設 二 想定される重大事故等が発 重大事故防止設備の 生した場合において確実に操 重大事故に至るおそ 作できるものであること れがなる事故に対処 三 健全性及び能力を確認する するために必要な機 ため、発電用原子炉の運転中 能と同時にその機能 又は停止中に試験又は検査が が損なわれるおそれ できるものであること。 四 本来の用途以外の用途とし 措置を講じたもので て重大事故等に対処するため あること。 2 第1項第3号の に使用する設備にあっては. 通常時に使用する系統から速 適用に当たっては、 第12条第4項の解 やかに切り替えられる機能を 備えるものであること。 釈に準ずるものとす 五 工場等内の他の設備に対し て悪影響を及ぼさないもので 3 第1項第5号に あること。 六 想定される重大事故等が発 規定する「他の設 備」とは、設計基準 生した場合において重大事故 対象施設だけでな 等対処設備の操作及び復旧作 く、当該重大事故等 業を行うことができるよう、 対処設備以外の重大 放射線量が高くなるおそれが 事故等対処設備も含 少ない設置場所の選定、設置 場所への遮蔽物の設置その他 の適切な措置を誰じたもので 第四十三条 (重大事故 2 重大事故等対処設備のうち 4 第2項第3号及 常設のもの(重大事故等対処 び第3項第7号に規 設備のうち可搬型のもの(以 定する「適切な措置 下「可搬型重大事故等対処設 を講じたもの」と (地下水位設定とは関連しない) 備」という。) と接続するもの にあっては、当該可搬型重大 は、共通要因の特性 を踏まえ、可能な限 事故等対処設備と接続するた り多様性を考慮した めに必要な発電用原子炉施設 ものをいう。 ルその他の機器を含む。以下 「常設重大事故等対処設備」 という。) は、前項に定めるも ののほか、次に掲げるもので なければならない。 想定される重大事故等の収 束に必要な容量を有するもの であること 二以上の発電用原子炉施設 において共用するものでない こと。ただし、二以上の発電 用原子炉施設と共用すること によって当該二以上の発電用 原子炉施設の安全性が向上す る場合であって、同一の工場 等内の他の発電用原子炉施設 に対して悪影響を及ぼさない 場合は、この限りでない。 三 常設重大事故防止設備は、 共通要因によって設計基準事 故対処設備の安全機能と同時 にその機能が損なわれるおそ れがないよう、適切な措置を

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可 工事計画認可 資料番号他 変更なし 設置許可基準規則第6項への 添付3-6表 設置許可基準規則に対する基準適合の考え方と 適合性を示すため、アクセス 工事計画認可段階における提示内容 ルート機能維持に係る詳細検 第43条(重大事故等対処施設) (2/2) 計結果を「VI-1-1-6-別添 1 可搬型重大事故等対処設備の 基準適合の考え方 詳細設計 段階にお ける提示 内容 設置許可基準規則 設置許可基準規則 保管場所及びアクセスルー 必要な設備等 3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一 1 重大事故防止設備のう ト」にて示す。 項に定めるもののほか、次に掲げるものでなけれ ち可搬型のものは、共通要 ばならない。 因によって、設計基準事故 想定される重大事故等の収束に必要な容量に 対処設備の安全機能、使用 (地下水位設定と 加え、十分に余裕のある容量を有するものであ 洛燃料貯蔵槽の冷却維能芸 け関連(1.がい) しくは注水機能又は常設重 二 常設設備 (発電用原子炉施設と接続されてい 大事故防止設備の重大事故 る設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続す に至るおそれがある事故に ることができる常設の設備をいう。以下同じ。) 対処するために必要な機能 と接続するものにあっては、当該常設設備と容 と同時にその機能が損なわ 易かつ確実に接続することができ かつ 一口 れスセそれがかいよう 適 トの系統又は発電用原子恒施設が相互に使用す 切か措置を誰じたものであ ることができるよう、接続部の規格の統一その 他の適切な措置を講じたものであること。 三 常設設備と接続するものにあっては、共通要 当たっては、第12条第4 因によって接続することができなくなることを 項の解釈に進ずるものとす 防止するため、可搬型重大事故等対処設備(原 子炉建屋の外から水叉は貫力を供給するものに 3 第1項第5号に規定す 限ろ、) の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の ろ「他の設備」とは、設計 場所に設けるものであること。 基準対象施設だけでなく、 四 想定される重大事故等が発生した場合におい 当該重大事故等対処設備以 て可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え 外の重大事故等対処設備も 付け、及び常設設備と接続することができるよ う、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場 所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の 適切な措置を講じたものであること。 第四十 五 地震、津波その他の自然現象又は故意による 大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影 (重大 響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処 設備の配置その他の条件を表慮した上で常設面 大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する 六 規定される重大事故等が発生した場合におい 4 第2項第3号及び第3 ・可搬型重大事故 ・常設の地下水位低下設 添付書類八 アクセス て、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は 項第7号に規定する「適切 等対処設備によ -設置許可基準 ルート機 他の設備の被害状況を把握するため、工場等内 な措置を講じたもの」と 規則への適合 能維持に の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置 は、共通要因の特性を踏ま を講じたものであること。 え、可能な限り多様性を考 詳細検討 廣したものをいう。 は, 地震時の液 結果至2 状化に伴う地下 横浩物の浮き上 がりの影響を受 けることなくア 通行性を確保す <u>る設計*1</u>とす 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通 要因によって、設計基準事故対処設備の安全機 能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機 能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るお (地下水位設定と それがある事故に対処するために必要な機能と同 は関連しない) 時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適 切か措置を議じたものであること。 ※1 設置変更許可段階においては、設計用地下水位を地下水位低下設備の効果を考慮した 0.P.+5.0m として、地震時の液状化による地下構造物の浮き上がり評価を実 ※2 工認段階において設計用地下水位を改めて設定した上で、地震時の液状化による地下構造物の浮き上がりを再評価する。なお、評価に当たっては、地下水位低下 設備の機能喪失を想定して、機能喪失に伴う地下水位の上昇程度を考慮する。 注) 重大事故等の発生と同時に地下水位低下設備が機能喪失した場合においても、可搬型重大事故等対処設備のアクセスルートに対する影響はないが、地下水位低下 設備は、共用期間中において常時必要な設備と位置付けていることから、高い信頼性を確保することにより重大事故等時においてもその機能が維持されている状 況を踏まえ、ここでは基準適合の観点から、必要な設備として記す。

	=	投置変更許可			工事計画認可	資料
添付 3-7 表		審査基準に対する基準 段階における提示内		上方と	・変更なし	可搬型設備及すいては「VI-2-」下水位低下設備
		基準道合の考え		数置変更許可 詳細		にて説明。
技術的能力審查基準	技術的能力審査 基準の解釈	考え方	必要な設備等	設置変更許可 申請書への 反映箇所 ける		にこの元列。
基準規則第2条第9号に対 する重要安全施設をいう。	子傭品への取替のた めに必要な機材等」 とは、頻象条件等を 可定 考慮した機材、ガロ ・ 散去等のための重 の機及で検問対応を想 第 定した照明機器等を 合むこと。	・地下水位低下設備が機能喪失した場合に後旧作業等を行うため、必要な 資機材とし、可能型設備及び子値 品を確保する。	・揚水ボンブ等の可能 型型像及び予備品 受電所で共通で配備 立る照明等の資機材			
				添付書類十 -技術的能力 -彼旧作業 に係る事項		
重大事故等 対策における要求事項 1.0 共通事項 1.	<u>事</u> し	・地下水位低下設備の可樂型設備及び 子備品は外部事象の影響を受けない。 場所に保管する。	・外部事象の影響を受 けない保管場所			
③アクセスルートの確保 発電用原子炉湿度者において、起定される五十事故等 発生した場合において、高 の慣旧作業のため、工場等 の道路及び通路が確保できまう、実効性のある運用等 を行う方針であること。	が 備 内 る	・地下水位低下設備の重要安全施設への影響に鑑み、安全機能の重要度分 報合體まえて調する設計上及び機能 接失時の配慮により、地下水位は一 や範囲に保持される。このことから、地下水位は一定の名間に保持される。このことから、地下水位低下設備の機能を考慮 地下線造物の浮き上がりが発生せず、アクセスルートの通行性は確保 される。 地下水位低下設備の機能喪失を想定 してら、地襲時の液状化に伴う地下 横浩物の浮き上がりが発生せ 地下水位低下設備の機能喪失を想定 してら、地襲時の液状化に伴う地下 横浩物の浮き上がりが発してアクセスルートの通行性を外部からの支援 が可能となるまでの一定期間離保す る設計とする。	-			
		・地下水位低下設備の後旧作業に約確かつ季軟に対処できるように、手順 事及び必要な作制を整備するととも、 に、教育及び回線を基備するととも、 に、教育及び回線を基備するとも、 の、定期間を超え表別に及ぶ場合を 知定は、別源支援等によりアクセスルートの連行性の確保を図る手順と体 制の整備を行う。				

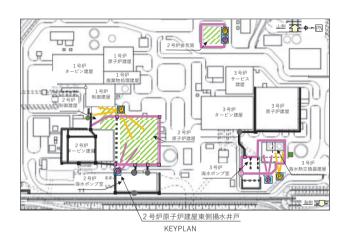
設置変更許可	工事計画認可	資料番号他	
補足説明資料 4 三次元浸透流解析による防潮堤沈下対策の影響確認結果 2. 地下水位低下設備が機能しない場合の地下水位分布 地下水位低下設備の機能喪失後,地下水位が上昇し施設等の安全性に影響を与えるレベルに達するまでの期間を「時間余裕」として定義する。この時間余裕は,地下水位に係る対策の妥当性を検証する場合等,必要に応じて参照する。 3. 地下水位低下設備が機能しない場合の影響 地下水位低下設備の機能停止後の水位上昇範囲は,初期段階では建屋近傍に限定されることから(補足説明資料6参照),揚圧力影響と液状化影響は段階的に生じるものと想定される。 アクセスルート(0.P.+14.8m盤)については地下水位が上昇した場合に,地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりの影響を受ける可能性がある。これに対して,「第1編 2.4(3) c.アクセスルート機能維持の方針」に示す配慮事項により,地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりの影響を受けることなく通行性を確保する設計とする方針としている。	6.3 復旧措置に係る可搬ポンプユニットの配備数の妥当性確認 可搬ポンプユニットの配備数の妥当性として,各エリアの全ての地下水位低 下設備が同時に機能喪失した場合においても,各建屋に作用する平均揚圧力が 設計揚圧力に到達するまでの時間(以下「時間余裕」という。)内に,計画して いる可搬ポンプユニットの配備数により各エリアの水位低下措置を完了できる ことを確認する。 ・変更なし (設置変更許可の整理を踏まえ,工事計画認可では影響が早期に生じる揚圧力 影響に着目し時間余裕を評価。また,設置変更許可の整理を踏まえたアクセ スルートの評価を実施。)	計方金 ・記載表現の相違 (実質的な相違なし) VI-2-1-1-別添 1 地下を	備針 水備針時地方設 低設
液状化影響の評価については、「別紙 17 液状化影響の検討方針」に基づき評価を行う方針とし、その概要は以下のとおりである。 ・ 液状化等の周辺地盤の変状による施設への影響評価においては、 施設周辺の地下水位や地盤等の状況を踏まえて、液状化検討対象施設を抽出する。 ・ 抽出した液状化検討対象施設に対し、液状化等による影響が及ぶおそれがある場合は、有効応力解析または全応力解析を行い、保守的な解析手法を選定する。 ・ 液状化を考慮する場合の評価は、地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮し	・変更なし (工事計画認可では、液状化検討対象施設を幅広く抽出する観点から設計用地下水位を高めに設定。) ・変更なし (保守的な解析手法を選定する方針に変更なし。工事計画認可では、「有効応力解析または全応力解析」の判断がしがたい場合は、双方を実施し耐震評価を行うこととした。) ・変更なし ([2 耐震設計の基本方針] 2.1 基本方針(10)(11)へ同様の方針を記載)		
た評価(有効応力解析等)によるものとし、有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。			

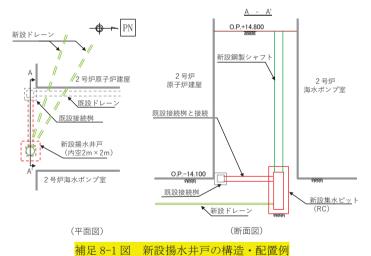
緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可

補足説明資料8 新設揚水井戸・ドレーンの構造・配置及び施工例

揚水井戸の位置及び構造並びに施工方法については工認段階で詳細検討を行い 決定する。





(参考資料6) 地下水位低下設備の概要

- 1. 地下水位低下設備の概要
- 1.1 全体構成

地下水位低下設備のうちドレーン及び揚水井戸の平面配置を図 6-3 に示す。

工事計画認可

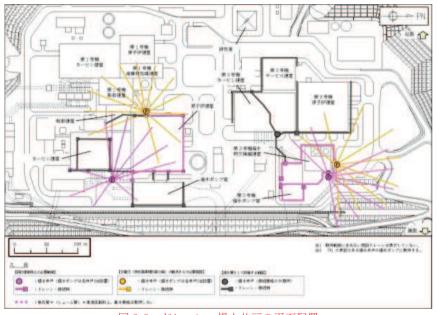


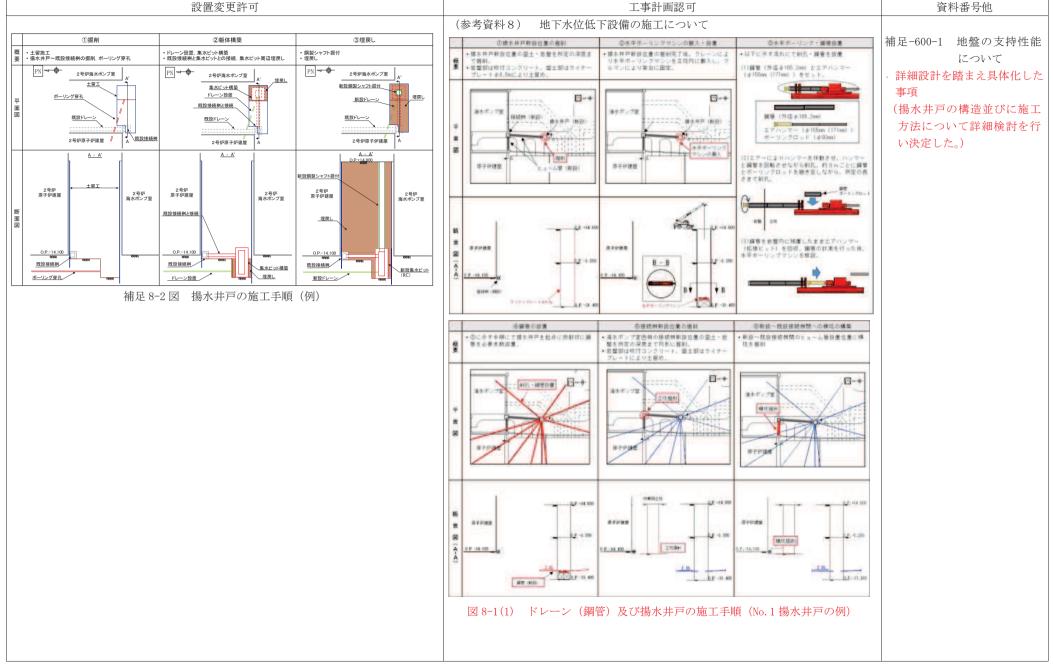
図 6-3 ドレーン・揚水井戸の平面配置

資料番号他 補足-600-1 地盤の支持性能 について

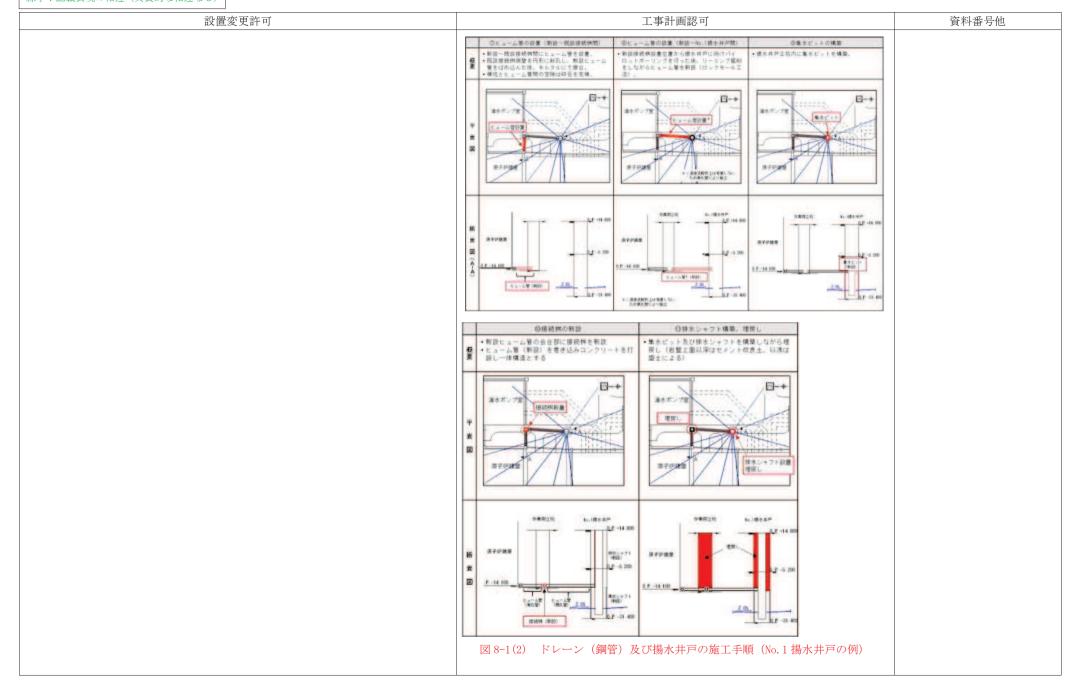
詳細設計を踏まえ具体化した 事項

(揚水井戸の位置について詳細検討を行い決定した。)

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)



緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

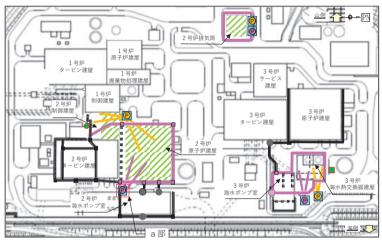


緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

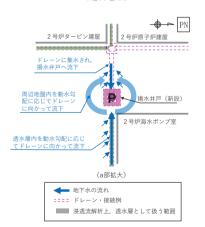
設置変更許可

補足説明資料9 2号炉海水ポンプ室周辺のドレーンに集水される地下水について

集水機能を担うドレーンに接続桝を介す等により地盤(B-1, B-2)として取扱 う既設ドレーンが接続される箇所があるが、集水機能に影響を及ぼさない構造で あることを工事計画認可段階で示す。



KEYPLAN



補足 9-1 図 2 号炉海水ポンプ室周辺のドレーンからの地下水の排水経路イメージ

(参考資料8) 地下水位低下設備の施工について



工事計画認可

KEYPLAN

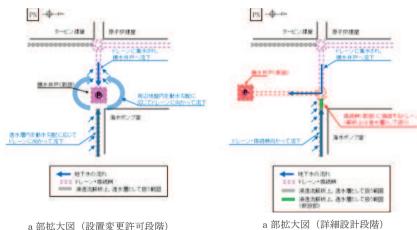


図 8-2 海水ポンプ室周辺のドレーンからの地下水の排水経路

資料番号他

補足-600-1 地盤の支持性能 について

詳細設計を踏まえ具体化した 車項

(地盤扱いとする海水ポンプ 室周辺のドレーンと,管路扱 いとする新設ドレーンとの 接続箇所について, 集水の確 実性の観点から、ドレーン端 部と新設する接続桝を 接続 する設計とした。なお、ヒュ ーム管は地盤扱いとする範 囲を含めて耐震性を確認し ている。)